

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について  
—その八 七月五日状、語注解—

萩原義雄

『庭訓往來註』七月五日状〔本文翻刻〕

393 乍恐申入候。不慮之外被<sup>カリ</sup>驅<sup>レ</sup>加傍輩之所<sup>ヒ</sup>當<sup>キ</sup>候之間微 - 力之所<sup>レ</sup>及  
依<sup>テ</sup>令<sup>ルニ</sup>奔<sup>レ</sup>走東西<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>寸暇直<sup>ニ</sup>捧<sup>レ</sup>愚状<sup>ノ</sup>候 直<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>寸接<sup>ニ</sup>間、不<sup>レ</sup>  
及<sup>レ</sup>傳奏書<sup>ニ</sup>。直<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>棒也。以<sup>レ</sup>右筆書<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>本ト。雖<sup>レ</sup>然急間也。〔謙堂文庫藏三九右⑩〕

394 自由之至得<sup>レ</sup>御意<sup>ニ</sup>内々可<sup>キ</sup>被<sup>ルハ</sup>洩<sup>申</sup>也 披露可<sup>レ</sup>申。

〔謙堂文庫藏三九左②〕

395 抑来廿日比勝 - 負之<sup>レ</sup>經 - 營候爲<sup>レ</sup>風 - 流<sup>ニ</sup>可<sup>キ</sup>入<sup>ル</sup>物<sup>ノ</sup>非<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>紅 - 葉重  
ヤナキ 楊 - 裡薄 - 紅 - 梅色々<sup>ノ</sup>筋小袖小 - 隔<sup>子</sup>織 - 物單衣濃 - 紅<sup>ノ</sup>袴美精 - 好<sup>ノ</sup>裳  
モ 唐 - 綾狂 - 文<sup>ノ</sup> 色々有<sup>レ</sup>浮紋<sup>ニ</sup>乱合云也。〔謙堂文庫藏三九左③〕

396 唐 - 衣朽 - 葉地 - 紫羅<sup>キヌ</sup> 藍染<sup>ノ</sup>黒也。〔謙堂文庫藏三九左⑥〕

397 裕<sup>メ</sup>練<sup>緯</sup>浮<sup>ニ</sup>文<sup>ノ</sup>綾摺<sup>ニ</sup>繪書目結<sup>ノ</sup>卷染<sup>ム</sup>村紺<sup>コ</sup> 衣裳紋也。

〔謙堂文庫藏三九左⑥〕

398 搔<sup>カキ</sup>淺<sup>黄</sup> 水色紋付。〔謙堂文庫藏三九左⑦〕

399 小袖同懸帶<sup>ノ</sup>繪手箱<sup>ノ</sup>硯<sup>函</sup> 硯<sup>ハ</sup>子路作也。〔謙堂文庫藏三九左⑧〕

400 冠<sup>カンムリウーキ</sup>表<sup>ウハ</sup>衣<sup>ハ</sup>水<sup>早</sup> 常住<sup>ノ</sup>非<sup>ニ</sup>衣裳<sup>ニ</sup>天 - 下早<sup>ル</sup>時<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>祈<sup>ヒ</sup>此服<sup>ヲ</sup>着也。

〔謙堂文庫藏三九左⑨〕

401 狩衣烏帽子直垂<sup>ウカヤ</sup> 鴟草不葺合尊<sup>ノ</sup>尾篋之義<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>本也。〔謙堂文庫藏三九左⑨〕

402 大口大帷<sup>ムカバキ</sup>太刀長刀腰刀<sup>ノ</sup>箆<sup>ノ</sup>胡籙<sup>ノ</sup>大星<sup>ノ</sup>行<sup>膝</sup> 鹿<sup>ノ</sup>春<sup>ノ</sup>皮也。

〔謙堂文庫藏三九左⑩〕

403 房鞦牛<sup>ノ</sup>胸懸等雖<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>上品<sup>ニ</sup>任<sup>ニ</sup>註文<sup>ニ</sup>无<sup>ニ</sup>相違<sup>ニ</sup>之様<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>下</sup>

也。恐々謹言〔謙堂文庫藏四〇右①〕

404 七月七日 尚書曆曰七月七日禺中洗浴除罪禺中者巳時也。玄女五姓圖云、七月七日午時沐浴除<sub>レ</sub>四千罪<sub>一</sub>大吉。仲尼、遊方問録云、昔高辛氏有<sub>レ</sub>子。七歳性嗜<sub>レ</sub>湯餅<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>七月七日<sub>一</sub>死故、其日作湯餅<sub>一</sub>祀<sub>レ</sub>之。因<sub>レ</sub>此后人郊爲<sub>レ</sub>節也。金谷園記云、七月七日夜洒<sub>一</sub>掃於庭露<sub>一</sub>。施<sub>レ</sub>机<sub>レ</sub>菴<sub>レ</sub>甘菓酒醢<sub>一</sub>、兼散<sub>レ</sub>香粉於庭上<sub>一</sub>。以清河鼓織女言、奕々白氣歳石反美兒也。光耀五色以爲<sub>レ</sub>徽。応見者便拜而願<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>壽。子若有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>乞。唯得<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>一、兼求不<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>三及<sub>一</sub>。得自<sub>一</sub>古來<sub>一</sub>往々皆有<sub>一</sub>其驗<sub>一</sub>。尺素<sub>一</sub>曰、穀ノ葉ノ上ノ索餅ハ七夕ノ風{流}。〔謙堂文庫藏四〇右④〕

405 進上宮内少輔殿 {司農尚書} 兵衛尉大中臣 {往左衛門尉}〔謙堂文庫藏四〇右⑩〕

相當從五位下唐名工部員外郎。〔天理図書館藏『庭訓往來註』頭注書込み〕

《語彙研究》語彙一覽

0700-01 「乍恐（おそれながら）」（393：2003.02.09）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遠」部に、

恐。惶。怖。畏。懼。〔元龜本 84 五〕

恐。惶。怖。畏。懼。〔静嘉堂本 103 七〕

恐。惶。怖。畏。懼。〔天正十七年本〕〔西来寺本〕

とあって、標記語「恐」の語を収載し、その読みを「ヲソル、ルル」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、

乍恐申入候。不慮之外被驅加傍輩之所營候之間微力所及依令奔走東西不得寸暇直捧愚状候〔至徳三年本〕

乍恐申入候。不慮之外被駟加傍輩之所營候之際微力所及依令奔走東西不得寸暇直捧愚状候〔宝徳三年本〕

〔建部傳内本〕

乍<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>入候。不<sub>一</sub>慮ノ之外<sub>一</sub>被<sub>一</sub>駟<sub>一</sub>加<sub>一</sub>傍<sub>一</sub>輩ノ之所<sub>一</sub>營<sub>一</sub>候間<sub>一</sub>微<sub>一</sub>力之所<sub>一</sub>覃<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>ル<sub>一</sub>ニ<sub>一</sub>奔<sub>一</sub>走<sub>一</sub>東<sub>一</sub>西<sub>一</sub>ニ<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>寸<sub>一</sub>暇<sub>一</sub>ヲ<sub>一</sub>直<sub>一</sub>捧<sub>一</sub>シ<sub>一</sub>愚<sub>一</sub>状<sub>一</sub>ヲ<sub>一</sub>候<sub>一</sub>。〔山田俊雄藏本〕

乍<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>申入候。不慮<sup>レ</sup>ノ之外<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>駢<sup>カ</sup>加<sup>ヘ</sup>傍輩<sup>ノ</sup>之所<sup>ヒ</sup>營<sup>ヒ</sup>候之間<sup>ヒ</sup>微力<sup>ノ</sup>之所<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>依<sup>テ</sup>令<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>奔走<sup>ニ</sup>東西<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>寸<sup>カ</sup>暇<sup>ヲ</sup>直<sup>ニ</sup>捧<sup>ケ</sup>ニ<sup>サ</sup>愚状<sup>ヲ</sup>候〔経覺筆本〕

乍<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>申入候。不慮<sup>ノ</sup>之外<sup>ニ</sup>被<sup>カ</sup>駢<sup>ニ</sup>加<sup>ヘ</sup>傍輩<sup>ノ</sup>之所<sup>エ</sup>營<sup>ヒ</sup>候間<sup>ヒ</sup>微<sup>ト</sup>力<sup>ノ</sup>之所<sup>レ</sup>及<sup>フ</sup>依<sup>テ</sup>令<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>奔走<sup>ニ</sup>東<sup>ニ</sup>西<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>寸<sup>カ</sup>暇<sup>イ</sup>トマ<sup>ラ</sup>直<sup>ニ</sup>捧<sup>ケ</sup>ニ<sup>サ</sup>愚<sup>ト</sup>状<sup>ヲ</sup>候

〔文明本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

威 オソロシ。恐厲此時 已上同。〔黒川本・辞字中 68ウ②〕

恐 オソル・オツ。懼畏怖悚惶怕懼 亦作懼。慄 戰一。兢 已上同／一〃式慎也。

威 オソロシ。恐厲 已上同。〔卷第六・辞字 324④～325①〕

とあって、標記語「恐」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「恐」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

乍<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>キヨフサク〔上・入〕。〔態藝門 224①〕

とあって、標記語「乍恐」の語を収載し、その読みを「をそれながら」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

恐<sup>オソル</sup>。畏<sup>同</sup>。怖<sup>同</sup>。〔弘・言語進退 65③・④〕 惶<sup>ヨツ</sup>ヲソル／ヲノク。〔弘・言語進退 66③〕

惶<sup>ヨツ</sup>ヲソル 恐怖畏。〔永・言語 67①〕 怖<sup>ヨソル</sup>。恐頂噴／想。〔永・言語 67③〕

惶<sup>ヨソル</sup> 恐怖／畏。〔堯・言語 61③〕 怖<sup>ヨソル</sup> 恐噴／慎想。〔堯・言語 61④〕

惶<sup>ヨツ</sup> 恐怖畏。〔両・言語 72①〕 怖<sup>ヨソル</sup> 恐噴／噴想。〔両・言語 72②〕

とあって、標記語「恐」の語を収載し、その読みを「をそ・る」とし、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

恐怖<sup>オソル</sup>。〔言辞 127③〕

とあって、標記語「恐怖」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「おそ・る」として、「恐」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているものである。そして、「乍恐」で収載

したものとしては、広本『節用集』があり、その共通性を見て取ることができる。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語「乍恐」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

乍<sup>ヲソレ</sup>恐<sup>ウヤマ</sup>申入候 トハ。敬ヒナカト云心ナリ。〔下十三オ②～⑧〕

とあって、この標記語「乍恐」の読みを「をそれ（ながら）」とし、その語注記は、「敬ひながらと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

恐<sup>おそれながら</sup>乍<sup>しき</sup>申入候／乍<sup>しき</sup>恐申入候 同上なる人へ直に申入るゆへおそれながらと云し也。〔51ウ④〕

とあって、標記語「乍恐」の読みを「おそれながら」とし、語注記は、「同上なる人へ直に申入るゆへおそれながらと云ひしなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

おそ ながらまう さふら ふりよの ほかほうばい しよゑい かりくハ れ さふら のあいだびりよくの  
 恐れ乍<sup>おそ</sup>申し入れ候<sup>ながらまう</sup>ふ。不慮<sup>さふら</sup>之外<sup>ふりよ</sup>傍輩<sup>のほかほうばい</sup>の所<sup>しよゑい</sup>營<sup>かりくハ</sup>に驅<sup>れ</sup>加<sup>さふら</sup>えら被<sup>の</sup>候<sup>あ</sup>ふ之間<sup>の</sup>微力<sup>の</sup>之<sup>あいだびりよくの</sup>  
 およ ところとうざい ほんそう し よ すんか ず ぢき ぐじやう さい さふらし じゆうの  
 及<sup>およ</sup>ぶ所<sup>ところ</sup>東西<sup>とうざい</sup>に奔走<sup>ほんそう</sup>せ令<sup>し</sup>むるに依<sup>よ</sup>て寸暇<sup>すんか</sup>を得<sup>ず</sup>不<sup>ぢき</sup>直<sup>ぐじやう</sup>に愚<sup>さい</sup>状<sup>さ</sup>を捧<sup>さ</sup>げ候<sup>さ</sup>ふ。自由<sup>じゆう</sup>之<sup>の</sup>  
 いたり さふら きよい え ない入<sup>ら</sup>まう る べ なり そも入<sup>き</sup>きた はつかころしよふけいゑい さふら  
 至<sup>お</sup>に候<sup>ら</sup>ふ御意<sup>ごい</sup>を得<sup>え</sup>て内<sup>ない</sup>内<sup>い</sup>洩<sup>ら</sup>し申<sup>ま</sup>さ被<sup>ら</sup>可<sup>き</sup>き也。抑<sup>お</sup> 來<sup>き</sup>る廿<sup>はつか</sup>日<sup>ころし</sup>頃<sup>しよ</sup>勝負<sup>ふけい</sup>經營<sup>ゑい</sup>に候<sup>い</sup>ふ。  
 ふりう ためい べ のものいつ あら  
 風<sup>ふうりう</sup>流<sup>ためい</sup>乃<sup>べ</sup>爲<sup>の</sup>入<sup>もの</sup>る可<sup>いつ</sup>き之<sup>あら</sup>物<sup>ず</sup>一<sup>い</sup>に非<sup>あ</sup>ず。／乍<sup>しき</sup>恐<sup>しき</sup>申<sup>し</sup>入<sup>ら</sup>候<sup>ふ</sup>フ。不慮<sup>ふ</sup>之<sup>の</sup>外<sup>の</sup>被<sup>ら</sup>駈<sup>り</sup>レ  
 -加<sup>レ</sup>エラ傍輩<sup>の</sup>所<sup>の</sup>營<sup>に</sup>候<sup>候</sup>フ之間<sup>の</sup>微力<sup>之</sup>所<sup>所</sup>及<sup>レ</sup>依<sup>テ</sup>令<sup>ル</sup>ニ<sup>ニ</sup>奔<sup>レ</sup>走<sup>セシ</sup>東西<sup>ニ</sup>  
 不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>寸暇<sup>ヲ</sup>直<sup>ニ</sup>捧<sup>ゲ</sup>愚<sup>状</sup>ヲ<sup>候</sup>フ。自由<sup>之</sup>至<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。得<sup>テ</sup>御意<sup>ヲ</sup>内<sup>々</sup>  
 可<sup>キ</sup>レ被<sup>ル</sup>洩<sup>ラシ</sup>申<sup>サ</sup>也。抑<sup>來</sup>ル廿<sup>日</sup>比<sup>勝</sup>負<sup>之</sup>之<sup>之</sup>營<sup>候</sup>フ。爲<sup>風</sup>流<sup>流</sup>  
 ノ可<sup>レ</sup>入<sup>物</sup>ノ非<sup>ズ</sup>一<sup>ニ</sup>。〔38ウ⑥～39オ②〕

ながら おそれまうしいれさふらふ ふりよの ほかれ から くハへらほうばい しよゑい さふらふの あいだびりき  
 乍<sup>しき</sup>恐<sup>しき</sup>申<sup>し</sup>入<sup>ら</sup>候<sup>ふ</sup>。不慮<sup>ふ</sup>之<sup>の</sup>外<sup>の</sup>被<sup>ら</sup>駈<sup>り</sup>レ 加<sup>レ</sup> 傍輩<sup>の</sup>の所<sup>の</sup>營<sup>に</sup>候<sup>候</sup> 之間<sup>の</sup>微力<sup>之</sup>所<sup>所</sup>  
 のところ およぶよつて しむる ほんさう どうさい ず ぢき すんか ぢき さく ぐじやう  
 之<sup>の</sup>所<sup>所</sup>及<sup>レ</sup>依<sup>テ</sup>令<sup>ル</sup>ニ<sup>ニ</sup>奔<sup>レ</sup>走<sup>セシ</sup>東西<sup>ニ</sup>に<sup>に</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>寸暇<sup>ヲ</sup>を<sup>を</sup>直<sup>ニ</sup>に<sup>に</sup>捧<sup>ゲ</sup>愚<sup>状</sup>を<sup>を</sup>  
 さふらふ じいう の いたり さふらふ え きよい ない入<sup>ら</sup>べ る もら まう なり そも入<sup>き</sup>きた  
 候<sup>ふ</sup>。自由<sup>之</sup>之<sup>の</sup>至<sup>ニ</sup>に<sup>に</sup>候<sup>候</sup>。得<sup>テ</sup>御意<sup>ヲ</sup>を<sup>を</sup>内<sup>々</sup>可<sup>キ</sup>レ被<sup>ル</sup>洩<sup>ラシ</sup>申<sup>サ</sup>也。抑<sup>來</sup>  
 はつか ころしよふけいゑい さふらふ ため ふりう べ いる のもの ならず いつ  
 る廿<sup>日</sup>比<sup>勝</sup>負<sup>之</sup>之<sup>の</sup>營<sup>候</sup>に<sup>に</sup>候<sup>候</sup>。爲<sup>風</sup>流<sup>流</sup>の<sup>の</sup>可<sup>キ</sup>レ入<sup>物</sup>ノ非<sup>ズ</sup>一<sup>ニ</sup>に。

〔68オ②～69ウ②〕

とあって、標記語「乍恐」の語注記は、未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Vosore,ruru,eta. ヲソレ, ルル, エタ. (恐れ, るる, れた) 恐れこわがる。  
→ Cōxei (後生); Moroqe,uru. [邦訳 720 r]

とあって、標記語「恐」の語を収載し、意味を「恐れこわがる」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

をそ・る (自動、四) 【恐・畏・懼】次條の語に同じ。字鏡 53 「畏懼、於曾留、  
於豆<sup>オソ</sup>」天治字鏡十 2 「懼、懼也、乎乃乃久、於曾留」景行紀、十二年十月「今多動<sup>兵</sup>  
衆<sup>ヲ</sup>以討<sup>ト</sup>土蜘蛛<sup>ニ</sup>、若其畏<sup>オソリ</sup>ナバ<sup>ニ</sup>我兵ノ勢<sup>ニ</sup>、將下隱<sup>ト</sup>山野<sup>ニ</sup>、必爲中後愁上」仁賢紀、  
二年九月「難波小野皇后、恐<sup>オソリ</sup>テ宿<sup>モト</sup>ノ不敬自死」續紀、九、神龜元年二月、詔「大命ヲ、  
云云、受けたまはり、懼<sup>オホミコト</sup>理坐す」〔0296-5〕

をそ・る (自動、下二) 【恐・畏・懼】勝つべからずと見て、心挫<sup>くじ</sup>けなやむ。おづ。  
かしこむ。おむ。ひるむ。おびゆ。こはがる。大和物語、下、「いかに聞し召したるに  
かあらむと、歎きおそれて」古今著聞集、十七、變化「鬼神にこそと、おそれ思ひて」〔0296-5〕

とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おそ・  
る【恐】(平安以前では、上二段、四段、下二段と活用し、のち下二段が残る。→おそれる)  
[一][自ラ上二]「おそれる(恐)」に同じ。[二][自ラ四]「おそれる(恐)」に同じ。[三]  
[自ラ下二] →おそれる(恐)」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

彼書云 左衛門少尉源義經、乍恐申上候《訓み下し》彼ノ書ニ云 左衛門ノ少尉源ノ義經、  
恐レナガラ申シ上ゲ候フ。《吾妻鏡》文治四年五月十七日の条》

### 0700-02 「不慮 (フリヨ)」(393 : 2002.06.06)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』の「佐」部に、

不慮<sup>リヨ</sup>。〔元龜本 221 ⑦〕

不慮<sup>リヨ</sup>。〔静嘉堂本 253 ①〕

不慮<sup>リヨ</sup>。〔天正十七年本中 55 ウ⑥〕

とあって、標記語「不慮」の語注記は未収載にする。

古写本『庭訓往來』六月七日の状に、

此間者依連々密々。互忘密々雑談。誠不慮之至也

〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕

此<sub>レ</sub>問<sub>ハ</sub>者依<sub>テ</sub>連<sub>ニ</sub>々物<sub>ノ</sub>念<sub>ヲ</sub>忘<sub>ル</sub>。互<sub>ニ</sub>忘<sub>ル</sub>密<sub>々</sub>雜<sub>々</sub>談<sub>ヲ</sub>。誠<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>慮<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>至<sub>リ</sub>也〔山田俊雄藏本〕

此問者依<sub>テ</sub>連<sub>ニ</sub>々物念<sub>ヲ</sub>忘<sub>ル</sub>。互<sub>ニ</sub>忘<sub>ル</sub>密<sub>々</sub>雜<sub>々</sub>談<sub>ヲ</sub>。誠<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>慮<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>至<sub>リ</sub>也〔経覺筆本〕

此問者依<sub>テ</sub>連<sub>ニ</sub>々物念<sub>ヲ</sub>忘<sub>ル</sub>。互<sub>ニ</sub>忘<sub>ル</sub>密<sub>々</sub>雜<sub>々</sub>談<sub>ヲ</sub>。誠<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>慮<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>至<sub>リ</sub>也〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』、室町時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

不慮<sub>フリヨ</sub>。不虞 同。〔黒川本・重點中 107 オ③〕

不羈一キ。〃覺。〃通。〃用。〃審。〃断。〃日。〃善。〃調。〃了。〃意。〃慮。〃和。〃合。〃次一作翅。〃幸。〃運。〃澤。〃諧。〃肖屑同。〃便。〃熟。〃登。〃祥。〃定。〃朽。〃仕。〃足。〃享<sub>キヤウ</sub>。〃請。〃義。〃欽<sub>ツハシマス</sub>。〃虞。〃易。〃忠。〃敵。〃圖。〃善。〃當。〃具。〃遇。〃孝<sub>ケウ</sub>。〃請。〃備。〃情<sub>セイ</sub>。〃快。〃別。〃思議。〃中用。〃足言。〃周風西北風也。

〔卷第七・疊字 79 ④～80 ④〕

とあって、標記語「不慮」の語を未収載にする。

室町時代の『下學集』〔元和版〕には、

不慮<sub>フリヨ</sub>。〔言辭門 151 ⑤〕

とあって、標記語「不慮」の語注記は未収載にしている。次に広本『節用集』には、

不慮<sub>フリヨ</sub> アラズノフウ・イナヤ、ヲモハカル〔平・去〕。〔態藝門 628 ②〕

とあって、標記語「不慮」で収載する。そして、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

不慮<sub>フリヨ</sub>。〔弘・言語進退 181 ⑥〕  
不慮<sub>フリヨ</sub> 一日。一直。一熟。一淨。一足。一通。一滿。一律。一弃。一明。  
一陳。一便<sub>チン</sub>憶意。一定。一敵。一具。一犯。一運。一審。一食。一當。一  
実。一見。一易。一断。一敏<sub>ビン</sub>鈍ナル兒<sub>チ</sub>。一調<sub>デウ</sub>姪乱義。一辨<sub>ベン</sub>不足之義。一快<sub>クハイ</sub>心中悪兒。  
一會<sub>クハイ</sub>不合義。一覺<sub>カク</sub>失錯義。一孝<sub>カウ</sub>——其子不<sub>レ</sub>隨<sub>ニ</sub>順<sub>ニ</sub>父母<sub>ノ</sub>之命也。一祥<sub>シヤウ</sub>無心義。一悉<sub>シツ</sub>書札  
ノ未<sub>ニ</sub>用。一備<sub>ビ</sub>同上。一合<sub>カウ</sub>不和合義。一法<sub>ホウ</sub>懈怠。一和<sub>ワ</sub>ノ義。一得<sub>トク</sub>心。一肖<sub>セウ</sub>卑体也。肖<sub>シヤウ</sub>ハ似也。  
——トハ不<sub>レ</sub>似人倫<sub>ニ</sub>、義<sub>ヒゲ</sub>卑下<sub>ノ</sub>詞也。一思<sub>シ</sub>儀。〔永・言語 149 ③〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

フリヨ  
不慮一日。一直。一熟。一淨。一足。一通。一滿。一律。一弁。一明。一陳。  
一便<sup>ビンイタム</sup>悼意。一定。一敵。一具。一犯。一運。一審。一食。一當。一實。一見。  
一易。一斷。一敏鈍兒。一調<sup>ベン</sup>姪乱義。辨不足之義。一快。一會。一覺。一孝其子不<sub>レ</sub>  
隨<sub>二</sub>父母之命<sub>一</sub>。一作。一同。一如意。一祥无義。一悉書札 未用。一備同上。一  
合不和義。一法懈怠。一和。一肖。一遜拍子物一情義。〔堯・言語 139 ③〕

とあって、標記語「不慮」の語を収載している。また、易林本『節用集』には、

フシン ギ シン ビン ホフ ジャウ シヤウ セツ デウ カン  
不審一儀。一信。一便。一法。一淨。一祥。一説。一調。一勘。  
ウン ソウ ゲン タイ ツウ イン チウ アン シユツ ジュク  
一運。一増。一減。一退。一通。一姪。一忠。一安。一出。一熟。  
カウ チャウ ジツ リヨ カク ケツ クワイ ボン ダン ドウ  
一孝。一定。一實。一慮。一覺。一闕。一快。一犯。一斷。一動。  
タウ ジツ グ エキ ベン テキ サン ニヨイ チアンナイ  
一當。一日。一具。一易。一辨。一敵。一參。一如意。一知案内。  
一思議。一得心。〔言辞 150 ⑦～②〕

とあって、標記語「不審」の語で、他に「不」の字を冠頭字にする熟語群が四十一語の語注記のなかに「不慮」の語を記載している。

ここで古辞書における「不慮」についてまとめておくと、鎌倉時代の『色葉字類抄』に始まり室町時代の『下學集』、広本『節用集』及び印度本系統の『節用集』、そして『運歩色葉集』と凡ての古辞書に「不慮」の語は収載されている。これは「不慮の事故」のように意味を変えずに現代日本語にあっても継続し続けてきた語の一つと云って良からう。

さて、『庭訓往來註』七月日の状に、標記語を「不慮」についての語注記は未記載にある。

古版『庭訓往來註』では、

タカイ ミツ<sup>ハ</sup> ザウタン フリヨ イタリ  
互ニ忘ル<sub>二</sub>密々ノ雑談ヲ<sub>一</sub>。誠ニ不慮ノ之至也。〔下 8 オ②・③〕

とあって、この標記語を「不慮」とし、その語注記は未記載にある。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

まこと ふりよ のいたりなり フリヨ イタリ  
誠ニ不慮ノ之至也／誠ニ不慮ノ之至也。不慮ハ思ひよらぬ事也。こゝに言こゝろ  
ハ此程ハ打ち つきて世間物さハかしきにつき故たかひに語りあふ事もなく誠に  
おもひもよらぬ事なりとぞ。〔37 ウ①・③〕

とあって、標記語「不慮」でその語注記は「不慮は思ひよらぬ事なり」という。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

まこと ふりよ のいたりなり フリヨ イタリ  
誠ニ不慮ノ之至也／誠ニ不慮ノ之至也。〔三十オ⑥・⑦〕

まこと ふりよ のいたりなり  
 誠に不慮之至也。〔53ウ③〕

とあって、標記語「不慮」の語注記は、未記載にある。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Furio.** フリヨ（不慮）思いがけない、または、俄かな事。〔邦訳 282 r〕

とあって、標記語を「不慮」の語の意味は「思いがけない、または、俄かな事」という。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ふ-りよ〔名〕【不慮】思ひまうけぬこと。意外。不意。杜荀鶴、經廢宅詩「人生當  
 貴盛、修徳可延之、不慮有今日、爭教無破時」盛衰記、十四、南都山門牒状事「去十四  
 日夜、一院第二皇子、不慮之外、所下令入寺給上也」「不慮ノ災」〔1789-2〕

とある。これを現代の『日本国語大辞典』第二版において、標記語「ふ-りよ【不慮】〔名〕

①予測がつかず思いがけないこと。不意であること。また、そのさま。意外。心外。②思慮がないこと。不思慮。③「ふりよ（不慮）の怪我」に同じ」とし、『庭訓往来』からの用例の引用は未記載にしている。

〔ことばの実際〕

兼又、義仲朝臣、爲平家和議、謀反之条、不慮之次第也《読み下し》兼テハ又、義仲朝臣、平家ト和議ノ為ニ、謀反ノ条、不慮ノ次第ナリ。《『吾妻鏡』の寿永三年三月一日条》

### 0700-03 「驅加（かりくわ・え）」（393：2003.02.10）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「加」部に、

カル  
 驅 鹿。〔元龜本 105 ④〕

カル  
 驅 一鹿。〔静嘉堂本 132 ①〕

カル  
 驅 鹿。〔天正十七年本上 64ウ⑦〕

クワフル  
 加 。〔元龜本 198 ⑧〕

クワハル  
 加 。〔静嘉堂本 225 ⑦〕

クワウル  
 加 。〔天正十七年本中 42オ⑥〕

とあって、標記語「驅」と「加」の二語にして収載し、その読みを「か・る」で語注記を「鹿」とし、「くはふ・る」は、語注記を未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「驅加」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「驅加」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、



『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

<sup>クワエル</sup>加 カ[平]。<sup>同</sup>尚シヤウ、ヒサシ・チウ[去]。〔態藝門 551 ①〕

とあって、標記語「驅」の語は未収載にし、「加」の語を収載し、その読みを「くわえ・る」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>クワウ</sup>加。〔弘・言語進退 160 ⑤〕〔永・言語 132 ⑨〕

<sup>クワハル</sup>加。〔堯・言語 122 ①〕

<sup>クワフ</sup>加。〔兩・言語 148 ④〕

とあって、標記語「驅」の語については未収載にし、「加」の語のみを収載する。その読みを「くわ・う {ふ}、わる」とし、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>クワフ</sup>加。〔言辞 135 ①〕

とあって、標記語「驅」の語については未収載にし、「加」の語のみを収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には、訓みを「かけ{り}くは・ふ」とした「驅加」の語は未収載にあり、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にはこの語が見えているのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語「驅加」の読みを「かり(くはへ)」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>カリ</sup>駟<sub>二</sub>-<sup>ハウバイ</sup>加へ<sup>カリクハ</sup>傍輩<sup>モヨフ</sup>ノ之 駟加へト云ハヒキ催ス義也。〔下十三オ④〕

とあって、この標記語「駟加」の読みを「かりくは・へ」とし、その語注記は、「駟加へと云ふは、ひき催す義なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>へうばい</sup>傍輩<sup>しよゑい</sup>申の所<sup>はせくわ</sup>営に<sup>られ</sup>駟加<sup>あいた</sup>へ被候之<sub>二</sub>間<sup>もよほ</sup>ノ被<sub>二</sub>駟加<sub>一</sub>へ傍輩之所<sub>二</sub>営<sub>一</sub>候之間<sub>二</sub>所<sub>一</sub>とハ催しいとなむ事也。下文に勝負の経営といえる類也。〔51ウ四〕

とあって、標記語「駟加」の読みを「はせくはへ」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>類書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

<sup>おそ</sup>恐れ<sup>なからまう</sup>乍<sup>さふら</sup>申し入れ候<sup>ふりよ</sup>ふ。不慮<sup>のほかいほうばい</sup>之外<sup>しよゑい</sup>傍輩<sup>かりくハ</sup>の所<sup>れ</sup>営<sup>さふら</sup>に<sup>のあいだびりよく</sup>駟加<sup>のあいだびりよく</sup>えら<sup>しよゑい</sup>被<sup>かりくハ</sup>を<sup>れ</sup>候<sup>さふら</sup>ふ<sup>のあいだびりよく</sup>之<sup>のあいだびりよく</sup>間<sup>のあいだびりよく</sup>微<sup>のあいだびりよく</sup>力<sup>のあいだびりよく</sup>之<sup>のあいだびりよく</sup>及<sup>のあいだびりよく</sup>ぶ<sup>のあいだびりよく</sup>所<sup>のあいだびりよく</sup>東<sup>のあいだびりよく</sup>西<sup>のあいだびりよく</sup>に<sup>のあいだびりよく</sup>奔<sup>のあいだびりよく</sup>走<sup>のあいだびりよく</sup>せ<sup>のあいだびりよく</sup>令<sup>のあいだびりよく</sup>む<sup>のあいだびりよく</sup>る<sup>のあいだびりよく</sup>に<sup>のあいだびりよく</sup>依<sup>のあいだびりよく</sup>て<sup>のあいだびりよく</sup>寸<sup>のあいだびりよく</sup>暇<sup>のあいだびりよく</sup>を<sup>のあいだびりよく</sup>得<sup>のあいだびりよく</sup>不<sup>のあいだびりよく</sup>直<sup>のあいだびりよく</sup>に<sup>のあいだびりよく</sup>愚<sup>のあいだびりよく</sup>状<sup>のあいだびりよく</sup>を<sup>のあいだびりよく</sup>捧<sup>のあいだびりよく</sup>げ<sup>のあいだびりよく</sup>候<sup>のあいだびりよく</sup>ふ。自<sup>のあいだびりよく</sup>由<sup>のあいだびりよく</sup>之<sup>のあいだびりよく</sup>いた<sup>のあいだびりよく</sup>り<sup>のあいだびりよく</sup>さ<sup>のあいだびりよく</sup>ふ<sup>のあいだびりよく</sup>ら<sup>のあいだびりよく</sup>き<sup>のあいだびりよく</sup>よ<sup>のあいだびりよく</sup>い<sup>のあいだびりよく</sup>え<sup>のあいだびりよく</sup>な<sup>のあいだびりよく</sup>い<sup>のあいだびりよく</sup>人<sup>のあいだびりよく</sup>も<sup>のあいだびりよく</sup>ら<sup>のあいだびりよく</sup>ま<sup>のあいだびりよく</sup>う<sup>のあいだびりよく</sup>る<sup>のあいだびりよく</sup>べ<sup>のあいだびりよく</sup>な<sup>のあいだびりよく</sup>り<sup>のあいだびりよく</sup>そ<sup>のあいだびりよく</sup>も<sup>のあいだびりよく</sup>入<sup>のあいだびりよく</sup>きた<sup>のあいだびりよく</sup>は<sup>のあいだびりよく</sup>つ<sup>のあいだびりよく</sup>か<sup>のあいだびりよく</sup>こ<sup>のあいだびりよく</sup>ろ<sup>のあいだびりよく</sup>し<sup>のあいだびりよく</sup>ょう<sup>のあいだびりよく</sup>ふ<sup>のあいだびりよく</sup>け<sup>のあいだびりよく</sup>い<sup>のあいだびりよく</sup>ゑ<sup>のあいだびりよく</sup>い<sup>のあいだびりよく</sup>さ<sup>のあいだびりよく</sup>ふ<sup>のあいだびりよく</sup>ら<sup>のあいだびりよく</sup>至<sup>のあいだびりよく</sup>に<sup>のあいだびりよく</sup>候<sup>のあいだびりよく</sup>ふ<sup>のあいだびりよく</sup>御<sup>のあいだびりよく</sup>意<sup>のあいだびりよく</sup>を<sup>のあいだびりよく</sup>得<sup>のあいだびりよく</sup>て<sup>のあいだびりよく</sup>内<sup>のあいだびりよく</sup>内<sup>のあいだびりよく</sup>洩<sup>のあいだびりよく</sup>し<sup>のあいだびりよく</sup>申<sup>のあいだびりよく</sup>さ<sup>のあいだびりよく</sup>被<sup>のあいだびりよく</sup>可<sup>のあいだびりよく</sup>き<sup>のあいだびりよく</sup>也。抑<sup>のあいだびりよく</sup>來<sup>のあいだびりよく</sup>る<sup>のあいだびりよく</sup>廿<sup>のあいだびりよく</sup>日<sup>のあいだびりよく</sup>頃<sup>のあいだびりよく</sup>勝<sup>のあいだびりよく</sup>負<sup>のあいだびりよく</sup>經<sup>のあいだびりよく</sup>營<sup>のあいだびりよく</sup>に<sup>のあいだびりよく</sup>候<sup>のあいだびりよく</sup>ふ。

ふうりう ためい べ のものいつ あら  
 風流乃爲入る可き之物一に非ず。／乍、恐レ申シ入レ候フ。不慮之外被レ駢<sub>レ</sub>リ  
 -加エヲ傍輩ノ所営ニ候フ之間微力之所レ及依テ令ルニ奔<sub>レ</sub> 走セシ東西ニ  
 不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>寸暇ヲ直ニ捧ゲ<sub>レ</sub>愚状ヲ候フ。自由之至ニ候フ。得テ御意ヲ内々  
 可<sub>レ</sub>キ被ルハ洩ラシ申サ<sub>レ</sub>也。抑来ル廿日比勝-負之経-営候フ。爲<sub>レ</sub>風-流  
 ノ可<sub>レ</sub>入人物ノ非ズ<sub>レ</sub>一ニ。〔38ウ⑥～39オ②〕

ながら おそれまうしいれさふらふ ふりよ の ほかれ から くへらほうばい しようい さふらふの あいだびりき  
 乍レ恐申入候。不慮之外被レ駢<sub>レ</sub>リ-加<sub>レ</sub>傍輩の所営ニ候之間微力  
 のところ およぶよつて しむる ほんさう どうさい ず え すんか ちき さつ ぐじやう  
 之所レ及依レ令<sub>レ</sub>に奔<sub>レ</sub>走<sub>レ</sub>せ東西に不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>寸暇を直に捧<sub>レ</sub>げ<sub>レ</sub>愚状を<sub>レ</sub>  
 さふらふ じいう の いたり さふらふ え きよい ないへ る もら まう なり ともへきた  
 候。自由之至に候。得<sub>レ</sub>て御意を内々可<sub>レ</sub>キ被<sub>レ</sub>洩<sub>レ</sub>し申<sub>レ</sub>さ<sub>レ</sub>也。抑<sub>レ</sub>来  
 はつか ごろしようぶけいらい さふらふ ため ふうりう べ いる のもの あらず いて  
 る廿日比勝負経営に候。爲<sub>レ</sub>風流の可<sub>レ</sub>入之物ノ非<sub>レ</sub>一に。

〔68オ②～69ウ②〕

とあって、標記語「驅加」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

*Faxecuauari,u,atta.* ハセクワワリ、ル、ツタ。(馳せ加はり、る、つた) 走って  
 行って他の人々の中に入りこむ。〔邦訳 214〕

とあって、標記語「馳加」の語を収載し、意味を「走って行って他の人々の中に入りこむ」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「かりくは・ふ(動)【驅加】」や「かけくは・ふ【驅加】〔動〕」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「かりくは・える【驅加】〔動〕」、「かけくは・える【驅加】〔動〕」の両語とも未収載にし、訂誤『庭訓往來捷注』の訓みの「はせ-くわわ<sub>レ</sub>る【馳加】〔自ラ四〕かけつけて加わる。馬を走らせて来て参加する。はせ参じる」の語をもって収載するものである。そして、『庭訓往來』の語用例は未記載にしている。

### 〔ことばの実際〕

これをこそ珍事なりと騒ぐところに、また同じき十三日の晩景に、備後国より早馬到来して、「桜山四郎入道、同じく一族等、御所方へ参つて旗を上げ、当国の一宮を城郭として立て籠る間、近国の逆徒等、少々馳せ加はつて、その勢すでに七百余騎、国中をうち靡け、あまつさへ他国へうち越えんと企て候ふ。《『太平記』卷第三・笠置軍の事付けたり陶山・小見山夜討の事》

**0700-04 「傍輩 (ハウバイ) (393 : 2002.09.05)** は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その七 六月十一日状、語注解— (駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I、2007年3月発行) の0611-17「<sup>ハウバイ</sup>傍輩」(341:2002.09.05) 73頁～76頁参照。

**0700-05 「所營 (シヨエイ) (393 : 2003.02.11)**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、「<sup>リヤウ</sup>所領。<sup>ダイ</sup>所帶。<sup>ギヤウ</sup>所行。<sup>ユウ</sup>所用。<sup>ム</sup>所務。<sup>ラウ</sup>所勞。<sup>マウ</sup>所望。<sup>ゾン</sup>所存。<sup>セン</sup>所詮。<sup>タウ</sup>所當。<sup>シヨ</sup>所々。<sup>ハ</sup>所爲」の十二語を収載するが、標記語「所營」の語は未収載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「所營」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語を「所營」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には、「所營」の語を未収載としている。これを古写本『庭訓往來』及び下記真字本には、まさしく収載されているものであり、何故、未採録としたのかを今後みていくことにしたい。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「所營」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>エイ</sup>所營ニ候間 トハ。イトナムトコロトヨム也。〔下十三オ④〕

とあって、この標記語「所營」の読みを「(シヨ) エイ」とし、その語注記は、「いとなむころとよむなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

<sup>ハウバイ</sup>傍輩申の<sup>しよえい</sup>所營に<sup>はせくわ</sup>馳加へ<sup>られ</sup>被候之<sup>あいた</sup>間 / <sup>あいた</sup>被驅ニ<sup>ハ</sup>加へ<sup>ハウバイ</sup>傍輩之<sup>しよえい</sup>所營ニ<sup>ハ</sup>候之間 所  
とハ<sup>もよほ</sup>催しいとなむ事也。下文に勝負の経営といえる類也。〔51ウ④〕

とあって、標記語「所營」の読みを「シヨエイ」とし、語注記は「所とハ催しいとなむ事なり。下文に勝負の経営といえる類なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲所營ハ<sup>いとなみ</sup>經營ごと也。〔38ウ⑥～39オ②〕

▲所營ハ<sup>いとなみ</sup>經營こと也。〔68オ②～69ウ②〕

とあって、標記語「所營」の語注記は、「所營は、<sup>いとなみ</sup>經營ごとなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xoyei. ショエイ. (所營) Itonamu tocoro. (営む所) 家事を取りさばいたり、食事を作ったりなどすること。〔邦訳 797 r〕

とあって、標記語「所營」の語を収載し、意味を「家事を取りさばいたり、食事を作ったりなどすること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「ショエイ(名)【所營】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ショエイ【所營】(名)」の語を未収載にする。掘って、『庭訓往来』の語用例も未記載となっている。

#### [ことばの実際]

称、元命自罷任講師之後、日夜所營、只公家泰平、入道大相国増長。《『石清水文書(田中)』治安四年四月十五日、405・2/92》

#### 0700-06「微力(ビリヨク)」(303-2003.02.12)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「飛」部に、「<sup>ビシヤク</sup>飛若。<sup>同</sup>微弱」の二語を収載するだけで、標記語「微力」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、この「微力」の訓みを「ビリヨク」(山田俊雄蔵本・経覺筆本)と「ヒ一」(文明四年本)としている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「微力」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))及び広本『節用集』には、標記語「微力」の語は未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ビシ</sup>微志 <sup>リヨク</sup>一力。一若。〔永・言語 218 ⑦〕

<sup>ビシ</sup>微志 一力。一若。〔堯・言語 203 ⑧〕

とあって、標記語「微志」の語の冠頭字「微」の熟語群として収載する。その読みを「(ビ)リヨク」とし、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

ビウン ジャク リョク  
微運一弱。一力。〔言辞 226 ⑤〕

とあって、標記語「微運」の語をもって収載し、「微」の冠頭字の熟語群として「微力」の語を収載する。語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち、印度本系統の永祿二年本・堯空本『節用集』と易林本『節用集』に「微力」の語が収載され、広本『節用集』や『運歩色葉集』がなぜ、この語を採録しなかったのか疑問である。それは、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語「微力」の読みを「ビ(リョク)」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ビリョク ホンソウ カ ズキ サハケ ク  
微力之所<sub>レ</sub>及<sub>フ</sub>依<sub>テ</sub>令<sub>ル</sub>ニ<sub>レ</sub>奔<sub>ニ</sub>走東西ニ<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>寸暇ヲ<sub>レ</sub>直<sub>ニ</sub>捧<sub>ニ</sub> 微力  
トハ。力ニ不<sub>レ</sub>及ト云心也。〔下十三オ⑤〕

とあって、この標記語「微力」の読みを「ビリョク」とし、その語注記は、「微力とは、力に及ばずと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

びりよく とこ  
微力之及<sub>フ</sub>所<sub>レ</sub>及<sub>フ</sub> 微力ハすこしきちからと訓す。ひげ  
卑下のこと葉なり。

〔51ウ⑥・⑦〕

とあって、標記語を「微力」とし、語注記は、「微力は、すこしきちからと訓す。卑下のごと葉なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲微力ハ足らぬちから也。卑下の詞。〔39オ③〕

▲微力ハ足らぬちから也。ひげ 卑下の詞。〔69ウ②・③〕

とあって、標記語「微力」の語注記は、「微力は、足らぬちからなり。卑下の詞」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Biriocu. ビリョク。(微力) Chicara sucunaxi. (力微し) 力の少ないこと、または、力の弱いこと。〔邦訳 57r〕

とあって、標記語「微力」の語を収載し、意味を「力の少ないこと、または、力の弱いこと」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

び-りよく(名)【微力】勢力の乏しきこと。分際の劣れること。びりき。又、己れの勞力の謙稱にも云ふ。崔融、從軍行「愚臣何以料、倚<sub>レ</sub>馬申<sub>ニ</sub>微力<sub>ニ</sub>」〔1711-5〕

とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ピリヨク【微力】[名]勢力の乏しいこと。力の弱いこと。また、自分の力量をへりくだってもいう。びりき」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

殊恐申、今度造營之時、可勵微力〈云云〉《訓み下し》殊ニ恐レ申シ、今度造營ノ時ハ、微力ヲ励マスベシト〈云云〉。《『吾妻鏡』文治三年五月十三日の条》

**0700-07「奔走（ホンサウ）」（393：2002.03.31）**は、拙論『『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について—その五 五月日状、語注解』〔駒澤短期大学研究紀要第34号、2006年3月発行〕の0513-13「<sup>ホンソウ</sup>奔走」（300:2002.03.31）206頁～209頁を参照。

### **0700-08「東西（トウザイ）」（393：2003.02.13）**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「登」部に、「東<sup>タウ</sup>堂。東<sup>トウイ</sup>夷。東<sup>クウ</sup>宮。○。東<sup>ス</sup>司。○。東<sup>カワヤ</sup>坡。東<sup>ハ</sup>寺」とあって、標記語「東西」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、この標記語「東西」に読み点を未記載にする。。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

東西 同（行旅部）／トウザイ。〔前田本・疊字門 63 オ④、黒川本・疊字上 50 ウ①〕

東西 〃遊。〃都。〃京。〃絹。〔卷第二・疊字 423 ③〕

とあって、標記語「東西」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「東西」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>トウサイ</sup>東西アツマ・ヒカシ、ニシ[平・平]。〔態藝門 125 ④〕

とあって、標記語「東西」の語を収載し、その読みを「トウサイ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>トウサク</sup>東作一傾。一園。一<sup>エン</sup>西。一<sup>サイ</sup>海。〔永・言語 45 ①〕

<sup>トウサク</sup>東作一傾。一園。一西。一海。一<sup>カイ</sup>黛／前後夕煙。〔堯・言語 41 ⑦〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、標記語「東作」の語を収載し、冠頭字「東」の熟語群「東西」を収載する。また、易林本『節用集』には、標記語「東西」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書では、広本『節用集』、印度本系統の永祿二年本・堯空本『節用集』訓みを「トウザイ」として、「東西」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語「東西」の読み及び語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

微力之所<sup>ビリヨク</sup>及<sup>レ</sup>フ依<sup>テ</sup>レ令<sup>ル</sup>ニ<sup>ホソソウ</sup>奔<sup>ニ</sup>走東西ニ<sup>カ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>寸</sup>暇<sup>ヲ</sup>直<sup>ニ</sup>捧<sup>ニ</sup>微力<sup>ク</sup>  
トハ。カニ不<sup>レ</sup>及ト云心也。〔下十三オ⑤〕

とあって、この標記語を「東西」とし、その語注記は、未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sup>誤</sup>『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

東西<sup>トウサイ</sup>に奔走<sup>ほんそう</sup>せ令<sup>レ</sup>るに依<sup>テ</sup>て寸暇<sup>しむ</sup>を得<sup>ズ</sup>す<sup>よつ</sup>／依<sup>テ</sup>レ令<sup>ル</sup>ニ<sup>ホソソウ</sup>奔<sup>ニ</sup>走東西ニ<sup>たど</sup>奔走<sup>ハ</sup>唯<sup>ハ</sup>  
はせまわる事也。前にいえる奔走とハ意味<sup>ことなり</sup>少し異也。東西はかなたかなたといふか  
如し。〔51ウ④〕

とあって、標記語を「東西」とし、語注記は、「東西はかなたかなたといふか如し」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「東西」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Tôzai. トウザイ. (東西) Figaxi, nixi. (東, 西) 東と西と. § Tôzai nanbocu. (東西南北) 東, 西, 北, および, 南. § Tôzaini chisô suru. (東西に馳走する) すなわち, あちこちへ動き回りながら大いに歓待する. → Xiyui (四維). [邦訳 673 r]

とあって、標記語「東西」の語を収載し、意味を「東と西と」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

とう - ざい (名) 【東西】 (一) ひがしと、にしと。王建詩、「蜻蜓上下魚東西」名義抄、「東西、ヤマトカウチ」(二) 支那の俗語に、物、又は、錢の稱。遠旆<sup>ミ</sup>擲言、「世稱<sup>ミ</sup>錢物<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>東西<sup>ニ</sup>」(三) むき。方向。(四) 體を動かすこと。みうごき。枕草子、四、四十三段「おひ返して、ただ袖をとらへて。とうざいをさせず」[1384-5]

とう - ざい (名) 【東西】 (一) 言ひ觸るる人を、制するに云ふ語。(二) 觀場<sup>みせもの</sup>な

どにて、東西四方の見物人の鳴りを鎮むるに發する語。(相撲に、東より西まで、鎮まり給へよと、云ふより始まるとぞ) 鷹筑波集(寛永)五「東西と、春のしづむる、朝かな」齊明紀、五年七月、註「閉<sub>レ</sub>戸禁防不<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>東西スルコヲ<sub>一</sub>」(三)街頭に、廣告を呼ぶ東西屋の稱。(四)物品。品物。(支那にて)紀拍案驚奇「托<sub>二</sub>出一盤東西<sub>一</sub>」范成大、丙午新正詩「祝<sub>レ</sub>我剩周華甲子、謝<sub>レ</sub>人深玉東西」〔1384-5〕

とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「とう-ざい【東西】〔一〕〔名〕①東と西。また、東から西まで。②(「東や西」の意から)あちらやこちら。あらゆる方向。③(転じて)世間、また、世間の事柄をさしている→東西を弁えず。④その位置が東と西であるもの、また「東」と「西」の字のつくものをまとめていう。⑤舞台の上手と下手。⑥土俵の東と西。⑦関東と関西。⑧東洋と西洋。⑨中国の俗語に由来して、物品・金銭をいう。〔二〕〔感動〕①「とうざいとうざい(東西東西)①」に同じ。②「とうざいとうざい(東西東西)②」に同じ。③相手のことばを軽く制するときという。〔語誌〕(1)『節用集』類で「東西」に「あなたこなた」と当てられているように、〔一〕②の意味でも使われた。また、サ変動詞のようにも用いられた。→とうざい(東西)する。(2)「左右」と似ているが、「左右」よりも動作性が強いといわれる。(3)〔一〕⑤については「南総里見八犬伝一九・九六回」に「船にて飽まで東西賜りぬ」と読ませた例が見られる」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

是東西逆徒蜂起事、爲靜謐也《訓み下し》是<sub>レ</sub>東西ノ逆徒蜂起ノ事、靜謐ノ爲ナリ。《『吾妻鏡』治承五年閏二月二十一日の条》

### 0700-09「寸暇(スンカ)」(393:2003.02.14)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「須」部に、

寸暇。<sup>イトマ</sup>〔元亀本 360 ④〕

寸暇。〔静嘉堂本 438 ⑦〕

とあって、標記語「寸暇」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、「寸暇イトマ」(文明四年本)、「寸暇<sup>カ</sup>」(山田俊雄藏本・経覺筆本)の読み点を施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』



『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

には、標記語「寸暇」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「寸暇」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>スンカ</sup>  
寸暇 ソン・ハカリ、イマ〔〇・上〕。〔態藝門 1128 ①〕

とあって、標記語「寸暇」の語を収載し、その読みを「スンカ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「寸暇」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>スンハフ</sup> <sup>ゼンシヤクマ</sup> <sup>シヤク</sup> <sup>ゲキ</sup> <sup>カ</sup> <sup>ブン</sup>  
寸法 一善尺魔。一尺。一隙。一暇。一分。〔言辞 241 ③〕

とあって、標記語「寸法」とし、冠頭字「寸」の熟語群に「寸暇」語を収載する。

このように、上記当代の古辞書では、広本『節用集』、易林本『節用集』に訓みを「スンカ」とし、『運歩色葉集』も「寸暇」の語を収載しており、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「寸暇」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、標記語「寸暇」の読みを「スンカ」とし、その語注記は未記載とする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>すんか</sup> <sup>ゑ</sup>  
寸暇を得ず／不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>寸暇<sub>一</sub>ヲ。寸ハ物さしの寸なり。少しのひまもなしといふにたとふ。<sup>ぶんいん</sup>分陰などいえるの類ひなり。〔51ウ⑧～52オ①〕

とあって、標記語を「寸暇」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「寸暇」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Sunca. スンカ. (寸暇) Sunno itoma. (寸の暇) ひま、または、少しの時間。  
§ Suncauo yezu. (寸暇を得ず) ひまもなく、ほんの少しの時間的余裕もないので。〔邦訳 589〕

とあって、標記語「寸暇」の語を収載し、意味を「寸の暇。ひま、または、少しの時間」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すん - か (名) 【寸暇】 少しの暇。寸隙。「寸暇無し」〔1064-3〕

とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すん - か 【寸暇】 [名] 少しのひま。わずかないとま。寸隙」とあって、『庭訓往来』の語用

例を未記載にする。

[ことばの実際]

於<sub>二</sub>万事之稽古<sub>一</sub>、更以無<sub>二</sub>寸暇<sub>一</sub>—《『新撰類聚往來』(1492-1521頃)中》

0700-10「愚状(グジャウ)」(393:2003.02.15)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「久」部に、「愚癡。愚鈍。愚蒙。愚者。愚案。愚慮。愚僧。愚意。愚息。愚拙。愚札。愚書。愚詠。愚報。愚人。愚心。愚讀」の十七語を収載し、類語「愚札。愚書」の語は見えるが、標記語「愚状」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状には、読み点を未記載としている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「愚状」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「愚状」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

愚状<sup>グジャウ</sup>ヲロカ、カタチ[平・入]。〔態藝門 548 ⑥〕

とあって、標記語「愚状」の語を収載し、その読みを「グジャウ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、標記語「愚状」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

愚札<sup>グサツ</sup>一状<sup>ジャウ</sup>。一報<sup>ホウ</sup>。一拙<sup>セツ</sup>。一鈍<sup>ドン</sup>。一暗<sup>アン</sup>。一味<sup>マイ</sup>。一魯<sup>ロ</sup>。一詠<sup>エイ</sup>。一心<sup>シン</sup>。一意<sup>イ</sup>。  
一慮<sup>リョ</sup>。一蒙<sup>モウ</sup>。一者<sup>シヤ</sup>。一案<sup>アン</sup>。一老<sup>ラウ</sup>。一身<sup>シン</sup>。一人<sup>ニン</sup>。一癡<sup>チ</sup>。〔言辞 133 ①・②〕

とあって、標記語「愚札」の語をもって収載し、冠頭字「愚」の熟語群に「愚状」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書では、広本『節用集』と易林本『節用集』に訓みを「グジャウ」として、「愚状」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「愚状」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

愚<sup>グ</sup>状ヲ候<sup>フ</sup>。自由<sup>イタリ</sup>ノ至<sup>得</sup>御意<sup>ヲ</sup>内々<sup>ク</sup>被<sup>ル</sup>。愚状トハ。ヲロカナル状ナリ。〔下十三ウ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「愚状」の読みを「グ（ジヤウ）」とし、その語注記は、「愚状とは、をろかなる状なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

直<sup>ちき</sup>に愚<sup>ぐ</sup>札<sup>さつ</sup>を捧<sup>さ</sup>げ候<sup>き</sup>／直<sup>ちき</sup>ニ捧<sup>さ</sup>愚<sup>ぐ</sup>札<sup>さつ</sup>候<sup>き</sup> 愚<sup>ぐ</sup>札<sup>さつ</sup>ハ我<sup>わ</sup>が手紙<sup>てがみ</sup>の事也。愚<sup>ぐ</sup>の字<sup>じ</sup>を添<sup>そへ</sup>たるハ卑下<sup>ひげ</sup>の詞<sup>ことば</sup>也。一本<sup>いっぴん</sup>にハ愚<sup>ぐ</sup>状<sup>じやう</sup>と書<sup>か</sup>たり。〔52 オ①・②〕

とあって、標記語を「愚札」とし、語注記には、「愚札は、我が手紙の事なり。愚の字を添へたるは、卑下の詞なり。一本には、愚状と書きたり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読<sup>訓読</sup>『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「愚状」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Guj. グジヤウ .(愚状) すなわち, Vaga fumi. (我が文) 私の意で、謙遜して言う語。  
〔邦訳 311 r〕

とあって、標記語「愚状」の語を収載し、意味を「我が文、私の意で、謙遜して言う語」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぐ - じやう (名) 【具状】<sup>グシン</sup>具申<sup>かきもの</sup>の文書。〔0522-3〕

とあって、標記語を「具状」として収載することどまり、「愚状」の語は未収載にある。これを現代の『日本国語大辞典』第二版には、標記語「ぐ - じょう【愚状】〔名〕自分の手紙をへりくだってという語。愚書」とあって、『庭訓往來』のこの語用例を記載する。

〔ことばの実際〕

又漁人垂釣壯士射的、每事前感乗興、愚状白娛遊及黄昏、還御〈云云〉《訓み下し》  
又漁人釣リヲ垂レ壯士的ヲ射、\*事每ニ感ヲ前ノ興ニ乗ジ、愚状白娛ノ遊ビ黄昏ニ及デ（\*每事荷感、興ニ乗リテ秋日ノ娛遊ヲ尽ス）、還御ト〈云云〉。《『吾妻鏡』建久四年七月十日の条》

0700-11 「捧（ささ・ぐ）」（393：2003.02.16）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「左」部に、

捧<sup>サハグル</sup>。擎<sup>同</sup>。〔元龜本 279 ⑩〕〔静嘉堂本 319 ⑧〕

とあって、標記語「捧」と「擎」の二語を収載し、その読みを「ささ・ぐる」（ガ行下二段

活用・連体形)とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、

と見え、経覺筆本に「<sup>ササ</sup>捧ケ」、文明四年本に「<sup>サハ</sup>捧ケ」と読み点を施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

捧サハク／敷奉反。擎渠京反／挙也。承訊奉已上同。〔黒川本・辞字下40オ⑦〕

捧サハク。擎挙也。擎作。承。訊。奉捧サハク已上／サハク。

〔卷第八・辞字430②～③〕

とあって、標記語「捧」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「捧」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>サハグ</sup>捧ホウ[上]。〔熊藝門807⑧〕

とあって、標記語「捧」の語を収載し、その読みを「サハグ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>サハク</sup>捧。同。擎。〔弘・言語進退213③〕

<sup>サハグ</sup>捧。〔永・言語179⑤〕〔堯・言語168⑦〕

とあって、標記語「捧」の語を収載し、その読みを「ささ・く{ぐ}」とし、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>サハグ</sup>捧。同。<sup>サハグ</sup>捧。／擎。〔言辞183⑤・⑥〕

とあって、標記語「捧」「俸」「擎」の三語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち『節用集』類は訓みを「ささ・く{ぐ}」とし、『運歩色葉集』だけが「ささ・ぐる」として、「捧」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「捧」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「捧」の読みを「ささ・ぐ」とし、その語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

直ちきに愚ぐきつ札さを捧捧け候／直直=捧捧愚愚札札候 愚愚札札ハ我わか手紙手紙の事也。愚愚の字そへを添そへたるハ卑下ことばの詞也。一本一本にハ愚ぐじやう状状と書書たり。〔52オ①・②〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、標記語を「捧」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』  
『庭訓往來講釈』には、標記語「捧」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Sasague,uru. サハゲ, グル, ゲタ. (捧げ, ぐる, げた) 差し上げる, または, 献ずる。  
〔邦訳 559 r〕

とあって、標記語「捧」の語を収載し、意味を「差し上げる, または, 献ずる」とする。  
明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ささ・ぐ (他動、下二) 【捧】〔指<sup>さしあ</sup>擧<sup>かきあ</sup>ぐの約 (搔<sup>もちあ</sup>擧<sup>もたぐ</sup>ぐ、かかぐ。持<sup>もちあ</sup>擧<sup>もたぐ</sup>ぐ、もたぐ)〕  
(一) 両手にて、高く擧ぐ。古事記、上 42 「其后<sup>きさき</sup>取<sup>さかつき</sup>大御酒<sup>たちよ</sup>杯<sup>より</sup>ヲ一、立依<sup>たちよ</sup>指<sup>より</sup>擧<sup>ささ</sup>て而歌曰、  
云云」萬葉集、二 34 長歌「指<sup>ささ</sup>擧<sup>げ</sup>有、旗<sup>ささ</sup>のなびきは」同、十九 24 「吾が夫子が、捧<sup>ささ</sup>而  
持たる、ほほがしは、恰も似るか、青き<sup>きぬかさ</sup>蓋」(二) 両手を伸べて、頭上に擧ぐ。さす。  
撃。古事記、上 55 「建御名方ノ神、千引石ヲ<sup>ササグ</sup>撃<sup>ササグ</sup>ニ手未ニ<sup>ササグ</sup>而來言」源、廿二、玉鬘 11 「唯、  
何<sup>なにがし</sup>某<sup>ら</sup>等が、私の君と思ひまうして、頂<sup>いた</sup>になむ<sup>だ</sup>ささげたてまつるべき」(三) 奉る。獻  
上す。獻。源、一、桐壺 22 「いみじき贈物どもを、ささげたてまつる」。〔0795-4〕

とあって、標記語「捧」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
標記語「ささ・げる【捧】〔他ガ下一〕〔文〕ささ・ぐ〔他ガ下二〕(「さしあげる」の変化  
した語) ①両手にもち、目の高さ近くまで上げる。②上へ高くあげる。高くさしあげる。か  
かげる。③(②から)得意になって見せびらかす。誇示する。④神仏、あるいは死者に  
供物をたてまつったり、祈ったりする。供える。⑤目下の者から目上の者へ物をたてまつ  
る。献上する。献納する。⑥高い大きな声をだす。声をはりあげる。⑦自分の真心や愛情、  
大切なものなどを相手に示し、さしだす。相手に尽くす。また、自分の持っている力を対  
象にすべてそそぐ」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

〔ことばの実際〕

今日伊豆山専當、捧衆徒状、馳參《訓み下し》今日伊豆ノ山ノ専當、衆徒ノ状ヲ捧<sup>サ</sup>ゲテ、  
馳セ參ズ。《『吾妻鏡』治承四年十月十八日の条》

## 0700-12 「自由 (ジユウ)」 (394 : 2003.02.17)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、

自由<sup>ユウ</sup>。〔元龜本 308 ③〕〔静嘉堂本 359 ⑤〕

とあって、標記語「自由」の語を収載し、その読みを「ジユウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状には、

自由之至得御意内々可被洩申也〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕

自・由ノ之至得<sub>テ</sub>御・意ヲ内・々可<sup>モラシ</sup>被<sub>レ</sub>洩<sub>レ</sub>申也〔山田俊雄藏本〕

自由之至<sub>リ</sub>得<sub>テ</sub>御意<sub>ヲ</sub>内々可<sup>モラシ</sup>被<sub>レ</sub>洩<sub>レ</sub>申也〔経覺筆本〕

自由ノ之至得<sub>テ</sub>御意<sub>ヲ</sub>内々可<sup>モラシ</sup>被<sub>レ</sub>洩<sub>レ</sub>申也〔文明本〕

とあって、いずれの古写本とも標記語「自由」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「自由」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「自由」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

自由<sup>ユウ</sup>ヨリ・ミヅカラ・ヲノツカラ、ヨシ〔○・平〕。〔態藝門 934 ①〕

とあって、標記語「自由」の語を収載し、その読みを「(ジ) ユウ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

自由<sup>ユウ</sup>——／依<sup>エ</sup>怙<sup>コ</sup>。〔弘・言語進退 245 三〕

自<sup>ジ</sup>贖<sup>サン</sup>一慢。一害。一餘。一身。一賣。一業。一誓。一愛。一由。一他。一然。一滅。一得。一性。一言。一今以後。一檀或作專。一歎。〔永・言語 209 ⑦〕

自<sup>ジ</sup>贖<sup>サン</sup>一慢。一害。一餘。一身。一賣。一業。一誓。一今以後。一得。一在。一筆。一愛。一由。一他。一然。一滅。一性。一言。一祢。一檀或作專。一歎。一火。一力。〔堯・言語 193 ⑧〕

とあって、標記語「自由」の語を収載し、その読みを「(ジ) ユウ」とし、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

自<sup>ジ</sup>然<sup>ネン</sup>一讚<sup>サン</sup>。一訴<sup>ソ</sup>。一判<sup>ハン</sup>。一行<sup>ギヤウ</sup>。一他<sup>タ</sup>。一作<sup>サク</sup>。一滅<sup>メツ</sup>。一由<sup>イウ</sup>。一專<sup>セン</sup>。一筆<sup>ヒツ</sup>。  
一己<sup>コ</sup>。一力<sup>リキ</sup>。一害<sup>ガイ</sup>。一問自答<sup>モンジタフ</sup>。一餘<sup>ヨ</sup>。一物<sup>モツ</sup>。一慢<sup>マン</sup>。一称<sup>セウ</sup>。一水入<sup>スイ</sup>テ水田也。  
一愛<sup>アイ</sup>。一用<sup>ヨウ</sup>。一見<sup>ケン</sup>。一身<sup>コンイゴ</sup>。一今以後。〔言辞 213 ⑦〕

とあって、標記語「自然」の語とし、冠頭字「自」の熟語群として「自由」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「ジユ {イ} ウ」として、「自由」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「自由」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「自由」語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

自由じゆうの至いたりに候は自由じゆう之至いたり=候は自由じゆうとハ我儘わがままなるこゝろなり。これまでハ直ちかに書状しやうじやうを送おくるのなるを述のべし也。こゝにいふこゝろハ此頃このころ中ちゆう朋友ほうゆうの給たませしあそひまねに招まねかれ力ちからの及およんたけハこなたかなたへはせ参まゐるによりて少ひましの隙いそがしきもなく忙いそがしき敷しつれいま失ほと礼れいの程ほどは憚はにかりつれと直ちかに書状しやうじやうを以もつて申入まゐる事こと自由じゆうのふるまひその罪つみをゆるし玉たまハれとなり。〔52オ①・②〕

とあって、標記語を「自由」とし、語注記には、「自由とは、我儘なるこゝろなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「自由」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Iiyū. ジユウ. (自由) 自由. 例 ,Iiyū jizaini furumō. (自由自在に振舞ふ) 自由  
に意のままに行動する. [邦訳 367]

とあって、標記語「自由」の語を収載し、意味を「自由」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

じ-いう (名) 【自由】 (一) 己が心こゝろのままにて、他にかたがは關からぬこと。爲なることの、思おもひのままにて、障さりなきこと。柳宗元詩「欲ほ採と薔花ばら不な自由じゆう」 「自由自在」 (二) 他の束縛を受けざること。「個人の自由」。〔0873-1〕

とあって、標記語を「自由」としてのみ収載するにとどまり、「自由」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「じ-ゆう【自由】〔名〕① (形動) 自分の心こゝろのままに行動できる状態。① 思いどおりにふるまえて、束縛や障害がないこと。また、そのさま。思うまま。② (特に、中古・中世の古文書などで) 先例、しかるべき文書、道理などを無視した身勝手な自己主張。多くその行為に非難の意をこめて使われる。わがまま勝手。② ある物を必要とする欲求。需要。③ 便所。はばかり。手水場ちゆうずば。④ (英 liberty, freedom の訳語) 政治的自由と精神的自由。一般に liberty は政治的自由をさし、freedom は主に精神的自由をさすが、後者が政治的自由をさすこともある。政治的自由とは、王や政府の権力、社会の圧力からの支配、強制、拘束をうけずに、自己の権利を執行す

ること。たとえば、思想の自由、集会の自由、信仰の自由、居住・移動の自由、職業選択の自由などの市民的自由をいう。精神の自由とは、他からの拘束をうけずに、自分の意志で行動を選択できること。カント哲学では、自然必然性の支配をうけない理論性の活動を、「…からの自由」または「消極的自由」といい、自分が立法した道徳法則に従って意思を決定する実践理性の活動を、「…への自由」「積極的自由」「道徳的自由」という。⑤人が行為をすることのできる範囲。法律の範囲内での随意的行為。これによって完全な権利、義務を有することになる」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

近年以降、武士輩、不憚皇憲恣耀私威、成自由下知、廻諸國七道、或押贖神社之神税、或奪取佛寺之佛聖《訓み下し》近年以降、武士ノ\*輩（\*等）、皇憲ヲ憚ラズ恣ニ私威ヲ耀シ、自由ノ下知ヲ成シ、諸國七道ヲ廻リ、或ハ神社ノ神税ヲ押シ贖シ、或ハ仏寺ノ仏聖ヲ奪ヒ取ル。《『吾妻鏡』寿永三年三月九日の条》

**0700-13「御意（ギョイ）」（394:2003.02.18）⇒「御意（ギョイ）」（2000.10.08）** 参照  
室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「幾」部に、

御意。<sup>イ</sup>〔元亀本 281 ⑤〕〔静嘉堂本 321 ⑤〕

とあって、標記語「御意」の語を収載し、その読みを「（ギョ）イ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、読み点を未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「御意」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「御意」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

御意<sup>ギョイ</sup>ヲサム、コハロ・ヲモフ。〔態藝門 830 ⑧〕

とあって、標記語「御意」の語を収載し、その読みを「ギョイ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、標記語「御意」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

御感<sup>ギョカン</sup>一遊<sup>イウ</sup>。一句<sup>ク</sup>。一札<sup>サク</sup>。一意<sup>イ</sup>。〔言辞 190 ④〕

とあって、標記語「御感」とし、冠頭字「御」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。



『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

このように、上記当代の古辞書には訓みを「ギョイ」として、「御意」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「御意」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「御意」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ぎよい え ない へ ちら も ふ き る へ き  
御意を得て内々洩し申被可也／得テ御意ヲ内々可キレ被ルハ洩ラシ申サレ也  
ある人云こゝに云こゝろハ直に書状を送る事も餘儀餘儀なき事故此段承知ありて失  
礼の怒をもらし玉へとなり。此趣にて内々々の字解すへからず。且又怒といふ事  
もんめん あん  
文面にて見るへからず。按するに是ハ下文にしたる旨を承知ありて内々申玉るへし  
といふ事なるへし。下の衣服などの類宮内の少輔か所持の品にもあらざるゆへかくい  
えりなり。されとも猶穩ならねハ姑らく是を置く。〔52 オ⑤～ウ①〕

とあって、標記語を「御意」とし、その語の注記と云うよりは文面内容に順じた記載となっている。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲御意ハ先方の主人などを指していふ。此文ハ宮内少輔の主君か所持せらるゝ品  
を宮内少輔を頼みて借て貰ふ義とみるべし。〔38 ウ⑥～39 オ②〕

▲御意ハ先方の主人などを指していふ。此文ハ宮内少輔の主君か所持せらるゝ品  
を宮内少輔を頼みて借て貰ふ義とみるべし。〔68 オ②～69 ウ②〕

とあって、標記語「御意」の語注記は、「御意は、先方の主人などを指していふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Guioi.** ギョイ（御意）Micocoro.（御意）貴人の命令。§ Guioini macasuru.（御意に任する）主君や尊敬すべき人の意向と命令に従う。§ Guioi xidai.（御意次第）主君などの命令や要求のとおり。§ Guioiuo vru.（御意を得る）主君とか尊敬すべき人から忠告を受ける、そういう人と交際する、または、そういう人に物事を尋ねる。§ Guioini iru.（御意に入る）ある貴人の愛顧を受ける、あるいは、気に入られる。§ Guioini,l,guioiuo somuqu.（御意に、または、御意を背く）主君などの命にそむく、または、主君などに不満の念を抱かせる。⇒ Chigai,δ;Monari,u.〔邦訳 3011〕

とあって、標記語「御意」の語を収載し、意味を「貴人の命令」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぎよ-い(名)【御意】 他の意を云ふ敬語。おぼしめし。御意中。貴意。庭訓往來、正月「改年吉慶、被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候之條、先以目出度覺候」太平記、五、大塔宮熊野落事「此二つの間、何れも叶ふまじきとの御意にて候はば、力なく、一矢仕んずるにて候」「御意のまにまに」内内得御意度候。〔0498-5〕

とあって、標記語を「御意」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ぎよ-い【御意】〔名〕①相手を敬ってその考えや気持をいう語。お考え。おぼしめし。みこころ。②主君や貴人などの仰せ。おさしず。ご命令。おことば。③（「御意のとおり」の意から）目上の人の意見や質問などにたいして、同意を示したり、肯定したりするのに用いる。転じて、感動詞的にも用いる。ごもつとも。そのとおり。〔補注〕会話で多く用いられているが、「得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>」などのかたちで往来物にも多く見え、①や②の意味での書簡用語でもあった」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

#### 〔ことばの実際〕

實平奉問其御意仰云、傳首於景親等之日、見此本尊非源氏大將軍所爲由、人定可貶誅（云云）《訓み下し》実平其ノ\*御意ヲ問ヒ奉ルニ（\*御素意）。仰セニ云ク、首ヲ景親等ニ伝フルノ日、此ノ本尊ヲ見バ、源氏ノ大將軍ノ所為ニ非ルノ由、人定メテ誅ヲ貶スベシト（云云）。《『吾妻鏡』治承四年八月二十四日の条》

### 0700-14 「内々（ナイナイ）」（394：2003.02.19）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「那」部に、

ナイハ  
内々。〔元亀本 165 ⑥〕

ナイハ  
内々。〔静嘉堂本 103 ⑦〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、その読みを「ナイハ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状には、読み点を未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

ナイハ  
内々。〔卷第・言語 112 ⑤〕内々。〔卷第五・重點 64 ⑥〕

とあって、十卷本に、標記語「内々」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「内々」

の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>ナイハ</sup>  
内々 イソガワシ、ニワカ〔平・入〕。〔態藝門 406 ②〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、その読みを「ナイハ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』には、

内々。〔弘・言語進退 141 ②〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>ナイハ</sup>  
内々。〔言辞 101 ①〕

とあって、標記語「内々」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「かけくは・ふ」として、「内々」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「内々」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「内々」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

御意を得て<sup>ぎよい え</sup>内々<sup>ないハ</sup>洩し<sup>もら</sup>申被可也<sup>もふるべき</sup>／得<sup>と</sup>テ御意<sup>ごい</sup>ヲ内々<sup>ないハ</sup>可<sup>よ</sup>キ被<sup>よ</sup>ルハ洩<sup>しやうち</sup>ラシ申サ<sup>も</sup>也  
ある人云こゝに云こゝろハ直に書状を送る事も餘儀なき事故此段承知ありて失礼の  
怒<sup>いかり</sup>をもらし玉へとなり。此趣にてハ内々の字解<sup>げ</sup>すへからす。且又怒といふ事<sup>もんめん</sup>文  
にて見るへからす。按<sup>あん</sup>するに是ハ下文にしたる旨<sup>むね</sup>を承知ありて内々申玉るへしとい  
ふ事なるへし。下の衣服などの類<sup>いふく</sup>宮内の少輔<sup>くくない</sup>か所持<sup>せうほう</sup>の品にもあらざるゆへかくいえる  
なり。されとも猶<sup>おだやか</sup>穩<sup>しハ</sup>ならねハ姑<sup>お</sup>らく是を置く。〔52 オ⑤〜ウ①〕

とあって、標記語を「内々」とし、この語自体の注記はここでも未記載にし、「此趣にてハ内々の字解すべからず」と云う。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「内々」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Nainai. ナイナイ (内々) 内心で、または、こっそりと. § Nainai mōxi ireōto zonjita. (内々申入れうと存じた) 私の方でこそあなたを招待しようと思ったのです、あるいは、望んだのです. § Nainaiuo vcagō. (内々を伺ふ) 内心、あるいは、内部的ないきさつを尋ねる、あるいは、問いたです。すなわち、人前で公然と話したり議したりする

に先立って、人の内心や意向を知る。§また、内心で時々、あるいは、内密でしばしば。〔邦訳 443 r〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、意味を「内心で、または、こっそりと」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ない - ない (副)【内々】物事を、ひそかになすに云ふ語。うちうちにて。こっそり。  
中務内侍日記「をのことも、殿上につきて、大盤おこなふ、年中行事の障子の許に出御なりて、  
内内御覧ぜらる、やがて今夜、解陣なり。〔0522-3〕

とあって、標記語を「内々」としてのみ収載するにとどまり、「内々」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ない - ない【内々】〔一〕〔名〕①外から見えない内部。内側。②(形動)表向きではないこと。人に秘していること。また、そのさま。うちわ。内密。〔二〕〔副〕①物事をこっそりとするさまを表わす。おもてだたず。ひそかに。うちうち。②表面には出さないで、心中ひそかに思うさまを表わす。内心では。心の中では。③(「内々は」の形で)実のところ。実際は」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

#### [ことばの実際]

義成語申云、石橋合戦後、平家頻廻計議、於源氏一類者、悉以可誅亡之由、内々有用意之間、向關東可襲武衛之趣、義成偽申處、平家喜之、令免許之間參向《訓み下し》  
義成語り申シテ云ク、石橋合戦ノ後、平家頻ニ計議ヲ廻ラン、源氏ノ一類ニ於テハ、悉ク以テ誅亡スベキノ由、<sup>ナイヘ</sup>内々用意有ルノ間、關東ニ向テ武衛ヲ襲フベキノ趣、義成偽り申ス処ニ、平家之ヲ喜ビ、免許セシムルノ間參向ス。《『吾妻鏡』治承四年十二月二十二日の条》

#### 0700-15「洩(もら・す)」(394:2003.02.20)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「毛」部に、

<sup>モル</sup>漏。<sup>同</sup>洩。〔元龜本 351 ④〕

<sup>モルハ</sup>漏。<sup>同</sup>洩。〔静嘉堂本 422 ⑧〕

とあって、標記語「洩」の語を収載し、その読みを「も・る(終止形)」と「も・るる(連体形)」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は、<sup>モラシ</sup>「洩」の読みを記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

**漏**モル。盧候也／一尅也／水下也。**泄**利列反／亦作洩。**潰洩**餘制反／又云薩。  
《以下略》。〔前田家本・辞字下 104 才④ 黒川本・辞字下 99 才③〕

**泄**モル。**滌**治井而除去也。**潰**。漏一乾也／水下也。**滙**。瀝。守。滌。洗。涎。  
**混**。漆。積。饌。量。苞。洩。盛 已上同／一物也。

[卷第十・疊字 413 ③～ 414 ①]

とあって、三卷本と十卷本に、標記語「洩」の読みを「も・る」として収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

<sup>ロウセツ</sup>**漏洩**モラス・モルハ 二字ノ之義同シ。洩与ト泄同字也。〔言辭 157 ①〕

とあって、標記語を「漏・洩」とし、語注記に「二字の義同じ。洩と泄と同字なり」と記載する。

次に広本『節用集』には、

<sup>モルハ</sup>**漏**ロウ[平]。同 <sup>同</sup>**洩**エイ。同 <sup>同</sup>**泄**セイ。〔熊藝門 1078 ⑦〕

とあって、標記語「洩」の語を収載し、その読みを「も・る」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>モラス</sup>**漏**。同 <sup>モラス</sup>**洩**。〔弘・言語進退 260 ⑤・⑥〕  
<sup>モラス</sup>**漏**モリ・モル。同 <sup>モラス</sup>**洩**。〔永・言語 222 ⑥〕〔堯・言語 208 ⑨〕

とあって、標記語「洩」の語は、未収載にし、「漏」「泄」のみ収載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>モルハ</sup>**漏**。同 <sup>同</sup>**泄**。〔言辭 231 ⑥〕

とあって、標記語「漏」と「泄」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「も・る」「も・るる」「も・らす」として、「洩」の語が収載され、印度本及び易林本がこの標記語を欠いているが、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を<sup>モラス</sup>「洩」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>モラス</sup>**洩**申候也。抑 <sup>ソモヘ</sup>來ル <sup>コロセウブケイエイ</sup>廿日比勝負経営 = 候爲 <sup>モラス</sup>ニ <sup>ト、キカ</sup>洩 申ストハ申シ届ケ聞ス  
ルコトナリ。〔下十三ウ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「洩」の語注記は、「洩し申すとは、申し届け聞かすることなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂訳『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

御意を得て内々洩し申被可也／得テ御意ヲ内々可キ被ルハ洩ラシ申サ也  
 ある人云こゝに云こゝろハ直に書状を送る事も餘儀なき事故此段承知ありて失礼の  
 怒をもらし玉へとなり。此趣にてハ内々の字解すへからす。且又怒といふ事文面  
 にて見るへからす。按するに是ハ下文にしたる旨を承知ありて内々申玉るへしとい  
 ふ事なるへし。下の衣服などの類官内の少輔か所持の品にもあらさるゆへかくいえる  
 なり。されとも猶穩ならねハ姑らく是を置く。[52 ㉔⑤〜㉕①]

とあって、標記語を「洩」とし、この語自体の注記は未記載にし、「失礼の怒をもらし玉へ」と云う。これを煩書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「洩」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Mori,u,ttta. モリ,ル,ツタ（漏り,る,つた）滴り落ちる. § また,何か容器が漏る. → Cuma（隈）; Suqe,uru. [邦訳 423]

とあって、標記語「漏」の語を収載し、意味を「滴り落ちる」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

もら・す（他動・四）【漏・洩】（一）{漏るるやうになす。あましいです。こぼす。源氏物語、二帚木 26「涙をもらしおとしても、いとはずかしく、つつまじげにまぎらはしかくして」（二）{竊に他に知らず。（秘事など）漏洩。源氏物語、総角 65「したにそしり申すなりと、衛門督のもらし申し給ひければ」（三）{落す。遺す。脱がす。脱。源氏物語、四、夕顔 15「この程の事、くだくだしければ、例のもらしつ」「書きもらす」言ひもらす（四）逃がす。失ふ。失。逸。「敵をもらす」打ちもらす。[2021-3]

とあって、標記語を「洩」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「もら・す【漏・洩】[一][他サ五(四)]①めれるようにする。水や音声などを、すきまから出す。涙などを思わずこぼす。②秘密やはかりごとを、うっかり、または、ひそかに他へ知らせる。③心の奥深くに思っていることを、うっかり表情などに現わす。また、感情などを、思わず外に現わす。④必要な事柄を、入れ損なう。落とす。抜かす。また、省く。⑤とり逃がす。逸する。逃がしてしまう」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

[ことばの実際]

以此旨、可令洩申右大臣殿給之状、謹言上如件《訓み下し》此ノ旨ヲ以テ、右大臣殿ニ洩ラシ申サシメ給フベキノ状、謹テ言上件ノ如シ。《『吾妻鏡』文治元年十二月六日の条》

0700-15「勝負（ショウブ）」（395：2003.02.21）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「勢」部に、

<sup>セウフ</sup>  
勝負。〔元亀本 354 ⑥〕〔静嘉堂本 430 ⑤〕

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、その読みを「セウフ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、読みは未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>シヨウブ</sup>  
勝負。〔前田家本・疊字下 85 オ⑦ 黒川本・疊字下 82 オ⑦〕

**勝劣** 〃利。〃絶。〃地。〃負。〃載。〃形。〃他。〃計。〔卷第九・疊字 190 ⑥〕

とあって、三卷本に、標記語「勝負」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「勝負」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>シヨウブ</sup>  
勝負<sup>カツ</sup>マサル・タヘタリ、フ・マクル・ヲウ〔平・上〕。〔熊藝門 954 ①〕

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、その読みを「シヨウブ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>シヤウブ</sup>  
勝負。〔弘・言語進退 246 ①〕

<sup>セウブ</sup>  
勝負。〔弘・言語進退 265 ⑤〕

<sup>セウブ</sup>  
勝負 一事。〔永・言語進退 226 ⑤〕

<sup>セウブ</sup>  
勝負 一事。一劣。〔堯・言語進退 213 ③〕

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>シヤウシ</sup>  
勝事<sup>同</sup>笑止。一軍。一劣。〃負。〔言辭 215 ③〕

とあって、標記語「勝事」の語をもって収載し、冠頭字「勝」の熟語群として「勝負」の語を記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「シャウブ」か「セウブ」として、「勝負」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「勝負」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、標記語「勝負」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

そも入きた はつかころしやうぶ けいらい  
抑 来る廿日比勝負の経営候／抑来ル廿日比勝 - 負ノ之経 - 営候 勝負ハ  
きうば まり  
弓馬などより鞠などの類をいふ。正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事也。  
経営の注ハ前に在。〔52ウ①・②〕

とあって、標記語を「勝負」とし、語注記は、「勝負は、弓馬などより鞠などの類をいふ。正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「勝負」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xôbu. ショウブ(勝負) Cachi maqe.(勝負) 勝つことと負けることと . → Qexxi,ssuru (決し, する) . [邦訳 788]

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、意味を「勝つことと負けること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しょう・ぶ [名] 【勝負】(一) か勝つと、ま負くると。かち、まけ。勝敗。韓非子、喻老篇「未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>勝負<sub>一</sub>」唐書、裴度傳「一勝一負、兵家常勢」袋草紙(藤原清輔)三「次第講<sub>レ</sub>歌、彼是相互難陳、範兼殊爲<sub>二</sub>張本<sub>一</sub>て、定<sub>二</sub>勝負<sub>一</sub>間」古今著聞集、十、馬藝、秦頼次、下野敦近、競馬「勝負、普通ならずと、沙汰有て」〔1009-5〕

とあって、標記語を「勝負」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「しょうぶ【勝負】〔一〕〔名〕①勝つことと負けること。かちまけ。勝敗。②(一する)勝ち負けを決めること。勝敗を決すること。また、その戦い。③(一する)特に、ばくちで勝ち負けを争うこと。かけごとをすること。④よい結果が出るかどうかを決めること。また、その決め手となるもの」とあって、③の意味として『庭訓往来』の語用例を記載する。

#### [ことばの実際]

志水、好雙六之勝負、朝暮翫之《訓み下し》志水、双六ノ勝負シャウブヲ好シテ、朝暮之ヲ翫ブ。《『吾妻鏡』元暦元年四月二十一日の条》



**0700-17 「經營 (ケイエイ) (395 : 2002.02.12)** は、拙論『『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その四 五月九日状、語注解—』〔駒澤短期大学研究紀要第 32 号、2004 年 3 月発行〕の 0509-29 「經營」<sup>ケイエイ</sup> (285:2002.02.12) を参照。

**0700-18 「風流 (フウリュウ) (395 : 2003.02.22)**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548 年) の「不」部に、

<sup>フウリュウ</sup>  
**風流** 遺一餘一之義也。〔元龜本 222 ④〕

<sup>フリウ</sup>  
**風流** 遺一餘一之義。〔静嘉堂本 254 ②〕

<sup>フウリュウ</sup>  
**風流** 遺風餘流義也。〔天正十七年本中 56ウ①〕

とあって、標記語「風流」の語を収載し、その読みを「フウリュウ」と「フリウ」とし、その語注記には「遺風餘流の義なり」と記載する。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、「風流」で読みは未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81 年) と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「風流」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、

<sup>フウリュウ</sup> <sup>フセイ</sup> <sup>ハヤシモノ</sup>  
**風流** フリウ 風情ノ義也。日本ノ俗呼テ<sub>二</sub>拍子物ヲ<sub>一</sub>曰フ<sub>二</sub>風流ト<sub>一</sub>。〔言辞 101 ①〕

とあって、標記語を「風流」の語注記は、「風情の義なり。日本の俗拍子物と呼ばて風流と曰ふ」と記載する。次に広本『節用集』には、

<sup>フリウ</sup> <sup>ハヤシモノ</sup> <sup>リュウ</sup>  
**風流** カゼ、ナガルハ〔平・平〕日本俗語呼<sub>二</sub>拍子物ヲ<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>——ト<sub>一</sub>也。**風流**〔〇・平〕

又作<sub>二</sub>流風<sub>一</sub>。美人兒也。〔熊藝門 625 ⑤〕

とあって、標記語「風流」の語を二種類収載し、その読みを「フリウ」とし、その語注記は、「日本の俗語、拍子物と呼ばて風流と曰ふなり」と「又、流風に作る。美人の兒なり」と記載する。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>フウリュウ</sup> <sup>フリウ</sup> <sup>ハヤシ</sup>  
**風流** 美人兒也。**風流** 日本俗呼<sub>二</sub>拍子物ヲ<sub>一</sub>云レ——。〔弘・言語進退 181 ⑥〕

<sup>フウガ</sup> <sup>ブン</sup> <sup>ゼイ</sup> <sup>ト</sup> <sup>フウリュウ</sup> <sup>ハヤシモノ</sup>  
**風雅** 一聞。一情。一度。一流 風情之義也。呼テ<sub>二</sub>拍子物ヲ<sub>一</sub>云レ——ト云。

〔永・言語 149 ⑥〕

<sup>フウガ</sup>  
**風雅** 一聞。一情。一度。一流 拍子物。一情義。〔堯・言語 139 ④〕

とあって、標記語「風流」の語を収載し、弘治二年本は、広本『節用集』の二種の語を逆排列にするが共通し、永祿二年本と堯空本の方は、『下學集』に従った語注記を記載

している。また、易林本『節用集』には、

風俗フウゾク一躰テイ。一便ビン。一波ハ。一聞ブン。一流リウ。一味ミ。一葉ヨフ。一晨月夕シンゲツセキ。〔言辭 152 ③〕

とあって、標記語「風俗」の語をもって収載し、冠頭字「風」の熟語群として、「風流」の語を収載する。語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「フリウ」もしくは「フウリウ」として、「風流」の語が収載され、語注記の記載についても A『下學集』から広本『節用集』→印度本系統『節用集』類、B『運歩色葉集』といった二系統になっている点が確認できるのである。とりわけ、下記に示す真字本にも見えている語であり、注記未記載にも関わらず、『運歩色葉集』が「遺風餘流之義也」という記載を有することに注目しておきたい。因みに「余流ヨリウ」の語は、易林本『節用集』に見えている。古辞書『運歩色葉集』の典拠を明確にできることがさらなる注記採録の方針を知る手がかりとなると見ているからにほかならない。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「風流」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

風・流ケウ可タム入タムル物ノ非ハレ一ニ風流ハ。時ノ興ヲ催シ遊ビ戯ルハ事ナリ。又衣裳イシヤウテイ体ノ事也。〔下十三ウ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「風流」の語注記は、「風流は、時の興を催し遊び戯むる事なり。又、衣裳の体の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

風流ふうりうの為入可ためいるべきの物一ものいつに非ず／爲あら風・流ふうりう可タム入タムル物ノ非ハレ一ニ風流ハ弓馬きうばなどより鞫まりなどの類をいふ。正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事也。経営の注ハ前に在。〔52ウ①・②〕

とあって、標記語を「風流」とし、語注記は、「風流は、弓馬などより鞫などの類をいふ。正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事なり」と指摘記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「風流」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fūriū. フウリュウ（風流） 優美な衣服などのように、見た目に趣があつて優雅なこと。 § Fūriūna coto.（風流な事）同上。 § Fūriūno yoi fito.（風流の良い人）或

るもの、たとえば服装などが見た目に平凡でなく、趣のある人。→ Furiū (風流)。

[邦訳 283 1]

**Fûriū.** フウリュウ (風流) 或る人または或る国の風習。→ Fuguai. [邦訳 283 1]

**Furiū.** フリュウ。または、フウリュウ (風流) さまざまな扮装をして道化を演ずる踊り、あるいは、踊り一般をいうが、それは踊りの中にはいつも趣があることなどが含まれているからである。[邦訳 283 1]

とあって、標記語「風流」の語を収載し、意味を「優美な衣服などのように、見た目に趣があつて優雅なこと」「或る人または或る国の風習」「さまざまな扮装をして道化を演ずる踊り、あるいは、踊り一般をいうが、それは踊りの中にはいつも趣があることなどが含まれているからである」とする。明治から大正・昭和時代の大概文彦編『大言海』には、

フウリュウ [名] 【風流】〔風聲品流の略、剪燈新話 (山陽瞿佑宗吉、永樂作) 牡丹燈記「風聲品流能擅<sub>レ</sub>一世<sub>一</sub>、謂<sub>レ</sub>之風流<sub>一</sub>也〕〕 (一) みやびたること。すき。風雅。晉書、樂廣傳「天下言<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>者、以<sub>レ</sub>王樂<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>稱首<sub>一</sub>」花蔘夫人、宮詞「年初十五最風流」雀墩集 (宋、宋無)「沈樞謫<sub>レ</sub>毆州<sub>一</sub>、攜<sub>レ</sub>二鬟<sub>一</sub>去、數年歸嫁、皆處子、潘方壽以<sub>レ</sub>詩寄之曰、鐵石心腸延壽藥、不<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>處却風流」古今集、漢序「雖下風流如<sub>レ</sub>野宰相<sub>一</sub>、輕情如中在納言上、而皆以<sub>レ</sub>他才<sub>一</sub>聞」芭蕉遺語集「我門の風流を學ぶやからは、云云、猿蓑、ひさご、曠野、炭俵等、熟覽すべし」柳樽 (天明) 七編「風流の、道は寝ぼけて、名が高し」 (二) 先人の遺風。餘澤。流風餘韻。後漢書、王暢傳「士女沾<sub>レ</sub>教化<sub>一</sub>、黔首仰<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>中興<sub>一</sub>以來、功臣將相、繼<sub>レ</sub>世而隆」北史、李彪傳「金石可<sub>レ</sub>滅、而風流不泯者、惟載籍乎」 (三) 美しく飾ること。はで。華美。華奢。古事談、一、王道后宮「永長元年大田樂事、云云、裝束或兼被<sub>レ</sub>仰定<sub>一</sub>、紅帷、有<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>冠管蓋<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>笠、差貫有<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>」三代制符、建久二年三月廿八日宣旨「灌漑布施僧過差、非<sub>レ</sub>錦繡<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>裁、非<sub>レ</sub>金銀<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>飾、自今已後、永停<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>華麗<sub>一</sub>」守貞漫稿、九、女扮、上「夫男女の風姿たる、風流美麗は古今人の欲する所なり、而も古人は、善美にして流行に合ひ、意匠の精しくして野卑に非ざる、乃ち之を風流と云ふ」 (四) 晰しもの。歌舞。ふりう。下學集、下、態藝門「風流、日本俗、呼<sub>レ</sub>拍子物<sub>一</sub>曰<sub>レ</sub>風流<sub>一</sub>」看聞御記、應永廿六年七月十四日「念物拍物如<sub>レ</sub>例、田向青侍共、山臥の負を作、異形風流作<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>」同、應永廿七年正月十一日「入<sub>レ</sub>夜松拍參 (地下殿原)、種種風流 (九郎判官奥州下向之體)、有<sub>レ</sub>其興<sub>一</sub>」滿濟准后日記、永享二年正月廿五日「畠山風流驚<sub>レ</sub>目了、持<sub>レ</sub>花枝<sub>一</sub>、童形廿人、

水干、立烏帽子、最前赤仕丁六人、兒、云云、盡<sup>エンネンまひ</sup>善盡<sup>まひ</sup>美也」(五) 延年舞に於ける演藝種目の一。天竺、支那、及、我が國上古の故事を仕組みたるもの。これに、大風流、小風流の二種あり。周防國仁平寺本堂供養日記、觀應三年三月、延年次第「十四番、風流、人數(少人十人、若徒十三人)已上廿三人」(六) 能樂に於ける狂言方の演技の一種。主として和泉流に傳はる。千歳掛り、三番叟掛りとて、十數番あり。(七) 祭事に行ふ一種の舞樂。(囃子物の風流の遺と云ふ) 今、筑後、肥前などの地に残る。菟園會集説、風流祭(關思亮)「築紫の道の國に、風流といへる神わざありけり、そは八月より九月にかけて、新しねを茹得て、初穂の懸<sup>ちから</sup> 税<sup>にひしほり</sup> を手向け、新釀<sup>しろき</sup> の白酒を醸<sup>か</sup>みて、處處の産神の御社にぞものすなる、云云、醒齋語らばく、今は大城の御能に、云云、蓬萊風流とか、鶴龜風流などやうに稱へて、鶯、大藏などいふ家の子のものすなる、是ぞ古の神祭にせし風流の、纔に残れるなりけり、解云、この風流祭は、古の田舞の名残なるべし。

[1723-3]

とあって、標記語を「風流」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ふうりゅう【風流】〔名〕①先人の遺風。伝統。余沢。流風。②(形動)上品で優美な趣のあること。優雅なおもむき。みやびやかなこと。また、そのさま。詩歌を作り、その趣を理解し、あるいは趣味の道に遊んで世俗から離れることもいう。風雅。文雅。③美しく飾ること。数奇をこらすこと。意匠をこらすこと。華奢。また、そのもの。④「ふうりゅう(風流)③」に同じ。⑤「ふうりゅういんじ(風流韻事)」の略。⑥「ふうりゅうだな(風流棚)」の略。⑦鷹(たか)の翼の一部分の名。→鷹。⑧「たこ(凧)」を西国でいった語」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

## [ことばの実際]

若君御方結構風流、摸大臣饗儀《訓み下し》若君御方ニ<sup>フリウ</sup>風流ヲ結構シテ、大臣ノ\*饗(\*大饗ノ)儀ヲ摸セラル。《『吾妻鏡』文治五年正月十九日の条》

## 0700-19「紅葉重(もみぢかさね)」(395:2003.02.23)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「毛」部と「賀」部に、

モミヂ  
紅葉。〔元亀本 349 ⑥〕  
カサナル  
重。〔元亀本 105 ⑤〕

紅葉。〔静嘉堂本 420 ⑦〕

カサネル  
重。〔静嘉堂本 132 ②〕

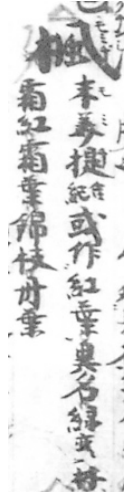
とあって、標記語「紅葉」と「重」の二語に分けて収載し、その読みを「もみぢ」と「かさなる、かさねる」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、文明四年本・山田俊雄藏本には  
モミヂカサネ「紅葉重」、モミヂ経覚筆本には「紅葉重」の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「紅葉重」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、  
 標記語を「紅葉重」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

モミヂ楓 モミヂフウ[平] モミヂ末美提合紀。或作\_紅葉\_。異名、緑変林。霜紅。霜葉。  
 錦枝。丹葉。〔草木門 1065 ②〕  
カサナル・フモシ重 同チヨウ・シゲシ[去]。 同疊 同チヨウ・タム[入]。 同累 同ルイ・ワヅライ[去]。  
同沓 同タフ[入]。〔態藝門 311 ⑦〕



とあって、標記語「紅葉重」の語は未収載にし、「楓」と「重・疊・累・沓」の語で収載し、前者の「もみぢ」の語注記は、1に、『國花合紀集』の「末美提」を採録し、2に「或作\_〇〇\_」形式による別表記「紅葉」を載せ、3に「異名」語彙「緑変林。霜紅。霜葉。錦枝。丹葉」の五語を記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

モミヂ楓 同紅葉。〔弘・草木 258 ③〕〔永・言語 220 ⑤〕〔堯・言語 206 ⑥〕  
カサナル重。〔永・言語 85 ③〕〔両・言語 93 ③〕  
カサナル重。〔堯・言語 77 ②〕

とあって、標記語「紅葉重」の語を未収載にし、「楓・紅葉」と「重」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

モミヂ楓 同紅葉 同コウヨフ。〔草木 229 ⑦〕  
カサナル累。重。〔言辞 81 ②〕

とあって、標記語「紅葉重」の語は未収載にし、「楓・紅葉」と「累・重」の二語にして収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には「紅葉重」の語は未収載に等しい。古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語なのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「紅葉重」とし、その語注記

は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>モミチガサネ</sup>紅葉重<sup>ウヘ アカ シ</sup>トハ。上ハ赤ク下タハ白シ。〔下十三ウ⑧～十四オ①〕

とあって、この標記語「紅葉重」の語注記は、「上は赤く、下は白し」と記載する。時代は降つて、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>もみちかさねやなぎうら</sup>紅葉重楊裏／<sup>モミチガサネ</sup>紅・<sup>ウヘ アカ シ</sup>葉重楊裏 もみちかさねとハ上は白く下ハ赤し。やなぎうらと  
<sup>おもて きいろ</sup>ハ表ハ黄色にて裏乃青く黄なるをいふなり。〔52ウ④・⑤〕

とあって、標記語を「紅葉重」とし、語注記は、「紅葉重とは、上は白く下ハ赤し」と記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

<sup>もみちがさ やなぎうらうすこうばいいろ</sup>紅葉重ね楊裏薄紅梅色色の筋小袖隔子織物単衣濃紅の袴美精好の裳唐綾  
<sup>きやうもん からきぬくちばちむらさき うすものあこめねりぬきうもん あやすり 委 か めゆひまきぞめむらこうかきあさぎ</sup>こそで  
狂文乃唐衣朽葉地紫の羅 柏練貫浮文の綾摺繪書き目結巻染村紺搔淺黄小袖  
<sup>おなじ かけおび</sup>同く懸帶／紅葉重。楊裏。薄紅梅。色々筋小袖。隔子織物。單衣。  
濃キ紅ノ袴。美精好裳。唐綾狂文。唐衣。朽葉地。紫羅。相。練貫。  
浮文ノ綾。摺繪書。目結巻染。村紺搔。淺黄小袖同ク懸帶。▲紅葉重と  
ハ上ハ赤ク下ハ白シ。〔39オ④～39ウ①〕

<sup>もみちかさね やなぎうら うすこうばい いろいろ すぢこそで かうしおりもの ひとへぎぬ こ くれなぬ</sup>紅葉重。楊裏。薄紅梅。色々筋小袖。隔子織物。單衣。濃キ紅の  
<sup>はかま びせいかう も からあやきやうもん からきぬ くちば ぢ むらさき うすもの あこめ ねりぬき</sup>袴。美精好の裳。唐綾狂文。唐衣。朽葉地。紫の羅。相。練貫。  
<sup>うきもん あや すゑかき めゆひまきぞめ むらこんかき あさぎ</sup>浮文の綾。摺繪書。目結巻染。村紺搔。淺黄小袖同く懸帶。▲紅葉重  
とハ上ハ赤ク下ハ白シ。〔69ウ⑤～70オ④〕

とあって、標記語「紅葉重」の語注記は、「紅葉重とは、上は赤く下は、白し」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「紅葉重」の語を未収載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

もみぢがさね〔名〕【紅葉裏】（一）<sup>かさね</sup>裏の色目の名。もみぢ（紅葉）の條の（四）  
に同じ。俊成卿女集「くれなゐに、ちしほやそめし、山姫の、もみぢがさねの、衣手のもり」。

〔2016-2〕

とあって、標記語を「紅葉裏」を収載するのみである。これを現代の『日本国語大辞典』第二版には、標記語「もみぢがさね【紅葉重】」と「もみぢがさね【紅葉裏】」を収載し、前者である「もみぢがさね【紅葉重】」〔名〕紅と青の薄手の雁皮紙を重ねた料紙。表は紅、裏は青。一説に表は赤、裏は濃い赤。女房の五衣の裏<sup>かさね</sup>に準じて表は黄、裏は蘇芳との

説もある」とあって、用例は未収載であり、すなわち『庭訓往來』の語用例は未記載となっている。

### 【ことばの実際】

紅葉重のおしいだし〔出衣〕見ゆ。御所の西に、平板敷に紫縁むらさきべりしきて、尚侍さうじ二人ていしたり。

### 《『中務内侍日記』》

その後、又此にこえむしとて、あけくれ春秋のこえの中にすむ蟲、心に思ふやう、「なさけは人によらずあるものなり。其の上わが名も世の中の人をこえむしなれば」とて、「いかでか玉蟲姫もなびかざるべき」とて、墨すりながし、筆にそめ、頃は秋の中ばの事なるに、薄様に紅葉重、ひきかさね、はつのに薄ほのめきて、風を便りながら一筆まゐらせ候。《御伽草子『玉蟲の草紙』》

## 0700-20「楊裏（やなぎうら）」(395：2003.02.24)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「屋」部に、「楊弓」と「柳筥。柳色。柳樽」の四語を収載し、標記語「楊裏」は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、建部傳内本だけが「楊裡」と表記する。他諸本は、「楊裏」と表記し、山田俊雄藏本・経覚筆本・文明四年本は、「ヤナキウラ」と読みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「楊裏」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』に、標記語を「楊裏」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

ヤナギウラ  
楊裏。〔言辞 101 ①〕

とあって、標記語「楊裏」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち、易林本にはじめて収載され、訓み「ヤナギウラ」として標記語「楊裏」の語が収載されていることが判明する。そして、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語でもある。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「ヤナキ楊裏」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ヤナギウラウスコウバイ スジ カウシ ヲリモノ ヒトヘギヌ やなぎうら フモテ キイロ  
 楊裏 薄紅梅色々筋ノ小袖隔子ノ織物。單衣 楊裏トハ。表ハ黄色ニテ  
 ウラ アフ キ  
 裏ノ青ク黄ナルヲ云ナリ。〔下十四ウ①・②〕

とあって、この標記語「楊裏」の語注記は、「楊裏とは、表は、黄色にて裏の青く黄なるを云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

もみちかさねやなぎうら  
 紅葉重楊裏ノ紅・葉重楊裏 もみちかさねとハ上は白く下ハ赤し。やなきうら  
 おもて きいろ あを  
 とハ表ハ黄色にて裏乃青く黄なるをいふなり。〔52ウ④・⑤〕

とあって、標記語を「楊裏」とし、語注記は、「楊裏とは、表は黄色にて裏の青く黄なるをいふなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲楊裏ハ表ハ黄色にて裏の青く黄なるをいふ。〔39オ④～39ウ①〕

▲楊裏ハ表ハ黄色にて裏の青く黄なるをいふ。〔69ウ⑤～70オ④〕

とあって、標記語「楊裏」の語注記は、「楊裏は、表は黄色にて裏の青く黄なるをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「楊裏」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

やなぎうら〔名〕【柳裏】(一) 楊色の裏地。又、それを附けたる着物。太平記、廿三、大森彦七事「年の程十七八計なる女房の、赤き袴に柳裏そぎの五衣着て、鬢深く鍛たるが云云」〔2044-4〕

とあって、標記語を「柳裏」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「やなぎうら【柳裏】〔名〕柳色の裏地、また、それを着けた着物」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

[ことばの実際] 三七日に当たりける夜、赤き袴に柳裏の衣着たる女房の、瑞巖美麗なるが、忽然として時政が前に来たつて、告げて曰く、「汝が前生は箱根法師なり。《『太平記』卷第五・時政榎島に参籠の事》

## 0700-21「薄紅梅（うすコウバイ）」(395：2003.02.25)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「字」部に、標記語「薄紅梅」の語を未収載する。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「ウスコウハイ薄紅梅」、経



『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

覚筆本には「<sup>ウス</sup>薄紅梅」の読みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「薄紅梅」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』に標記語を「薄紅梅」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>ウスコウバイ</sup>  
薄紅梅。〔食服 117 ⑥〕

とあって、標記語「薄紅梅」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書中、易林本『節用集』に、訓みを「うすこウバイ」として、「薄紅梅」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「薄紅梅」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ヤナギウラウスコウバイ</sup> 楊裏 <sup>スジ</sup> 薄紅梅色々 / <sup>カウシ</sup> 筋 <sup>フリモノ</sup> 小袖隔子 / <sup>ヒトヘギヌ</sup> 織物。 <sup>やなぎうら</sup> 單衣 楊裏トハ。 <sup>フモテ</sup> 表 <sup>キイロ</sup> ハ黄色ニテ  
<sup>ウラ</sup> 裏 <sup>アヲ</sup> ノ青 <sup>キ</sup> ヲ黄ナルヲ云ナリ。〔下十四ウ①・②〕

とあって、この標記語「薄紅梅」の語注記は、未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

<sup>うすこうばい</sup> 薄紅梅色々の <sup>こそで</sup> 小袖 / 薄紅梅色々 / <sup>しま</sup> 筋小袖 島の小袖なり。〔52ウ⑥〕

とあって、標記語を「薄紅梅」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲薄紅梅 <sup>あさ</sup> ハ浅き <sup>くれなひ</sup> 紅の色をいふ。〔39オ④～39ウ①〕

▲薄紅梅 <sup>あさ</sup> ハ浅き <sup>くれなひ</sup> 紅の色をいふ。〔70オ⑤〕

とあって、標記語「薄紅梅」の語注記は、「薄紅梅は、浅き紅の色をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Vsucôbai.** ウスコウバイ (薄紅梅) 淡紅色。〔邦訳 734〕

とあって、標記語「薄紅梅」の語を収載し、意味を「淡紅色」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うすこうばい〔名〕【薄紅梅】(一)〔紅梅の、花の色、<sup>うす</sup>淡きもの。枕草子、九、九十一段「さし出させ給へる御手の、僅に見ゆるが、いみじう匂ひたる、うす紅梅なるは、

限りなくめでたし」(二)川魚の名。きすに似て、青黒くして、脇腹に赤き條あり。(下野)。「0232-3」

とあって、標記語を「薄紅梅」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うすこうばい【薄紅梅】〔名〕①紅梅の一種。花の色の薄いもの。②①の花のような色。とき色。③織り色、襲かさねの色目。織り色は紅梅の薄いもの。襲の色目は裏表ともに、紅梅の薄いもの。④江戸時代の高級タバコの名。⑤香木の名。分類は伽羅。⑥魚「うぐい(魃)」の異名」とあって、③の意味で『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

梅は、白き・薄紅梅ウスコウバイ。一重なるが疾く咲きたるも、重なりたる紅梅トの匂ひめでたきも、皆をか。『徒然草』(1331年)139段

## 0700-22 「色色 (いろいろ)」(395 : 2003.02.26)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「伊」部に、標記語「色々」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、読みは一切加えていず未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「色々」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下学集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「色々」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

イロヘ  
色々シヨク〔入・〇〕。〔態藝門40⑧〕

とあって、標記語「色々」の語を収載し、その読みを「イロヘ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「色々」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

イロヘ  
色々。〔言辞8③〕

とあって、標記語「色々」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には、広本『節用集』と易林本『節用集』に訓みを「いろいろ」として、「色々」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「色々」とし、その語注記に

「色々浮紋有り。乱合して云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、標記語「色々」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>うすこうばい</sup>いろ人 <sup>こそで</sup> 薄紅梅色々の小袖 / 薄紅梅色々の筋小袖 <sup>しま</sup> 島の小袖なり。[52ウ⑥]

とあって、標記語を「色々」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「色々」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Iroiro.** イロ人（色々） 多くの色。 § また、さまざまに。 例, Iroironi cauaru. (色々に変わる) さまざまに変化する。 → Cauaryuqi,u;Fiacumi;Fiacuxo;Mongiacu;Niuoi,ô.  
〔邦訳 341 r〕

とあって、標記語「色々」の語を収載し、意味を「多くの色」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いろいろ [名] 【色々】 (一) 種種の色。諸色。古今集、四、秋、上「緑なる、一つ草とぞ、春は見し、秋はいろいろの、花にぞありける」夫木抄、七「早苗取る、御田の種女も、色色の、袖をつらねて、祝ふ今日かな」「花の色色、蟲の聲聲」(二) さまざま。くさぐさ。しなじな。種種。他方。竹取物語、蓬萊の玉の枝「旅の空に、云云、いろいろの病をして」源氏物語、三十九、御法 4「いつの程に、いとかくいろいろ思し設けむ」  
〔0220-3〕

とあって、標記語を「色々」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「いろいろ【色々】〔一〕〔名〕①(形動)さまざまの色。各種の色。②中古、女房の襲(かさね)の色目。各種の色(薄色、蒨葱、紅梅、蘇芳、山吹)を重ねること。③(形動)さまざま。種々。④会合して飲み食いすることをいう、盗人仲間の隠語。〔隠語輯覧(1915)〕〔二〕〔副〕さまざまに。種々に。〔語誌〕名詞「色」の疊語形。そのため、その原義は、〔一〕①のような文字通りの意味であった。平安時代には、「色々」の指し示す対象は、「花」「木の葉」「錦・織物」「糸」「紙」「玉」などに集中していて、それぞれの色とりどりのさまを、多く表わし、鎌倉時代でも、やはり、主流の意味は「さまざまの色」であった。それが室町時代後半になると、現代語のような「さまざま」へと意味の主流が変化して、ついに江戸時代には、「いろんな」という連体詞までが派生してくる」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

## [ことばの実際]

因之、色々神役闕乏各々神人抱愁吟《訓み下し》之ニ因テ、色色<sup>イロ</sup>ノ神役闕乏ス。各各神人愁吟ヲ抱ク。『吾妻鏡』寿永元年五月二十九日の条)

## 0700-23 「筋(すぢ)の小袖(こそで)」(395:2003.02.27)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「須」に、

<sup>スヂ</sup>  
筋。[元亀本 362 ④]

<sup>スジ</sup>  
筋。[静嘉堂本 441 ⑥]

とあって、標記語「筋」の読みを「すぢ」と「すじ」とし語注記は未記載にする。また、「古」部には、「小結<sup>ガイエホシ</sup>鳥帽子<sup>バカマ</sup>。小袴<sup>シヤウ</sup>。小姓<sup>ジリ</sup>。小尻刀<sup>サカシハ</sup>。小讒<sup>ジル</sup>。小汗<sup>コハル</sup>。小春<sup>アリキ</sup>十月<sup>ビト</sup>。小歩<sup>テ</sup>。小人<sup>モノ</sup>。小者<sup>ソウ</sup>。小僧<sup>チゴ</sup>。小兒<sup>カウ</sup>。小督能之名」の語を収載し、標記語「小袖」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、文明四年本・山田俊雄藏本に「筋<sup>スヂ</sup>ノ小袖<sup>コソデ</sup>」と、経覺筆本は「筋<sup>スヂ</sup>ノ小袖」と読みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「小袖」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「小袖」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>スヂ</sup>  
筋<sup>キン</sup>[平]。[支躰門 1124 ②]

<sup>コソデ</sup>  
小袖<sup>セウシウ</sup>[上・去]。[絹布門 661 ①]

とあって、標記語「筋」と「小袖」の二語を収載し、その読みを「すぢ」「こそで」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>スヂ</sup>  
筋。[弘・支躰 268 ⑧]

<sup>スヂ</sup>  
筋。[永・支躰 230 ⑥] [堯・支躰 216 ⑥]

<sup>コソデ</sup>  
小袖。[弘・衣服 188 ②] [永・衣服 154 ⑨]

<sup>コソデ</sup>  
小袖一袴。[堯・衣服 144 ⑧]

とあって、標記語「筋」と「小袖」の二語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

スズ  
筋<sup>スズ</sup>キン。〔支<sup>スズ</sup>躰 239 ①〕  
コソデ ヲソノ バカマ コロモ  
小<sup>コソデ</sup>袖 一御衣。一袴。一衣。〔食服 155 ⑦〕

とあって、標記語「筋」と「小袖」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち節用集類には訓みを「すぢ {じ}」「こそで」として、「筋」と「小袖」の二語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「筋小袖」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「筋の小袖」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

うすこうばいいろ入 すぢこそで  
薄<sup>うす</sup>紅<sup>こう</sup>梅<sup>ばい</sup>色<sup>いろ</sup>々の筋小袖／薄<sup>うす</sup>紅<sup>こう</sup>梅<sup>ばい</sup>色<sup>いろ</sup>々筋小袖 <sup>しま</sup>島の小袖なり。〔52 ウ⑥〕

とあって、標記語を「筋小袖」とし、語注記は、「島の小袖なり」と記載する。これを<sup>項書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

- ▲筋小袖<sup>しまち いふく</sup>ハ縞<sup>しまち</sup>地の衣服也。〔39 オ④～ 39 ウ①〕
- ▲筋小袖<sup>しまち いふく</sup>ハ縞<sup>しまち</sup>地の衣服也。〔69 ウ⑤～ 70 オ④〕

とあって、標記語「筋小袖」の語注記は、「筋小袖は、縞地の衣服なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Sugi. スヂ (筋) 筋, または, 神經. → Subiqi,u;Tcuri,ru. [邦訳 584 r]

Cosode. コソデ (小袖) 絹または紬 (Tcumugui) で作った着物. → Boqeno;Faguitori,u;Fitotcumaje;Qecaqe. [邦訳 151 r]

とあって、標記語「筋」の意味を「筋, または, 神経」とし、標記語「小袖」の語の意味を「絹または紬 (Tcumugui) で作った着物」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「すぢ - こそで [名] 【筋小袖】」の語は未収載であり、

こ - こそで [名] 【小袖】<sup>きぬ あこめ</sup>〔衣、袖、などの、大袖に對する語〕(一) 古へ、男女の下着の服。袖口、狭く、袖下を、丸く縫ひ作る、無地の帛を用ゐる、中世は、白小袖は、貴人の用とす。金葉集、九、雜上「行蓮上人が許へ、小袖遣はすとて詠める「あはれまむと、思ふ心は、廣けれど、はぐむ袖の、狭くもあるかな」豹文記 (天文)「白き小袖の事、平人は不<sup>よ</sup>可<sup>よ</sup>に着用<sup>よ</sup>候、公家は御用候」記故實拾葉 (元文) 十四「小袖、御下著也、袖口、大袖より小さし」(二) 後世は、染色、縞織に關せず、すべて、絹布の綿入

れ稱、上衣うはぎと云ふものなければ、表に着る。(もめん綿入れを、ぬのこと云ふに對す)。

[0689-2]

とあって、標記語を「小袖」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、「すぢ-こそで [名] 【筋小袖】」の語は未収載であり、標記語「こ-そで【小袖】 [一] [名] ①袖口を狭くした垂領たりのびの長着ながぎ。肌着として用い、貴族も宿直衣とのいぎぬのいちばん下に着けた。②礼服の大袖の下に着る衣。筒袖による名称であるが、盤領まるえりとするのが特色であり、一般の小袖と相違する。③絹の綿入れまるもの。丸物。④近世の具足の当世袖の一種。大袖に対していう。 [二] 足利重代の鎧よろいの名称。 [語誌] (1) 平安末から朝服の肌着に採用され、重ね小袖として公武上下男女に広く用いられた。肌着として白絹製を本義としたが、しだいに文綾、染文様と華麗になり、従来の柏あこめや桂うちきを省略して重ね小袖の上に直ちに上衣である袍ほうや狩衣ひたれ、直垂うちかけの類をつけるのが普通になった。室町以来、女子は着流しで重ね小袖の最上衣をはおって打掛うちかけの小袖とし、帯の発達をみた。(2) 安土・桃山時代になると、小袖、帯の着用が上下男女を問わず一般化し、現代の着物の形態につながる。(3) 江戸時代の前期には、肩から裾にかけて大胆な模様(寛文模様)のものが見られ、元禄頃になると、総鹿の子紋をはじめとし、尾形光琳などの画家による画がき絵や友禅染めのももの用いられるなど、自由で多彩な模様となっている。しかし、後期になると、華美な文様や色の小袖のように衣装を飾り立てるのは「いき」でないとされ、藍色などのさっぱりした色調、縞模様などのほか、ねずみ色や茶色の渋い色調や小紋の小袖が好まれるようになった」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

只今殊別行粧、著小袖十餘領、其袖妻重色々武衛覽之、召俊兼之刀即進之自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給後、被仰曰、汝富才翰也《訓み下し》只今殊ニ行粧ヲ刷コソデヒ、小袖十餘領ヲ著、其ノ袖妻\*色々ヲ重ヌ(\*重色之)。武衛之ヲ覽タマヒ、俊兼ガ刀ヲ召ス。即チ之ヲ進ズ。自ラ彼ノ刀ヲ取り、俊兼ガ小袖ノ妻ヲ切ラシメ給フテ後、仰セラレテ曰ク、汝\*富才翰ナリ(\*才翰ニ富メルナリ)。《『吾妻鏡』元暦元年十一月二十一日の条》

**0700-24**「小隔子(こガウシ)」「(395:2003.02.28)」「隔子」(2001.05.08)の増補のため、「隔子」の語に関わる古辞書資料については省略する。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「隔子カウシ」と経覺筆本は「隔子カウ」の読みを施して記載している。また、天理図書館蔵の宝徳三年本は、真

字本と同様に「小隔子」と記載しているのが特徴である。

このように、当代の古辞書には訓みを「カウシ」として、「隔子」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「<sup>カウ</sup>隔子」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「隔子」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

隔子の織物<sup>かうし</sup>単衣<sup>おりもの</sup>濃<sup>ひと</sup>紅<sup>へきぬ</sup>の袴<sup>こきくれない</sup> / 隔子<sup>はかま</sup>織物<sup>はかま</sup> / 単衣<sup>はかま</sup>濃<sup>ひと</sup>紅<sup>へきぬ</sup>の袴<sup>こきくれない</sup> 皆女房達の装束<sup>しやうそく</sup>也。単衣<sup>した</sup>ハ下<sup>した</sup>ぎなり。其上<sup>いつつきぬ</sup>に五<sup>いつつきぬ</sup>衣<sup>う</sup>其上<sup>う</sup>に表<sup>う</sup>着<sup>う</sup>其上<sup>う</sup>に唐衣<sup>からきぬ</sup>を着る也。但し五<sup>はるふゆ</sup>つ衣<sup>はるふゆ</sup>又七<sup>はるふゆ</sup>つ衣<sup>はるふゆ</sup>あり。春冬<sup>はるふゆ</sup>ハ八<sup>はるふゆ</sup>つも九<sup>はるふゆ</sup>つも十<sup>はるふゆ</sup>も重<sup>かさね</sup>ると也。濃<sup>かさね</sup>紅<sup>かさね</sup>の袴<sup>かさね</sup>ハ千<sup>かさね</sup>入<sup>かさね</sup>の袴<sup>かさね</sup>乃事<sup>ちしほ</sup>なり。表<sup>かさね</sup>ハへに<sup>かさね</sup>して裏<sup>かさね</sup>ハ白<sup>かさね</sup>なり。〔52ウ⑥～⑧〕

とあって、標記語を「隔子」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

- ▲隔子織物<sup>をり</sup>ハ<sup>をり</sup>碁<sup>をり</sup>の目<sup>をり</sup>に織<sup>をり</sup>なしたる<sup>をり</sup>絹<sup>きぬ</sup>をいふ。〔39オ④～39ウ②〕
- ▲隔子織物<sup>をり</sup>ハ<sup>をり</sup>碁<sup>をり</sup>の目<sup>をり</sup>に織<sup>をり</sup>なしたる<sup>をり</sup>絹<sup>きぬ</sup>をいふ。〔69ウ⑤～70オ⑤〕

とあって、標記語「隔子」の語注記は、「隔子織物は、碁の目に織りなしたる絹をいふ」と記載する。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「小隔子」の語は見えずただの、カウシ〔名〕【格子・隔子】〔字の音、かくしの音便〕(一) {一種の建具の名。細そく角なる材を、隙間疎く縦横に組み作りて、黒塗にしたるもの。古への寢殿造りの、柱と柱との間に掛けて、内外の隔てとす、一間毎に、横に上下二枚、上なるは外方へ釣りあげ、下なるは常に掛けおきて、出入を許さず。(出入は、妻戸よりす) 倭名抄、十4居宅具「隔子、格子、<sup>シトミ</sup>蓆」源氏物語、四夕顔11「中將の御許、み御かうし一間あげて(二)細そき竹木を、縦横に透間あるやうに組みて、窓などに取りつけたるもの。<sup>れんじ</sup>襦子。安永の川柳「竹格子、坊主のやうな、者も来る」(妾の住宅)(三)格子戸の略。(四)染物、織物の模様、碁盤の目の如く、縦横の筋を成せるもの。盛衰記、三十五、巴關東下向事「巴は、云云、紫<sup>かうし</sup>隔子を織りつけたる直垂に、<sup>きくとち</sup>菊閉滋くして云云」「障子格子」童子格子」格子縞」(五)遊女屋の稱。(遊女屋の表が、格子造りなるより)三世相(貞享、近松作)三「格子、格子を見渡せば」(六)遊女の稱、

かうちちやうらう  
格子女郎の略。〔0342-5〕

とあって、標記語を「隔子」と「格子」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「こう-し【**隔子**】〔一〕〔名〕①細い角材を縦横に組み合わせて作った建具。寝殿造りの建具であるしよみ藪のこと。②細い木や竹などを、縦横に間をすかして組んで、窓や戸口の外などに打ち付けたもの。③「こうしど（格子戸）」の略。④染織品の文様的一种。碁盤の目のように縦横に筋を出したもの。⑤遊女屋にある②。また、そのはりみせ張見世、遊女屋をもいう。⑥江戸時代の遊女、また、その位をいう。遊女の階級の一つ。京都島原では、遊女の第二級天神をいい、大坂新町では、第一級の太夫、また、江戸吉原では、第二級の遊女をいった。大格子の内に部屋をもっていることからいう。⑦紋所しよみの名。藪の格子をかたどったもの。⑧物理学で、結晶格子、回折格子をいう。⑨数学で、基本になるベクトルを単位として原点から規則正しく排列された点、およびそれらの点を結ぶ線とそれらの線で囲まれた面の総体。1つのベクトルで規定される平面格子（二次元格子）、三つのベクトルで規定される空間格子（三次元格子）がある。⑩電子管の電極の一つ。グリッドをいう。制御格子、遮蔽格子、抑制格子などがある」とあって、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。また、標記語「こ-ごうし【**小格子**】〔名〕①小さい格子。②こまかなべんけいじま弁慶縞。↔大格子。③江戸、新吉原などで、下級な遊女屋。また、そこに勤める遊女。小格子見世。↔大格子」とあって、②の意味用例として、『**庭訓往来註**』（室町・大永五（1525）年頃成）を引用記載している。

[ことばの実際]「小格子柄」「白地茶萌黄小格子厚板」

未剋、竹御所寝殿南格子内、犬一疋、忽然出来伏疊上〈云云〉《**訓み下し**》未ノ剋ニ、竹ノ御所ノ寝殿ノ南ノカフシ格子ノ内ニ、犬一疋、忽然トシテ出来シ疊ノ上ニ伏スト〈云云〉。《『**吾妻鏡**』安貞二年九月二十日の条》

0700-25「**織物**（をりもの）」（395：2003.03.01）

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「遠」部に、

ヨリモノ  
**織物**。〔元亀本 77 ⑦〕〔静嘉堂本 94 ⑧〕〔天正十七年本上 47 才⑤〕

とあって、標記語「織物」の語を収載し、その読みを「ヨリモノ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓往来**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は「ヨリ織物」の読みを施して記載している。



古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

綺<sup>キ</sup>ヲリモノ。纏同。織物同／用也。

[前田家本・雑物上 82ウ⑦ 黒川本・雑物上 66オ⑦]

綺。纏。織物 已上同。[卷第三・雑物 78①・②]

とあって、十卷本に、標記語「綺」「纏」「織物」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「織物」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

織物<sup>ヲリモノ</sup>シヨクフツ[○・入]。[絹布門 214②]

とあって、標記語「織物」の語を収載し、その読みを「ヲリモノ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・兩足院本『節用集』には、

織物<sup>ヲリモノ</sup>。[弘・財宝 64④] [永・財宝 65⑦] [兗・財物 60①] [兩・財寶 70⑤]

とあって、標記語「織物」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

織物<sup>ヲリモノ</sup> 衣服。[財宝 62④]

とあって、標記語「織物」の語をもって収載し、語注記は「衣服」と記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「をりもの」として、「織物」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「織物」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「織物」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、標記語を「織物」とし、語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲隔子織物ハ<sup>ぐ</sup>碁<sup>をり</sup>の目に<sup>きぬ</sup>織<sup>な</sup>したる<sup>きぬ</sup>絹<sup>を</sup>をいふ。[39オ④～39ウ②]

▲隔子織物ハ<sup>ぐ</sup>碁<sup>をり</sup>の目に<sup>きぬ</sup>織<sup>な</sup>したる<sup>きぬ</sup>絹<sup>を</sup>をいふ。[69ウ⑤～70オ⑤]

とあって、標記語「織物」の語注記は、「隔子織物は、碁の目に織りなしたる絹をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Vorimono.** フリモノ (織物) 日本で織られる絹織物の一種。〔邦訳 718〕

とあって、標記語「織物」の語を収載し、意味を「日本で織られる絹織物の一種」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

フリモノ〔名〕【織物】(一) 木綿、絹、麻等、すべて、糸を機にかけて織り成せる物の稱。布帛。(二) {絹布に、多く文あるもの<sup>あや</sup>の稱。綾。竹取物語「いふべくもあらぬ綾おり物に、繪をかきて」。〔0330-4〕

とあって、標記語を「織物」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おりもの【織物】〔名〕①糸を機<sup>はた</sup>にかけて織った布の総称。絹織物、毛織物、木綿織物など。②さまざまな紋様を浮き出すように織った絹の布。または、それで仕立てた衣服。綾織物。綾。昔、宮中で着用する場合は、上級女房以上に限られていた」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

〔ことばの実際〕

堅文織物奴袴、出薄色紅梅褂、《訓み下し》堅文ノ織物<sup>フリモノ</sup>奴ノ袴、薄色紅梅ノ褂ヲ出ス《『吾妻鏡』建久元年十二月二日の条》

## 0700-26「單衣 (ひとへきぬ)」(395:2003.03.02)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「飛」部に、標記語「單衣」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「單衣<sup>ヒトヘノキヌ</sup>」と経覚筆本は「單物<sup>ヒトヘモノ</sup>」の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

單衣<sup>タンイ</sup>ヒトヘキヌノ都寒反。〔前田家本・雑物下 94 ウ① 黒川本・雑物下 90 オ⑧〕

單衣ヒトヘキヌ。衫同。〔卷第九・雑物 342 ④〕

とあって、十卷本に、標記語「單衣」の語を「ひとへきぬ」と訓み収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「單衣」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、ア部の

襖單衫<sup>アウタンザン</sup>フスマ、ヒトエ、カタビラ〔上・平・平〕云生<sup>スシ</sup>ノ單絹<sup>ヒトエキヌ</sup>ヲ。〔絹布門 748 ⑧〕

とあって、標記語「襖單衫」の語注記中に「ひとゑきぬ」で「單絹」とし記載が見える。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ヒトヘ</sup>偏。單。<sup>同</sup>〔永・言語 219 ⑥〕

<sup>ヒトヘ</sup>偏。單。<sup>同</sup>〔堯・言語 204 ⑦〕

とあって、言語門に標記語「單」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>ヒトヘギヌ</sup>單衣。〔食服 224 ⑥〕

とあって、標記語「單衣」の語をもつて収載し、訓みを「ひとへぎぬ」とし、語注記は未記載にする。

このように、上記の古辞書のうち、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』、易林本『節用集』に、訓みを「ひとへぎぬ」として、「單衣」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。そして、『運歩色葉集』や広本『節用集』には継承されていない語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「單衣」とし、訓みは「うすぎぬ」とあり、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、標記語「單衣」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>かうし</sup> 隔子の織物 <sup>おりもの</sup> 單衣 <sup>おりの</sup> 濃紅 <sup>の</sup> 袴 <sup>はかま</sup> / <sup>はかま</sup> 隔子 / <sup>しやうそく</sup> 織物 / 單衣 <sup>しやうそく</sup> 濃紅 / 袴 皆女房達の装束也。單衣 <sup>したぎ</sup> 下 <sup>した</sup> ぎなり。其上 <sup>いっつきぬ</sup> に五衣 <sup>うはぎ</sup> 其上 <sup>うはぎ</sup> に唐衣 <sup>からきぬ</sup> を着る也。但し五つ衣 <sup>はるふゆ</sup> 又七つ衣あり。春冬 <sup>かさね</sup> ハ八つも九つも十も重ると也。濃紅 <sup>ちしほ</sup> の袴 <sup>ちしほ</sup> ハ千入の袴乃事なり。表ハへにいして裏ハ白なり。〔52ウ⑥～⑧〕

とあって、標記語を「單衣」とし、語注記は、「單衣は、下ぎなり。其上に五衣、其上に表着、其上に唐衣を着るなり。但し、五つ衣、また、七つ衣あり。春・冬は、八つも九つも十も重ねるとなり也」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲單衣 <sup>したぎ</sup> 下着也。〔39オ④～39ウ②〕

▲單衣 <sup>したぎ</sup> 下着也。〔69ウ⑤～70オ④〕

とあって、標記語「單衣」の語注記は、「單衣は、下着なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「單衣」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひとへぎぬ〔名〕【單衣】〔一重衣の義。禮記、玉藻篇、注「禪、有衣裳而無裏」〕

(一) {衣の一重にて裏なきもの。ひとへもの。ひとへごろも。倭名抄、十二 19 衣服類「單衣、比止閉岐沼 齊明紀、六年三月「從一船裏出二老翁一、廻行熟視所積綵帛等物一、便換<sup>ひとへぎぬ</sup>着單衫一、各提布一端、乘船還去」(二) 略して、ひとへ。装束の下に重ねて着る衣の名。表着の色に因りて、其色に定めあり。地は綾にて、張り、又は、板引にす。若年は重菱の紋、老年は遠菱、極老は白き色、四季共に着用すとぞ。後照念院殿装束抄「單衣、云云、束帶下赤張單衣事」北山抄、九、羽林要抄「相撲召合、云云、就中御覽之日、上臈亞相、於御前勸盃、無單衣透身、還似無禮、然而存故實、遺悋惜之名乎」頼信卿記「享保二十年四月一日庚午、巳刻仙洞着御御衣冠、云云、御衣、裏山吹、御單(豎菱紅)、御鎮守御奉幣相濟後入御十一月三日戊戌、御即位、依之院御幸、着御赤色御袍(菊)、麴塵御衣(裏山吹、下同事)、紅御單(豎菱)」。〔1681-5〕

とあって、標記語を「單衣」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ひとへぎぬ【單衣】[一][名] ①裏地のついていない衣服。②装束の下の肌着、または肌小袖の上につける裏なしの衣。女子は袴の上につけるので裾を長く引き、男子は袴に着こめるので裾を短く仕立てるのを普通とした」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

單衣ヒトヘキヌ 釋名云衣無裏日單 々夜比止閉岐奴ノ謂衣則袴可知之。《十卷本『倭名類聚抄』(934年頃) 卷四・国立歴史博物館蔵 176 ⑥》

下於中御所西對渡廊立屏風、被著所賜之御衣〈浮線綾狩御衣、紫浮織物御奴袴、蘇芳二柏紅單衣〉則又被參簾中《訓み下し》中ノ御所ノ西ノ對ノ渡り廊ニ於テ、屏風ヲ立テ、賜フ所ノ御衣ヲ著セラル。〈浮線綾狩御衣、紫ノ浮織物御奴袴、蘇芳二柏紅ノ單衣〉則チ又簾中ニ參ラル。《『吾妻鏡』 康元二年二月二十六日の条》

**0700-27**「濃紅袴(こきくれなゐのはかま)」(395: 2003.03.03) ※「はかま【袴】」については、他にことばの溜池「鎖袴」(2002.10.28)を参照。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「古」部と「波」部に、

コイクレナイ  
濃紅。〔元龜本 233 ⑤〕  
コイクレナイ  
濃紅。〔静嘉堂本 268 ⑥〕

ハカマ  
袴。〔元龜本 34 ⑨〕  
ハカマ  
袴。〔静嘉堂本 37 ①〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

<sup>コイクレナイ</sup>濃紅。〔天正十七年本中 63 オ④〕 <sup>ハカマ</sup>袴。〔天正十七年本上 19 オ⑥〕

とあって、標記語「濃紅」と「袴」の二語に分けて収載し、その読みを「こいくれない」と「はかま」とし、いずれも語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「<sup>コイクレナイ</sup>濃紅ノ<sup>ハカマ</sup>袴」と経覺筆本は「<sup>コキ</sup>濃紅ノ袴」の読みを施して記載している。此語の訓みは、「こいくれない」と「こき（くれなゐ）」との二種の訓みが見られる。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

濃 コシ。色一／又コマヤカ也。〔前田家本・光彩下 7ウ④ 黒川本・光彩下 6ウ④〕

濃 コシ。色一亦コマヤカナリ。〔卷第七・光彩 141 ④〕

紅花 クレナキ／戸公反。〔黒川本・光彩中 76ウ①〕

紅 クレアキ。紅花 同／俗用。繅尔雅云染謂之一今之紅也。〔卷第六・光彩 419 ①〕

<sup>コ</sup>袴 ハカマ。又作袴。襦 <sup>シウ</sup> 同／短衣也。

〔前田家本・雑物上 26 オ④ 黒川本・雑物上 21 オ⑤〕

袴 ハカマ。襦 短衣也。袴 已上同。〔卷第一・雑物 177 ④〕

とあって、標記語「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載し、語注記は未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「濃紅袴」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>コク</sup>濃 チヨウ, コマヤカ [平]。〔態藝門 28 ②〕

<sup>クレナイ</sup>紅 コウ [平]。〔光彩門 506 ⑥〕

<sup>ハカマ</sup>袴 コ [去]。袴 <sup>同</sup> コ [去]。襦 <sup>同</sup> タウ [平]。〔絹布門 58 ⑧〕

とあって、標記語「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載し、その読みを「こく」「くれない」「はかま」とし、その語注記は、いずれも未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>コキ</sup>濃 コマヤカナリ 色。〔弘・言語進退 189 ④〕

<sup>コキ</sup>濃 コマヤカ也／色。〔永・言語 157 ①〕

<sup>コキ</sup>濃 色一／コマヤカ也。〔堯・言語 146 ⑤〕

<sup>クレナイ</sup>紅。〔弘・言語進退 160 ⑤〕〔永・言語進退 133 ①〕

〔堯・言語 122 ②〕〔両・言語・148 ⑤〕

<sup>ハカマ</sup>袴。〔弘・財宝 21 ①〕〔永・財宝 19 ③〕〔堯・財宝 17 ⑦〕〔両・財宝 21 ⑧〕とあって、標記語「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載し、その読みを「こき」「くれない」「はかま」とし、その語注記は、未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>コヒアサギ</sup>濃<sup>クレナイ</sup>浅黄—紅。〔食服 155 ⑦〕

とあって、標記語「濃浅黄」の語をもってその語注記に冠頭字「濃」の熟語群として「濃紅袴」の語を記載する。

このように、上記当代の古辞書には、「濃紅」の語を『運歩色葉集』と天正十八年本『節用集』・易林本『節用集』が収載し、他の古辞書は、「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載する。また、「袴」の語は同じく全ての古辞書に収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「濃紅袴」とし、その語注記は、未記載にする。

△濃紅袴 ヒシホノ袴ト云也。同表紅也。〔静嘉堂本『庭訓往來抄』古写冠頭書込み〕  
古版『庭訓往來註』では、

<sup>コキクレナヒハカマ</sup>濃<sup>だいら</sup>紅<sup>せんとう</sup>袴<sup>キ</sup> ハ内裏仙洞ノスマキスル人著ルナリ。千入ノハカマ是也。ウラヲ白ク  
<sup>フモ</sup>表<sup>ネリ</sup>テハ<sup>アキ</sup>練<sup>クレナヒ</sup>ヲ飽<sup>マテ</sup>マテ 紅 ニソムルナリ。〔下十四ウ①・②〕

とあって、この標記語「濃紅袴」の語注記は、「内裏・仙洞のすまひする人著るなり。千入のはかま是なり。うらを白く表ては練を飽くまで紅にそむるなり」と記載する。時代は降つて、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>かうし</sup>隔<sup>おりもの</sup>子の織物<sup>ひとへきぬ</sup>単衣<sup>こきくれない</sup>濃紅<sup>はかま</sup>の袴<sup>シヤウソク</sup>ノ隔<sup>し</sup>子<sup>ヤウソク</sup>織物<sup>シ</sup>ノ単衣<sup>ウラ</sup>濃紅<sup>シ</sup>ノ袴<sup>ウラ</sup> 皆女房達の装束也。単衣<sup>した</sup>ハ下<sup>した</sup>ぎなり。其上<sup>いづきぬ</sup>に五衣<sup>うはき</sup>其上<sup>うはき</sup>に表着<sup>からきぬ</sup>其上<sup>からきぬ</sup>に唐衣<sup>からきぬ</sup>を着る也。但し五<sup>はるふゆ</sup>つ衣<sup>はるふゆ</sup>あり。春冬<sup>はるふゆ</sup>ハ八<sup>はるふゆ</sup>つも九<sup>はるふゆ</sup>つも十<sup>はるふゆ</sup>つも重<sup>かさね</sup>ると也。濃紅<sup>ちしほ</sup>の袴<sup>ちしほ</sup>ハ千入<sup>ちしほ</sup>の袴<sup>ちしほ</sup>ノ事なり。表<sup>ちしほ</sup>ハへに<sup>ちしほ</sup>して裏<sup>ちしほ</sup>ハ白<sup>ちしほ</sup>なり。〔52ウ⑥～⑧〕

とあって、標記語を「濃紅袴」とし、語注記は、「濃紅袴は、千入の袴の事なり。表はへにして、裏は白なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

- ▲濃紅袴<sup>ちしほ</sup>ハ千入<sup>ちしほ</sup>の袴<sup>ちしほ</sup>ともいふ。表<sup>おもて</sup>ハ真紅<sup>しんく</sup>にて裏<sup>うら</sup>ハ白<sup>うら</sup>し。〔39オ④～39ウ②〕
- ▲濃紅袴<sup>ちしほ</sup>ハ千入<sup>ちしほ</sup>の袴<sup>ちしほ</sup>ともいふ。表<sup>おもて</sup>ハ真紅<sup>しんく</sup>にて裏<sup>うら</sup>ハ白<sup>うら</sup>し。〔69ウ⑤～70オ⑥〕

とあって、標記語「濃紅袴」の語注記は、「濃紅袴は、千入の袴ともいふ。表は、真紅にて裏は、白し」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Coicurenai.** コイクレナイ（濃紅） 非常に深い紅色．〔邦訳 142 1〕

† **Facama.** ハカマ(袴) 半ズボン〔袴〕, または, ズボンの下. § **Facamano coxi.** (袴の腰) 日本の袴の後ろの側にある, あの薄板. § **Facamano machi.** (袴の襠) 袴の両脚の間の所にさし加える布ぎれ. § **Facamano mayegoxi.** (袴の前腰) 袴の前面の腰に接する部分. § **Facamano qiguiua.** (袴の着際) 袴を着用した時に袴〔の上端〕が届いて腰に接する所. § **Facamano ixizzuqi.** (袴の石突) 袴の裾, あるいは, 末端. § **Facamano soba.** (袴の稜) 例, **Facamano sobauo toru.** (袴の稜を取る) 袴の横脇の部分を取って帯にはさむ. § **Facamano vxirouobi.** (袴の後帯) 後ろの方で結ぶための〔袴の〕紐. ※原文の Calcoes は calcão の複数形. calcão は, 腰から膝, または, 膝の少し下までの男性用半ズボンを指す. 当時の calcão は, 大体“袴”に似ているが, 股に密着してゆとりがなく, 横脇のあきまや腰板に当たるものがないなど, 種々の違いがあるけれども, 他に適切な語がないので, 早くからこの語を日本の“袴”にあてて用いている. 原文の Ciroulas は ceroulas に同じ. ズボンの下に着用する衣類で, 麻や木綿やリンネルで作ったズボン下, 下着を指す.“袴”の類に“肌袴”や“股引”もあるので, “袴”を総括的に説明するために, この ciroulas を付け加えたものか. 別条 Fadacama にはこの語の用例がある.

→ Fumicucumi,u;Saqeyabure,ru;Yeboxi camiximo. 〔邦訳 192 r〕

とあって、標記語「濃紅袴」の語を収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「こきくれなゐ〔名〕【濃紅】」「くれなゐのはかま〔名〕【紅袴】」の語は未収載にする。

こき〔形〕【濃】濃<sup>こ</sup>しの連體形、其條を見よ。〔0656-2〕

くれなゐ〔名〕【紅】呉<sup>くれ</sup>の藍<sup>あゐ</sup>の約、其條を見よ（一）すゑつむはな。紅<sup>べに</sup>花<sup>はな</sup>。

萬葉集、十一 46 「紅<sup>くれなゐ</sup>の、花にしあらば、衣手に、染めつけ持ちて、往ぬべくおもほゆ」（二）

紅<sup>べに</sup>花<sup>はな</sup>の汁にて染め成したる色。赤くして、鮮<sup>あざや</sup>かなる色。（紅<sup>べに</sup>花<sup>はな</sup>、及、紅<sup>べに</sup>の條を見よ）

萬葉集、五 21 「久禮奈爲<sup>も</sup>の、裳<sup>も</sup>の裾濡れて」同、十一 24 「呉<sup>くれなゐ</sup>藍<sup>あゐ</sup>の、人鹽<sup>やしほ</sup>の衣」（三）

此語、色<sup>いろ</sup>、移<sup>うつ</sup>す、など云ふ語の序<sup>ジョ</sup>に用ゐらる。萬葉集、四 44 「物言ひの、恐<sup>かしこ</sup>き國ぞ、

紅<sup>べに</sup>の、色<sup>いろ</sup>に莫<sup>ない</sup>出<sup>い</sup>でそ、思<sup>ごちた</sup>ひ死<sup>かた</sup>ぬとも」同、七 33 「言<sup>ごちた</sup>痛<sup>かた</sup>くば、左<sup>ひだり</sup>右<sup>みぎ</sup>せむを、紅<sup>べに</sup>の、移<sup>うつ</sup>し心<sup>こころ</sup>や、

妹<sup>いも</sup>に逢<sup>あ</sup>はざらむ」。〔0561-5〕

はかま〔名〕【袴】はき<sup>はき</sup>も 衾<sup>ふすま</sup>の臥裳<sup>ふすも</sup>の轉<sup>ま</sup>なるが如し（一）{ 腰脚<sup>もと</sup>を絡<sup>か</sup>ふ衣。

古きは、陰處を掩ふものにて、製、猿股引の如きものか、後に、はだばかま（膚袴）と云ふものならむ。禪。神代紀、上14「投<sup>はかま</sup>其<sup>禪</sup>、是謂<sup>開嚙神</sup>」崇神紀、十年九月「屎漏<sup>于禪</sup>、乃脱<sup>甲</sup>而逃之」雄略即位前紀「臣の子は、袴<sup>たへ</sup>の婆伽摩を、七重をし、庭に立たして、あゆひなたすも」履中即位前紀「爲<sup>我殺</sup>皇子<sup>一</sup>、吾必敦報<sup>汝</sup>、乃脱<sup>錦ノ</sup>衣<sup>きぬはかま</sup>禪<sup>一</sup>與<sup>かみ</sup>之<sup>しも</sup>」（上衣、下禪なり）。（二）{後に、専ら、衣の上に用ゐて、腰より兩脚まで被ふべく寛く作れる衣。紐にて腰に約し、二脚に當る所、分れて袋の如し。表の袴、指貫の袴あり。又、長袴、半袴、馬乗袴、行燈袴等あり。各條に註す。袴。倭名抄、十二19衣服類「袴、八賀萬、脛上衣名也」（三）植物の莖などを絡<sup>ま</sup>ふ<sup>ゆる</sup>寛<sup>うへ</sup>き皮。苞。藁の袴、稻莖<sup>はかま</sup>の笥<sup>はかま</sup>、土筆の花<sup>はかま</sup>笥<sup>はかま</sup>なども、此類なるべし。書字考節用集、六、生植門「苞、ハカマ、黄衣也」（四）方、又は、圓の小さき匣を酒瓶<sup>とくり</sup>の座とするもの。

蜀山百首「世の中は、扱もせはしき、酒の爛、ちろりのはかま、きたりぬいだり。〔1565-1〕とあって、標記語を「濃」「紅」「袴」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「こいくれない【濃紅】〔名〕くれない色みら濃いもの。濃きくれない。深紅<sup>しんく</sup>」標記語「はかま【袴】〔一〕〔他サ五（四）〕①とあって、この語を「濃紅袴」と一語に認定するには至っていないことを知る。依って、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

〔ことばの実際〕→上記『庭訓往來』及びその注釈書類が初出用例にふさわしい。

## 0700-28「美精好（ビセイカウ）」（395：2003.03.04）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「飛」部には、標記語「美精好」は未収載にし、「勢」部に、

×〔元龜本 349 ⑥〕

<sup>セイカウ</sup>精好。〔静嘉堂本 427 ①〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、その読みを「セイカウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は<sup>ビセイカウ</sup>「美精好」と経覺筆本は「美精好」の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「美精好」の語を未収載にする。



『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>セイガウ</sup>  
精好。〔絹布 95 ⑥〕

標記語を「精好」の語をもって収載する。次に広本『節用集』には、

<sup>セイガウ・クワシ、コノム</sup>  
精好 アキラカ、ヨシ〔平・去〕絹類。〔態藝門 1085 ④〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、その読みを「セイガウ」とし、その語注記を「絹類」と独自記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>セイガウ</sup>  
精好 絹類。〔弘・財宝 264 ⑤〕〔永・財宝 225 ⑧〕〔堯・財宝 212 ⑥〕

鑑可着次第 ○三大口<sup>セイカウ</sup>精好〔兩・財宝 96 ⑥〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、その語注記は「絹類」と記載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>セイガウ</sup>  
精好。〔食服 234 ⑦〕

とあって、標記語「精好」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「セイガウ」として、「精好」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「<sup>ビ</sup>美精好」とし、その語注記は未記載にする。

※精好一袈裟也。／抄云精好ハ袈裟也。私云加沙精好トヨムヘキ也。或説村上天王時ニ慈恵大師禁中へ細々御参アリテ縫ト云物ヲ見テ慈恵ノ素絹ヲツクリ始也。口傳アリ。〔国会図書館蔵左貫注書込み〕

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ビ セイカウ モ</sup>  
美精好ノ裳ハ。ハカマ同事。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「美精好」の語注記は、「はかま同じ事」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>びせいかう も セイカウ モ</sup>  
美精好の裳ノ美精好ノ裳 ハうるはしくこまやかなる絹にてしたる裳なり。裳ハ長さ一丈はかり幅、腰にて二尺四五寸あり。大腰に然帯をつけ、肩にをる。又小腰長さ四尺あまり引腰長さ六尺はかりに幅二寸はかりなるをつけを着る時五裳を附る。  
<sup>なんし そくたい</sup>  
男子の束帯のごとし。〔52ウ④・⑤〕

とあって、標記語を「美精好」とし、語注記は、「うるはしくこまやかなる絹にてしたる裳なり」と

と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲美精好ノ裳たけはうつくしき精好きぬの絹せいにて製せいしたる裳也。爰こゝにいふ裳ハくはんちよ官女しやうぞくの装束也。長一丈ばかり腰こしに結むすびて後うしろろへ曳ひくもの。〔39ウ②・③〕

▲美精好ノ裳たけはうつくしき精好きぬの絹せいにて制せいしたる裳也。爰こゝにいふ裳ハくはんちよ官女しやうぞくの装束なり。長一丈ばかり腰こしにむすむすびて後うしろろへ曳ひくもの。〔70オ⑥～70ウ②〕

とあって、標記語「美精好」の語注記は、「美精好の裳は、うつくしき精好の絹にて制したる裳なり。爰にいふ裳は、官女の装束なり。長一丈ばかり腰にむすびて後ろへ曳くもの」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「美精好」の語を未収載にする。そして「精好」の語で、

Keigō. セイガウ（精好） 絹（Quinu）と呼ばれる織物の一種．〔邦訳 7451〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、意味を「絹（Quinu）と呼ばれる織物の一種」とする。

※「精好」については、ことばの溜池「丹後精好」（2001.11.26）参照。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

びせいがう〔名〕【美精好】（一）美しき精好織。庭訓往来、七月「美精好裳」。平常磐（寶永、近松作）一「そぞろ浮き立つ出立は、赤地の錦の着長に、美精好の大口、重代の御佩刀」。〔1666-2〕

とあって、標記語を「美精好」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「びせいごう【美精好】〔名〕美しき精好織」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

此外兼被納御塗箆物等美精好絹五十疋、美絹二百疋、怙絹二百疋、紺絹二百端、紫五十端、系千兩、綿二千兩、檀紙三百怙、厚紙二百怙、中紙千帖、次被納御厨子中物、砂金百兩、南庭十兩、次御服二重《訓み下し》此ノ外兼テ御塗箆ニ納レラルル物等、<sup>ビセイガウ</sup>美精好ノ絹五十疋、美絹二百疋、帖絹二百疋、紺ノ絹二百端、紫五十端、糸千兩、綿二千兩、檀紙三百帖、厚紙二百帖、中紙千帖、次ニ御厨子ノ中ニ納レラルル物、砂金百兩、南庭十兩、次ニ御服二重。《『吾妻鏡』建長四年四月一日の条》

0700-29「裳（も）」(395：2003.03.05)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「毛」部に、

<sup>モスソ</sup>裳。〔元龜本 351 ①〕〔静嘉堂本 422 ⑤〕

とあって、標記語「裳」の語を収載し、その読みを「もすそ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「<sup>モ</sup>裳」と経覺筆本は「<sup>モスソ</sup>裳」の訓みを施して記載している。標記語「裳」の訓みを経覺筆本だけが「もすそ」とし、山田俊雄藏本・文明四年本はすべて「も」としている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>シャウ</sup>裳 <sup>クン</sup>モ。裙同／又作裳。〔前田家本・雑物下 103 才④ 黒川本・雑物下 98 才④〕

裳モ／云常。裙同／亦作裳。〔卷第十・雑物 407 ③〕

とあって、標記語「裳」と「裙」の二語を収載する。訓みは「も」としている。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>モ</sup>裳以上ノ三種ハ律家ノ之所<sup>リツ</sup>用ル也。〔絹布 96 ⑦〕

とあって、標記語を「裳」の語注記は、「以上の三種は、律家の用いる所なり」と記載する。

次に広本『節用集』には、

<sup>モ</sup>裙<sup>モスソ</sup>モスソ。裳<sup>モスソ・モ</sup>シャウ〔平〕律家所用。〔絹布門 1067 ④・⑤〕

とあって、標記語「裙」と「裳」の二語を収載し、その読みを「もすそ」と「も」とし、その語注記は、『下學集』を継承して「律家の用いる所」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>モスソ</sup>裳モ 律家所用。〔弘・財宝 259 ⑦〕〔堯・財宝 207 ⑨〕

<sup>モスソ</sup>裳モ 律家所用。裙<sup>モ</sup>クン。〔永・財宝 221 ⑥〕裳<sup>モスソ</sup>母蘇尊。〔永・國花合紀集抜書 281 ②〕

とあって、標記語「裳」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>モノスソ</sup>裙。裙<sup>モ</sup>。裳<sup>モスソ</sup>シャウ。裔<sup>モスソ</sup>エイ。齋<sup>モ</sup>シ衣下之裳。〔食服 230 ②・③〕

とあって、標記語「裙」「裾」「裳」「裔」「齋」の五語をもって収載し、語注記は最後に「衣下之裳」と記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「もすそ」と「も」として、「裳」の語が収載

され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「<sup>モスソ</sup>裳<sub>モ</sub>」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

美<sup>ビ</sup>精<sup>セイ</sup>好<sup>カウ</sup>裳<sup>モ</sup>ハ。ハカマ同事。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「裳」の語注記は、「はかま同事」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

美<sup>び</sup>精<sup>せい</sup>好<sup>がう</sup>の裳<sup>も</sup>／美<sup>せい</sup>精<sup>かウ</sup>好<sup>モ</sup>裳<sup>きぬ</sup> ハうるはしくこまやかなる絹にてしたる裳なり。裳ハ長さ一丈はかり幅<sup>は</sup>、腰<sup>こし</sup>にて二尺四五寸あり。大腰に然帯をつけ、肩にをる。又小腰長さ四尺あまり引腰長さ六尺はかりに幅二寸はかりなるをつけを着る時五裳を附る。男子<sup>なんし</sup>の束帯<sup>そくたい</sup>のごとし。〔52ウ④・⑤〕

とあって、標記語を「裳」とし、語注記は、「裳は、長さ一丈ばかり幅、腰にて二尺四五寸あり。大腰に然帯をつけ、肩にをる。また、小腰長さ四尺あまり、引腰長さ六尺ばかりに幅二寸ばかりなるをつけを着る時五裳を附る。男子の束帯のごとし」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲美<sup>たけ</sup>精<sup>こし</sup>好<sup>むす</sup>裳<sup>うしろ</sup>ハうつくしき精<sup>せい</sup>好<sup>も</sup>の絹<sup>こ</sup>にて製<sup>せい</sup>したる裳也。爰<sup>こ</sup>にいふ裳<sup>くはんちよ</sup>ハ官<sup>しやうぞく</sup>女<sup>せう</sup>の装束也。長一丈ばかり腰<sup>こし</sup>に結<sup>むす</sup>びて後<sup>うしろ</sup>ろへ曳<sup>ひ</sup>くもの。〔39ウ②・③〕

▲美<sup>たけ</sup>精<sup>こし</sup>好<sup>むす</sup>裳<sup>うしろ</sup>ハうつくしき精<sup>せい</sup>好<sup>も</sup>の絹<sup>こ</sup>にて制<sup>せい</sup>したる裳也。爰<sup>こ</sup>にいふ裳<sup>くはんちよ</sup>ハ官<sup>しやうぞく</sup>女<sup>せう</sup>の装束なり。長一丈ばかり腰<sup>こし</sup>にむす<sup>むす</sup>びて後<sup>うしろ</sup>ろへ曳<sup>ひ</sup>くもの。〔70オ⑥～70ウ②〕

とあって、標記語「裳」の語注記は、「裳は、官女の装束なり。長一丈ばかり腰にむすびて後ろへ曳くもの」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Mosuso. モスソ（裳裾） 着物の裾。〔邦訳 424 1〕

とあって、標記語「裳」の語を「もすそ」のみ収載し、意味を「着物の裾」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

も【名】【裳<sup>ま</sup>】〔纏<sup>ま</sup>く意かと云ふ〕（一）{昔、腰より下に着る衣。〔裳<sup>ひをみ</sup>に褶、（即ち上裳<sup>うはも</sup>、裾、即ち下裳<sup>したも</sup>とあり）。續日本紀、九、承和七年三月の詔に「自今以後、云云、一裳<sup>ひをみ</sup>之外、不<sup>な</sup>得<sup>ら</sup>二重<sup>かさ</sup>着<sup>せ</sup>」とあり。みも。倭名抄、十二 19 衣服類「上（表）曰<sup>い</sup>裾、下（裏）曰<sup>い</sup>裳、毛」（二重にはきて、上裳<sup>うはも</sup>、下裳<sup>したも</sup>と云ふ）神代紀、上 21「天照大神、云云、

## 『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

縛<sup>みも</sup>裳<sup>すそ</sup>爲<sup>レ</sup>袴 萬葉集、廿 36 長歌「美母の裾<sup>すそ</sup>抓<sup>つか</sup>みあげ」（防人の母に云ふ）。（二）{ 腰部より後の方のみに覆ひ着る袴の如きものにて、襷深く、種種の繡物などを施す。  
五 衣、唐衣と共に、女房の大禮服とす。源氏物語、五十一、蜻蛉 22「裳は、ただ今、我より上なる人なきにうちたゆみて、色もかへりざりければ」（三）僧侶の腰に着くるもの。  
玄蕃寮式「讀師法服、九條袈裟、云云、裳一腰」（四）布團<sup>ふとん</sup>の類。すべて下に用ゐるもの。即ち、衾<sup>ふすま</sup>は臥も、氈<sup>ふし</sup>は毛も、筵<sup>かも</sup>はも代、袴<sup>け</sup>は穿<sup>むしろ</sup>もの類なり。[1998-5]

とあって、標記語を「裳」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「も【裳】[一][名] ①古代、腰から下にまきつけた衣服の総称。②男子の礼服の時、表袴の上につけるもの。上は四幅、下は六幅であるものを一二襷に畳んで縫い着ける。上部に紐があって、着用する時は腰に引きまわし、前で引き違えて結ぶ。③宮廷奉仕の婦人、またそれに相当する貴族の婦人の正装の時、表着<sup>うわぎ</sup>や桂<sup>うちぎ</sup>の上に腰部より下の後方にだけまとう服。腰に当たる部分を大腰といい、左右に引腰と称する紐を長く垂れて装飾とし、別に紐を左右の腰の脇より下へまわして結んで止める。これを小腰という。④僧侶の腰につける衣」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

不空羼裳護摩同被行之。《訓み下し》不空羼裳護摩同ク之ヲ行ハル。《『吾妻鏡』貞永元年十月十七日の条》

## 0700-30「唐綾（からあや）」(395：2002.10.10)

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は、標記語を「唐綾<sup>カラアヤ</sup>」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（一一七七一八一年）、室町時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標準語「唐綾」の語は未収載にする。室町時代の古写本『下學集』（一四四四成立）、広本『節用集』印度系統の弘治二年本・永禄二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、標準語「唐綾」の語を未収載にする。ここで古辞書における「唐綾」についてまとめておくと、『運歩色葉集』に唯一収載が見られることになる。

真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「唐綾」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>カラアヤキヤウモン</sup> 唐綾<sup>カラキヌ</sup> 狂文<sup>カラキヌ</sup>ノ唐衣トハ。カラ物ナリ。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「唐綾」の語注記そのものは、未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>からあやきやうもん</sup> 唐綾<sup>からぎぬ</sup> 狂文ノ唐衣ノ唐綾<sup>いろへ</sup> 狂文ハ色々<sup>うきもん</sup>乃浮文なり。唐衣ハ腰より上  
<sup>そでミ</sup>はかりにして袖身よりせばし。〔53 オ③・④〕

とあって、標記語を「唐綾」とし、語注記は、未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「唐綾」の語注記は未記載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

カラ-あや(名)【唐綾】〔唐織物の條を見よ〕唐織りの綾。枕草子、八、九十一段「宮は白き御衣共に、紅のからあやニツ、白からあやと奉り」〔437-3〕

とあって、標記語を「唐綾」を記載する。

これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「も【唐綾】〔名〕中国から伝来した綾。綾を浮織にしたもの。わが国でその製法にならって織ったものにもいう。からのあや」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

〔ことばの実際〕

「童は、青色に、<sup>すはう</sup>蘇芳<sup>かざみ</sup>の汗衫、<sup>はかま</sup>からあや<sup>あこめ</sup>のうへの袴、<sup>き</sup>柏は、山吹なる唐の綺を、おなじさまに整へたり」《『源氏物語』若菜下》

## 0700-31「狂文（キヤウモン）」（395：2003.03.06）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「記」部に、元亀二年本は、脱語部分にあたり、静嘉堂本には「<sup>キヤウラン</sup>狂乱。<sup>ジン</sup>狂人。<sup>ヂヨ</sup>狂女。<sup>ガ</sup>狂歌。<sup>キヤウキ</sup>狂起。<sup>キヤウウン</sup>狂雲。<sup>ゲン</sup>狂言」の七語を収載し、標記語「狂文」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「<sup>ヒヤウノモン</sup>狂文」と経覚筆本は「<sup>キヤウモン</sup>狂文」の訓みを施して記載している。この山田俊雄藏本・文明四年本の訓み「ヒヤウノモン」は、室町時代の古辞書である饅頭・黒本・易林といった『節用集』にも見え、下記に示す『日葡辞書』にも採録されており、江戸時代の『書言字考節用集』までにその記載を見る。このことは、室町時代に於いて「ヒヤウモン」と「キヤウモン」の二種類の訓みが併存していたことが知られる。

## 『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「狂文」の語を未収載にする。ただし、「ヒヤウモン」の訓みで標記語「平文」とし収載が見られる。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語を「狂文」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(文明年間成立)には、

<sup>キヤウモン</sup>狂文ケルウ、フン・カザル・フミ[平・平]。[光彩門 817 ⑧]

とあって、標記語「狂文」の語を収載し、その読みを「キヤウモン」とし、その語注記は、未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち広本『節用集』にだけ訓みを「キヤウモン」として、「狂文」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「狂文」とし、その語注記は「色々浮紋の有るを乱れ合せて云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>カラアヤ キヤウモン カラキヌ</sup>唐・綾狂文ノ唐衣トハ。カラ物ナリ。[下十四ウ③]

とあって、この標記語「狂文」の語注記は、未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

<sup>からあやきやうもん からぎぬ</sup>唐綾狂文ノ唐衣ノ唐衣いろんハ色色うきもん乃浮文なり。唐衣ハ腰より上そでミかりにして袖身よりせばし。[53オ③・④]

とあって、標記語を「狂文」とし、語注記は、「狂文は、色色の浮文なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲狂文とハ種々いろん乃浮文うきもんをいふ。[39ウ③]

▲狂文とハ種々いろん乃浮文うきをいふ。[70ウ①・②]

とあって、標記語「狂文」の語注記は、「狂文とは、種々の浮文をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Fiõmon.l,feõmon.** ヒヤウモン. または、ヘヤウモン(狂文) ある日本の絹の着物についている、四色から成る模様, または、絵. [邦訳 235 r]

とあって、標記語「狂文」の語を収載し、意味を「ある日本の絹の着物についている、四色から成る模様, または、絵。」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』

には、

きやうもん〔名〕【**狂文**】ひやうもん（平文）の條を見よ。〔2021-3〕

ひやう-もん〔名〕【**平文**】直垂、狩衣などに二色、三色にて、色取りたる模様。又、漆塗などに、かなかひ金具の類を、平らにモンヤウ文様にして塗らるもの。（金銀箔なるにも云ふ）漆の地と同じく平らなるなり。又、**狂文**と云ふは、平文と同じなれど、キヤウモン文様を**狂**はせて塗込めたるもの。共に今云ふ研出なり。管見記、永治二年十月廿六日「赤懸緒」注「左、無文、右、平文」江家次第、一、四方拜「書司立-平文高机二脚-」江家次第、一、四方拜「平文者、以-白藤-彫-唐花-也」左經記、寛仁元年十月二日「神庫支配事、云云、平文野劔一腰」花御所行幸記、上「みなみな金銀のひやうもんの直垂に」公方様正月御事始記「色をつくして染めたるを平文と申候也」御供故實「素襖袴染色、何にても候へ、三色にて候へばひやうもんにて候、淺黄、梅、苺安など、此三色を一具の内に染めたるを、平文と可申候」〔1701-3〕

とあって、標記語を「**狂文**」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「きょうもん【**狂文**】〔名〕種々の模様をまぜて表わしたるもの。また、その織物」、標記語「きょうもん【**平文・評文・狂文**】〔名〕「②装束に用いた彩色による色替わりの組み合わせ文様。多くは染め、または刺で表わした」とあって、『**庭訓往来**』のこの語用例を「きょうもん」の見出し語の用例に記載する。

### 〔ことばの実際〕

からあやの**狂文**、唐衣、朽葉地、紫とんす、りんず、きんらん、錦、色々様々の美麗なる物共をつみかさね《『**慶長見聞集**』（1614年）二》

## 0700-32「唐衣（カラキヌ）」（396-2003.03.07）

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「賀」部に、

コロモ唐衣。同韓衣 万。〔元龜本 93 ⑥〕

カラキヌ唐衣。同韓衣 万。〔静嘉堂本 116 ①〕

コロモ衣。同韓衣。〔天正十七年本上 57 オ③〕

コロモ韓衣 万。〔西來寺本 165 ④〕

とあって、標記語「唐衣」と「韓衣」の二語に分けて収載し、その読みを静嘉堂本は「からきぬ」、元龜二年本及び天正十七年本・西來寺本は「からころも」とし、語注記は、「韓



衣」の語の典拠として「万」すなわち、『万葉集』を記載する。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本はいずれも「唐衣」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

背子 カラキヌ婦人表衣也。〔前田家本・雑物上 99オ① 黒川本・雑物上 80オ⑦〕

背子 カラキヌ／婦人表衣也。〔卷第三・雑物 210④〕

とあって、『倭名類聚抄』と同じ標記語である「背子」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語「唐衣」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書のなかで唯一『運歩色葉集』がこの語を収載し、その訓みを「からころも」と「からきぬ」とに訓読して「唐衣」の語を収載する。これは、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「唐衣」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

カラアヤキヤウモン カラキヌ  
唐・綾狂・文ノ唐衣トハ。カラ物ナリ。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「唐衣」の語注記は、「から物なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

からあやきやうもん からぎぬ  
唐綾狂文の唐衣ノ唐衣 狂文ハ色々乃浮文なり。唐衣ハ腰より上は  
かりにして袖身よりせばし。〔53オ③・④〕

とあって、標記語を「唐衣」とし、語注記は、「唐衣は、腰より上ばかりにして、袖身よりせばし」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲唐衣ハ腰限の衣服にて袖身より狭し。十二単の上に着るもの也。〔39ウ③〕

▲唐衣ハ腰限の衣服にて袖身より狭し。十二単の上に着るもの也。〔70ウ③〕

とあって、標記語「唐衣」の語注記は、「唐衣は腰限の衣服にて袖身より狭し。十二単の上に着るものなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、



朽葉地紫羅栢練貫浮文綾摺繪書目結卷染村紺搔淺黄小袖同懸帶

〔至徳三年本〕

朽葉地紫〇〔袴〕羅栢練貫浮文〇〔綾〕摺繪書目結卷染村紺搔淺黄小袖同懸帶〔宝徳三年本〕

朽葉地紫羅栢練貫浮文綾摺繪書目結卷染村紺搔淺黄小袖同懸帶

〔建部傳内本〕

クチ ムラコウ ユイ ムラコウ  
 朽葉地 紫ノ 羅 栢 練 貫 浮 文 綾 摺 繪 書 目 結 卷 染 村 紺 搔 淺 黄 小 袖 同 懸 帶  
カキアサキ ヲヒ ユイ マキソメ ムラコウ カキ アサキ  
 搔淺黄ノ小袖同懸帶〔山田俊雄藏本〕  
 クチハジ ムラコウ ユイ マキソメ ムラコウ カキ アサキ  
 朽葉地紫ノ羅栢練貫浮文綾摺繪書目結卷染村紺搔淺黄ノ小袖同懸帶〔經覺筆本〕  
カケ  
 朽葉地紫ノ羅栢練貫浮文綾摺繪書目結卷染村紺搔淺黄ノ小袖同懸帶〔文明本〕  
クチハチ

とあって、山田俊雄藏本は「朽葉地」、經覺筆本は「朽葉地」、文明四年本は「朽葉地」とあって、それぞれ訓みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「朽葉地」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

朽葉。〔彩色 136 ⑦〕

とあって、標記語を「朽葉」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

朽葉キユウヨフ〔上・入〕。〔光彩門 506 ⑥〕

とあって、標記語「朽葉」の語を収載し、その読みを「クチバ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

朽葉。〔弘・衣服 160 ②〕〔永・財宝 131 ③〕〔兩・財宝 146 ②〕

朽葉。〔堯・財宝 120 ④〕

とあって、標記語「朽葉」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

朽葉。〔衣服 130 ⑦〕

とあって、標記語「朽葉」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「くちば」として、「朽葉」の語が収載され、

古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「朽葉地」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

朽葉地クチバヂト云ハ。タテハ紅ベニテ。ヨコハ黄キナリ。上下通ズル時ツウヲ朽葉ノ色クチバ イロナリ。夫レヲクチバト云也〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「朽葉地」の語注記は、「たては紅ベにて。よこは黄キなり。上下通ツウずる時を朽葉の色なり。夫れをくちばと云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の町談『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

朽葉地くちばぢむらさき紫うすものの羅うすものノ朽葉地紫たてノ羅よこ朽葉とハ豎黄たてにして横よこあかきなり。〔53オ④・⑤〕

とあって、標記語を「朽葉地」とし、語注記は、「朽葉とは、豎黄たてにして横よこあかきなり」と記載する。これを町談『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲朽葉ハ経たてハ紅くれなゐぬき緯きハ黄をにて織るをいふ。〔39ウ④〕

▲朽葉ハ経たてハ紅くれなゐぬき緯きハ黄をにて織るをいふ。〔70ウ②〕

とあって、標記語「朽葉」の語注記は、「朽葉は、経は紅、緯は黄にて織るをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Cuchiba.** クチバ (朽葉) すでに落ちかかっている古い木の葉で、やや赤黄色になつたもの。〔邦訳 160 1〕

**Cuchiba.l,cuchibairo.** クチバ.または、クチバイロ (朽葉.または、朽葉色) 赤みを帯びた色で、さらに金茶色、または、黄色がかつた色。〔邦訳 160 1〕

**Cuchiba iro.** クチバイロ (朽葉色) **Cuchiba** (朽葉) の条を見よ。〔邦訳 160 1〕とあって、標記語「朽葉」「朽葉色」の語を収載し、意味を「赤みを帯びた色で、さらに金茶色、または、黄色がかつた色」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

くち - ば [名] 【朽葉】 (一) 落葉おちばの、朽ちたるもの。源氏物語、四十六、總角 59「岩隠れに積れる、もみぢのくち葉」(二) 次條の語の略。〔0531-3〕

くちば - いろ [名] 【朽葉色】 染色の名、即ち、朽葉の色、黄にして、赤みある色。略して、くちば。赭黄をしき。拾遺集、七、物名「くちばいろの折敷」宇津保物語、樓上、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

下 68 「くちばの<sup>すそご</sup>裾濃の几帳の、<sup>ぬひもの</sup>繡したる、立てて」。**[0531-3]**

とあって、標記語を「朽葉地」の語は未収載にして、ただ「朽葉」でその二の「朽葉色」の語をもって収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「くちば - じ【**朽葉地**】**[名]** 布などの地色が朽葉色であるもの」とあって、『**庭訓往來**』の語用例を記載する。

**[ことばの実際]**

室町を見めぐりけるに、からあやの狂文、唐衣。朽葉地。紫どんす、りんず、きんらん、錦、色々様々の美麗なる物共をつみかさね《『**慶長見聞集**』(1614年) 二》

**0700-34 「紫羅 (むらさきのうすもの) (396-2003.03.09)**

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「无」部と「宇」部に、

<sup>ムラサキ</sup> 紫。[元亀本 178 ②]	<sup>ウスモノ</sup> 羅。[元亀本 184 ⑦]
<sup>ムラサキ</sup> 紫。[静嘉堂本 199 ①]	<sup>ウスモノ</sup> 羅。[静嘉堂本 207 ⑦]

とあって、標記語「紫」と「羅」の二語に分けて収載し、その読みを「むらさき」と「うすもの」とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓往來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覚筆本は「<sup>ウスモノ</sup>紫ノ羅」、文明四年本は、「<sup>ムラサキウスモノ</sup>紫羅」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『**色葉字類抄**』(1177-81年)と十卷本『**伊呂波字類抄**』には、

<sup>シ</sup>紫 ムラサキノ藤花。苳苳 同。[黒川本・光彩中 44ウ②]  
羅 ウスモノ。[黒川本・雑物中 50ウ⑤]  
<sup>シ</sup>紫 ムラサキ。苳苳 同。[卷第・言語 112⑤] 羅 ウスモノ。[卷第五・雑物 178⑤]

とあって、十卷本に、標記語「紫」と「羅」の二語をもって収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444年成立・元和本(1617年))に、

<sup>ロ</sup>羅。[絹布 95⑥]

とあって、標記語を「羅」の語のみ収載する。次に広本『**節用集**』には、

<sup>ムラサキ</sup>紫 シ[上]。[光彩門 461⑧]  
<sup>ウスモノ</sup>羅 ラ[平]。<sup>同</sup>綺キ・カンバタ[平]。[器財門 476③]

とあって、標記語「紫」と「羅・綺」の二語にして収載し、その読みを「むらさき」「うすもの」

とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ムラサキ</sup>紫 一色。〔弘・草木 145 ③〕

<sup>ムラサキ</sup>紫。〔永・草木 116 ⑥〕〔堯・草木 106 ⑤〕〔兩・草木 129 ⑤〕

<sup>ウスモノ</sup>羅。〔弘・財宝 150 ③〕〔永・財宝 121 ⑨〕〔堯・財宝 111 ⑥〕〔兩・財宝 136 ①〕

とあって、標記語「紫」と「羅」の二語にして収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、標記語「紫」「羅」の二語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「むらさき」「うすもの」として、「紫」「羅」の二語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「紫羅」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>ヂ</sup>地 <sup>ムラサキ</sup>紫 <sup>ウスモノ</sup>羅 <sup>アコメ</sup>粕 <sup>ネリ</sup>練 <sup>ヌキ</sup>貫 <sup>キヌ</sup>ト <sup>スハキ</sup>ハ <sup>ヌウ</sup>絹 <sup>スハキ</sup>ニ <sup>スハキ</sup>薄 <sup>フキ</sup>ヲ <sup>ホシカ</sup>縫 <sup>アツマチ</sup>也。薄 <sup>フキ</sup>ヲ <sup>ホシカ</sup>アコト云。本歌有。東路ノ。ハニフノ小屋ノアコメ垣<sup>カキ</sup>。ノラノサネヲ。ヲノヅカラカハト。ヨミシナリ。薄<sup>スハキ</sup>ニテ<sup>フキ</sup>葺タル家ヲアコノ家ト云ナリ。〔下十四オ④・⑤〕

とあって、この標記語「紫羅」の語注記は、未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂訳『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>くちばちむらさき</sup>朽葉地 <sup>うすもの</sup>紫の羅 / <sup>たて</sup>朽葉とハ <sup>よこ</sup>豎黄にして横あかきなり。〔53オ④・⑤〕

とあって、標記語を「紫羅」とし、語注記は、未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「紫羅」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

† **Vsumono.** ウスモノ（羅・紗） 薄くて目の透いたある種の絹布で作った着物。  
〔邦訳 734 r〕

とあって、標記語「紫羅」の語を収載し、意味を「薄くて目の透いたある種の絹布で作った着物」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「むらさきのうすもの〔名〕【紫羅】」を未収載にし、ただ、

うすもの〔名〕【薄物】薄き織物。紗、羅の類の總稱。うすはた。羅。孝徳紀、大化三年十二月「羅<sup>うすもの</sup>」源氏物語、柿 50「うすもの直衣ひとへ」包<sup>ひらづつみ</sup>袱にも用ゐらる。榮花物語、二十三、駒競「香染<sup>かうぞめ</sup>の薄物のつづみどもなり」舊、今昔物語集、三十、第一語「香

染ノ薄物ニ、管ヲツツミテ。〔0233-2〕

とあって、標記語を「薄物」の語をもって収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「むらさきのうすもの【紫羅】〔一〕〔名〕」は未収載にする。よって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。因みに、「うすもの【薄物】〔名〕①羅<sup>ら</sup>、紗<sup>しや</sup>などの薄い絹織物。また、それで作った夏用の衣服。うすはた。②ふくさ、風呂敷などの古称。③酒などをあたためる銅製の鍋の薄手なもの。④紙など薄くすいたもの」と記載する。

〔ことばの実際〕

其外綿繡綾<sup>レウラ</sup>羅愚筆不可討記者歟《訓み下し》其ノ外綿繡綾<sup>レウラ</sup>羅\*愚筆ニ（\*禹筆隸算）計へ記スベカラザル者カ。《『吾妻鏡』文治五年八月二十二日の条》

### 0700-35「裊（あこめ）」（396：2003.03.10）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「阿」部に、

<sup>アコメ</sup>  
裊裕。〔元亀本 259 ⑧〕〔静嘉堂本 294 ①〕

<sup>アコメ</sup>  
裊。〔元亀本 264 ①〕〔静嘉堂本 299 ⑦〕

とあって、標記語「裊裕」「裊」の語を収載し、その読みを「あこめ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本は、「裊」と訓み付していない。山田俊雄蔵本・文明四年本は「<sup>アコメ</sup>裊」、經覺筆本だけが「<sup>アコメ</sup>裊裕」の表記訓みで記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>シツ</sup>  
裊 アコメノ人質戸質ニ反。女人近身衣也。

〔前田家本・雑物下 32 オ① 黒川本・雑物下 26 ウ②〕

裊 アコメキヌノ女人近身衣也。〔卷第八・雑物 306 ④〕

とあって、十卷本に、標記語「裊」の語を収載し、語注記には「女人近身衣なり」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>アコメ</sup>  
裊。〔絹布 96 ⑥〕

とあって、標記語を「裊」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

<sup>アコメ</sup>  
裊 ハク〔入〕。〔絹布門 748 ⑧〕

とあって、標記語「栢」の語を収載し、その読みを「あこめ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>アコメ</sup>栢ヂツ。〔弘・衣服 204 ⑧〕

<sup>アコメ</sup>栢。〔永・財宝 170 ①〕〔堯・財宝 159 ⑤〕

とあって、標記語「栢」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>アコメ</sup>栢。〔食服 170 ⑦〕

とあって、標記語「栢」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「あこめ」として、「栢」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「<sup>アコメ</sup>栢キヌ」とし、その語注記は、「藍染の黒（色）なり」と記載する。ここで、静嘉堂本・東洋文庫本は、古写本『庭訓往来』〔経覚筆本〕と同じく「栢裕」に作る。

※唐・衣朽葉地紫羅<sup>アハセ</sup>栢裕<sup>アハセ也</sup> 藍染黒キ色也。〔静嘉堂文庫藏『庭訓往来抄』古寫〕△栢裕トハ住吉大明神夷国退治時被テ召アルガ筑前国油井濱ニヌキステサセ給ヲ石ニ成テ今ニ有也。色白也。〔頭注書込み〕△栢キヌツスハキヌヘル物也。本哥有。東路ノハニフノ小屋ノ栢カキツハラノ實ヲノツ唐皮〔頭注書込み〕※栢裕トハ住吉大明神夷国退治ノ時被レ召筑前ニ湖井ノ濱ニヌキステサセ給也。石ニ成テ今正ニ在リ。白キ也。／<sup>アハセ</sup>裕複衣也。一三重勻ニ在レ之。√畧栢ニ字ヲアコメト読モアリ白云也。ヌイモノナリ。〔国会図書館蔵左貫注頭注書込み〕

古版『庭訓往来註』では、

地紫羅<sup>チムラサキウスモノアコメネリヌキ</sup>栢<sup>キヌ</sup>練貫<sup>スキ</sup>トハ<sup>ヌウ</sup>絹ニ<sup>スキ</sup>薄ヲ縫也。薄ヲアコメト云。本歌有。東路ノハニフノ小屋ノ<sup>カキ</sup>アコメ垣。ノラノサネヲ。ヲノヅカラカハト。ヨミシナリ。薄<sup>スキ</sup>ニテ<sup>フキ</sup>葺タル家ヲアコメ家ト云ナリ。〔下十四オ④・⑤〕

とあって、この標記語「栢」の語注記は、「薄をあこめと云ふ」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>あこめ</sup>栢<sup>ねりぬき</sup>の練貫／<sup>アコメ</sup>栢<sup>あいぞめ</sup>練貫 あこめハすゝきをぬいたるをいふ。又藍染の黒きを云ともいへり。〔53オ⑤・⑥〕

とあって、標記語を「栢」とし、語注記は、「あこめは、すゝきをぬいたるをいふ。また、



藍染の黒きを云ふともいえり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲<sup>たうしやう</sup>衲<sup>ちやく</sup>ハ<sup>きんだい</sup>堂上なべて冬春着用せらるゝ衣の名。近代ハ用ひざるよし也。〔39ウ④〕

▲<sup>だうしやう</sup>衲<sup>ちやく</sup>ハ<sup>きんだい</sup>堂上なべて冬春着用せらるゝ衣の名。近代ハ用ひざるよし也。〔70ウ③〕

とあって、標記語「衲」の語注記は、「衲は、堂上なべて冬・春着用せらるゝ衣の名。近代は、用ひざるよしなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Acome.** アコメ（衲）日本の絹織物の一種で、濃い藍色で染めた地に白い文様のあるもの。〔邦訳 111〕

とあって、標記語「衲」の語を収載し、意味を「日本の絹織物の一種で、濃い藍色で染めた地に白い文様のあるもの」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

あこめ〔名〕【衲】あこめぎぬを見よ。〔0024-4〕

あこめぎぬ〔名〕【衲】〔貞丈雑記、五、装束、衲「單と下襦の間に着こむる故に、あひこめの訓にて、あこめと云ふ也」（<sup>ちかひごと</sup>誓言、<sup>あらひかほ</sup>ちかごと。洗革、あらかは）漢字は、<sup>ジツ</sup>衲<sup>ハツ</sup>なり、<sup>した</sup>衲<sup>が</sup>き<sup>ね</sup>と<sup>ひ</sup>と<sup>へ</sup>書けるあるは誤れり〕（一）男子、束帶、直衣、衣冠、狩衣等の時、<sup>きぬ</sup>下襦の下、<sup>きぬ</sup>單衣の上に着る衣の名。表は綾、裏は平絹なり、表、裏、共に、紅にて、老人は、白を用ゐる。下略して、あこめ。三條家装束抄「束帶の下などに重ね用はる、<sup>さいぢやく</sup>纒著、以是爲衲 倭名抄十二、19「衲、阿古女岐奴 扶桑略記、廿六、康保三年十月七日、殿上侍臣舞、納蘇利「小舎人實資著天冠舞衣舞畢、召實資於床子、脱阿古女衣賜之」  
名義抄「衲、アコメキヌ、アコメ」（二）貴婦人、童女も、あこめを着たり、童女は、<sup>うへ</sup>表<sup>きぬ</sup>の衣を着ぬものなれば、あこめのままにてあるを、あこめ姿と云ひしが如し。源氏物語、葵 37「<sup>わらは</sup>小さき女童、云云、程なきあこめ、人より黒く染めて、云云、着たるも、をか<sup>わらはべ</sup>しき姿なり」（程なきは、小さきなり、ここは、喪服を云へるなり）同、廿八、野分 14「女童などの、をかしきあこめ姿、打ちとけて」類聚雜要集、三、童女装束事「打衲、長四尺」（打は、<sup>うちぎぬ</sup>打衣なり）胡曹集、女房夏冬装束「薄蘇芳の單重衲」正字通「衲、<sup>ジツ</sup>音日、説文、日日常ニキル衣也、云云、男女近身衣誤 衲、音陌、始喪之服」〔0024-4〕

とあって、標記語を「衲」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「あこめ【衲・衲】〔名〕①中古、<sup>うへ</sup>表<sup>きぬ</sup>の衣と<sup>うちき</sup>肌の衣との間にこめて着る衣。袷より

裾を短く仕立て、多く婦人・童女が用いた。あこめぎぬ。②男子束帯のとき、<sup>したがさね</sup>下襲の下、<sup>ひとえきぬ</sup>単衣の上に着けた裏付きの衣。寒暑に応じ、好みに任せて数領重ねたものを<sup>あこめかさね</sup>相重という。

[語源説] (1) あひこめ (間込) の約 [貞丈雑記・言元梯・大言海]。(2) あこめ (吾兒女) の義 [東雅]とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

萌黄狩禊、袴、薄色<sup>アハセ</sup>栞白練単村濃、平組括、平禮、已上院御厩舍人 (貞澤、金武) 《訓み下し》萌黄狩襖、袴、薄色<sup>アハセ</sup>栞。白練ノ単村濃、平組ノ括、平礼、已上院ノ御厩舍人 (貞沢、金武、枝次) 《『吾妻鏡』建久元年十二月一日の条》

## 0700-36 「裕 (あはせ)」 (397 : 2003.0310)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「阿」部に、

<sup>アワセ</sup>裕。〔元龜本 264 ①〕

<sup>アハセ</sup>裕。〔静嘉堂本 299 ⑦〕

とあって、標記語「裕」語を収載し、その読みを「あわせ」〔元〕と「あはせ」〔静〕とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明四年本には未記載にある。唯一、経覚筆本だけに「裕」を記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

裕衣 アハセノキヌ。〔前田家本・卷下阿部・雑物門 32 オ①〕

裕衣 アワセノキヌ。〔黒川本・雑物下 26 ウ②〕

裕衣アハセノキヌ。亦乍袂文云御——注云ノ衣无絮也。〔卷第八・雑物⑤〕

とある。ここで特に、十卷本の語注記に留意されたい。語注記には、加筆時に平安時代の源順『倭名類聚抄』からの引用注記が見られることは大熊久子『十卷本伊呂波字類抄の研究』において既に指摘されている。これが次の古写本『下學集』の注記「衣无絮也」にも共通して用いられている点に今回着目しておきたい語注記である。この語注記は、次に示す『下學集』が平安時代の古辞書である『倭名類聚抄』の語注記内容をここに継承していることになるからである。一步譲って、順が引用した『文選』卷第十三、秋興賦にある「御<sup>ス</sup>裕衣<sup>ヲ</sup>善曰 (中略) 又曰。裕衣ハ衣無<sup>レ</sup>絮也」〔和刻本『文選』第一册 320

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

頁下左⑥～⑧〕李善の注記から直接引用したかであり、このどちらかであるからだ。だが、その引用した典拠を『下學集』編者東麓破衲が茲に明らかにしていないことから、その何れかを今後明らかにしていくことになる。今はその取懸かりとしておきたい。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>アハセ</sup>裕 <sup>ナキ ワタ</sup>衣無<sub>レ</sub>絮也。〔絹布門 97 ⑤〕

とあって、標記語を「裕」の語を収載し、語注記に「衣に絮無なり」と記載する。次に広本『節用集』には、

<sup>アハセ</sup>裕 <sup>ナキ ワタ</sup>カフ〔去〕 或作裕衣<sub>一</sub>。衣無<sub>レ</sub>絮也。〔絹布門 748 ⑧〕

とあって、標記語「裕」の語を収載し、その読みを「あはせ／カフ」とし、その語注記は、「或は裕衣に作す。衣に絮無なり」と記載し、別の表記字を増補するが『下學集』の注記内容を継承する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>アワセ</sup>裕。同 <sup>ワタナキ</sup>裕衣〔弘・衣服 204 ⑧〕

<sup>アハセ</sup>裕。〔永・財宝 170 ①〕〔堯・財宝 159 ④〕

とあって、標記語「裕」の語を収載し、訓みを「あわせ」〔弘〕と「あはせ」〔永・堯〕とし、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>アハセ</sup>裕。〔食服門 170 ⑦〕

とあって、標記語「裕」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「かけくは・ふ」として、「裕」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「<sup>アハセ</sup>裕<sub>メ</sub>」とし、その語注記は、「藍染の黒（色）なり」と記載する。ここで、静嘉堂本・東洋文庫本は、古写本『庭訓往來』〔経覺筆本〕と同じく「裕」に作る。

古版『庭訓往來註』、江戸時代の町談『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）・頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、未収載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Auaxe.** アワセ（裕・合はせ） 裏をつけた着物で、綿を入れてないもの。●また（合はせ）、この語が他の語と複合すると、物が一緒に合わさる意味を示す。例、Nimai auaxeni camiuo coxirayuru.（二枚合はせに紙を拵ゆる）紙を二枚貼り

合わせて厚紙を作る。〔邦訳 39〕

とあって、標記語「袷」の語を収載し、意味を「裏をつけた着物で、綿を入れてないもの」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

あはせ - 〔名〕【袷】〔あはせの衣きぬと云ふが成語なり、表に裏を合はせて、縫ひ作れる衣〕裏附うらつけの衣服。ひとへもの（單衣、綿入に對す）羽織、袴にも云ふ、後世、袷の衣服は、陰曆四月、并に、九月一日より、八日まで、着用つるばみの常服と定めたり。萬葉集、十二 14 「あはせのころも 橡つるばみの袷衣裏にせば」字鏡 28 「袂、合乃己呂毛」倭名抄、十二 19 「袷衣、阿波世乃岐沼」潘岳、秋興賦「御きぬ袷衣」李善、注「袷、衣無絮也」源氏物語、四十五、椎本 43 「黒ひとかきぬきあはせ一襲、同じやうなる色あひを着たまへれど」女官飾抄（室町時代）「四月中は、あはせの衣きぬにて候」享保集成絲綸録、十六、享保十六年四月「參勤御禮之節、御禮仕候者之外ハ、服紗袷きぬ可爲着用事」〔一 103-2〕

とあって、標記語を「袷」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「あわせ【袷】〔あはせ〕〔名〕（「あわせ（合）」と同源）裏地のついている衣服。近世では陰曆四月一日より五月四日まで、および九月一日より八日まで、これを着るならわしであった。現在では、秋から冬を通して春まで着る。あわせのきぬ。あわせのころも。あわせぎぬ。あわせごろも。単。《季・夏》【語誌】本来は表だけ一枚の衣である「ひとえ」に対して、裏を合わせることから裏付きの衣を「あわせ」と呼んだ。平安時代から「あわせのころも」、「あわせのこそで」などの表現もあったが、単に「あわせ」で裏付きの小袖一般をいうようになる。室町時代頃は特に綿入れを小袖と称したので、綿の入っていないものを袷と呼んで区別した。「あわせきぬの衣「あわせ（袷）」と同じ」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

#### 〔ことばの実際〕

○袷衣 文選秋興賦云御袷音古給反。和名阿波世乃岐奴——李善曰一衣無絮也。《源順『倭名類聚抄』（松井本）乾卷》

0700-37 「練貫ねりぬき（ねりぬき）」（397：2001.11.08）は、0411-28 「練貫ねりぬき」拙論『『庭訓往来註』にみる室町時代の古辞書について—その三 卯月十一日の状語注解—』（駒澤短期大学研究紀要第三十一号 平成十五年三月号）256 頁～258 頁を参照。

## 0700-38 「浮文（うきモン）」（397：2003.03.11）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「字」部に、「浮世。浮沈。浮船兵法」の三語を収載し、標記語「浮文」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田本には訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本に「ウキモン」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「浮文」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語を「浮文」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、「浮文」の語は未収載であり、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「<sup>ウキモン</sup>浮文」とし、その語注記は、「衣裳紋なり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ウキモン</sup>浮文<sup>アヤスリ</sup>綾摺<sup>エカキ</sup>繪書トハ。ウチ織<sup>フリ</sup>ノ事ナリ。〔下十四オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「浮文」の語注記それ自体は、未記載にする。時代は降って、江戸時代の町談『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>うきもん</sup>浮文<sup>あや</sup>の綾／<sup>うきもん</sup>浮文<sup>あや</sup>の綾 浮文ハ頭文也。〔53オ⑥〕

とあって、標記語を「浮文」とし、語注記は、「浮文は、頭文なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲浮文<sup>けんもん</sup>ハ頭文をいふ。〔39ウ④〕

▲浮文<sup>けんもん</sup>ハ頭文をいふ。〔70オ⑥～70ウ②〕

とあって、標記語「浮文」の語注記は、「浮文ハ頭文をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「浮文」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うきもん - [名]【浮文】(一) 浮織にしたる紋。浮線綾など、是れなるべし。  
(固文に對す)。<sup>かたもん</sup>源氏物語、九莖 11「うきもんのうへの袴」。〔0225-5〕

とあって、標記語を「浮文」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うきもん【浮文】[一][名] 浮き織りにした模様。また、その模様のある絹綾の衣服。うけもん。⇨固文(かたもん)」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

なべてならぬくれなゐ 紅ぞの御衣うへどもの上しろに、白うきもんき浮文ぞの御衣たてまつをぞ奉りたる、御手習てならひに添そひ臥ふさせ給たまへり。《『榮花物語』(1028-92年頃) 卷第八・はつはな》

### 0700-39「摺繪書(すりエガキ)」(397:2003.03.12)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「須」部に、「スリツバミ 摺鼓。スリバチ 摺鉢。○。スリゴロモ 摺衣。○。スリボン 摺本」スリチャツボ「摺茶壺」の五語を収載し、標記語「摺繪書」「摺繪」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本「スリエカキ」と経覚筆本には、「スリエカキ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「摺繪書」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語を「摺繪書」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には、「摺繪書」の語は未収載にある。そして、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語である。ただ、真字本は、「綾摺」と「繪書」といったことばの取り扱い方が異なるものもあって、この影響から採録が成されていないのであれば、真名本からの採録を多くする『運歩色葉集』に「綾摺」の語が採録されている可能性をと見るのだが、この語も未収載にある。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「綾摺」「繪書」とし、その語注記は、「衣裳紋なり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

ウキモン 浮文アヤスリエカキ 綾摺フリ繪書トハ。ウチ織ノ事ナリ。〔下十四オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「摺繪書」とせず、「綾摺」と「繪書」とにし、その語注記は「うち

## 『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

織の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、  
すりえがき めゆひ まきそめ  
摺繪書の目結の巻染／摺繪書目結／巻染 目結の巻染めとハかのこくらしそめ乃  
類なり。〔53 才⑥・⑦〕

とあって、標記語を「摺繪書」とし、語注記は未記載にする。これを類書訓読『庭訓往來精注鈔』  
『庭訓往來講釈』には、

▲摺繪書ハ<sup>すりえがき</sup>摺箔上繪の類なるべし。〔39ウ④・⑤〕

▲摺繪書ハ<sup>すりえがき</sup>摺箔上繪の類なるべし。〔70ウ③〕

とあって、標記語「摺繪書」の語注記は、「摺繪書は、摺箔上繪の類なるべし」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、標記語「摺繪」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すり - 系【名】**摺繪** 白地の織物に、染草を摺りて表はしたる、草木の花、葉などの模様。異本曾我物語、一「祐道、その日の装束には、秋の花野のすり系せしに」。  
〔1067-5〕

とあって、標記語を「摺繪」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すりえがき**摺繪書**」白地の布に染料をすりつけて模様を出すこと。また、その模様や絵。染草ですり出した布の絵模様もいう」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

鶯の文の小袖は摺繪かな <宗怨>《俳諧『犬子集』(1633年)一・鶯》

## 0700-40「目結(めゆひ)」(397:2003.03.13)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「免」部に、

<sup>ユイ</sup>  
目結。〔元龜本 296 ⑨〕

<sup>メユイ</sup>  
目結。〔静嘉堂本 345 ②〕

とあって、標記語「目結」と収載し、その読みを「めゆい」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本には読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本に「メユイ」、山田俊雄藏本にと経覺筆本に「(メ) ユイ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』

には、標記語「目結」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））、広本『節用集』に、標記語を「目結」の語を未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、

<sup>マクノモン</sup>幕紋 <sup>メユイ</sup>目結。〔永・財宝 20 ⑤〕〔両・財宝 23 ②〕

とあって、標記語「幕紋」の語を収載し、その語注記に「目結」を記載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>メユヒ</sup>目結。〔食服 196 ⑤〕

とあって、標記語「目結」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書では、『運歩色葉集』、印度本系統の『節用集』（黒川本）、そして易林本『節用集』に「目結」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 397 に標記語を「目結」とし、その語注記は、「衣裳紋なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>メユイ</sup>目結 <sup>マキソメ</sup>卷染ト云ハ。クハイノコトナリ。〔下十四オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「目結」とし、その語注記は「くくいのことなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂読『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>ナリ</sup>摺繪書の <sup>カカキ</sup>目結 <sup>メユヒ</sup>の <sup>マキソメ</sup>卷染 / <sup>カカキ</sup>摺繪書 <sup>メユヒ</sup>目結 <sup>マキソメ</sup>卷染 目結の卷染めとハかのこくらしそめ乃類なり。〔53 オ⑥・⑦〕

とあって、標記語を「目結」とし、語注記は「目結の卷染めとは、かのこくらしそめの類なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲目結卷染めハ<sup>かのこ</sup>鹿子<sup>そめ</sup>くらし染の類なるべし。〔39 ウ⑤〕

▲目結卷染めハ<sup>かのこ</sup>鹿子<sup>そめ</sup>くらし染の類なるべし。〔70 ウ④〕

とあって、標記語「目結」の語注記は、「目結卷染めは、鹿子くらし染の類なるべし」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

**Meiyui.** (ママ) メユイ (目結) 染め方の一種で、染料が染み込まない白い部分を残して染めるもの。※この Meiyui は別条 Meyui の異表記形 .yu (ユ) と iyu (ユ) との



関係については、Cai (粥) の注参照。〔邦訳 396 1〕

とあって、標記語「目結」の語を収載し、意味を「染め方の一種で、染料が染み込まない白い部分を残して染めるもの」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

め - ゆい [名] 【目結】 回の如き形のしぼりぞめ (絞染)。又、目染。平家物語、十、千手事「齡二十ばかりなる女房、云云、目ゆひの帷子に染付けの湯巻して」「目結の直垂」。  
〔1996-5〕

とあって、標記語を「目結」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「め - ゆい【目結】〔一〕〔名〕①布帛かわや革を糸でくくって染めてから糸を解いてくくり目を文様としたもの。くくりを寄せた数によって三つ目結・四つ目結・九つ目結・十六目結などがあり、一面に配したのを滋目結しげめゆいといい、その目の細かいのを鹿子結かのこゆいという。纈こうけち纈。鹿子絞り。くくり染め。目染め。②竹籠などの目を粗く編むこと。③紋所の名。目結の文様を紋章としたもの。配置や形状から丸に角立四つ目結、繋ぎ九つ目結、四つ目結車、角立一つ目結などがあり、ときに結ゆいの字を略して云う。④馬の毛色の名」とあって、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

#### 〔ことばの実際〕

佐藤四郎兵衛これを聞(き)て、御前に畏まつて申(し)けるは、「かゝる事こそ御座候へ。この人どもが先驅論ずる間に、敵は近づきぬ。あはれ、仰せを蒙りて、忠信先を仕り候はばや」と申(し)ければ、判官、「いしう申(し)たる者かな。望めかしと思ひつるところに」とて、やがて忠信に先驅を給はつて、三滋目結の直垂に、萌黄威の鎧に、三枚兜の緒を締め、怒物作の太刀帶き、鷹護田鳥尾の矢廿四指したるを頭高に負ひなして、上矢に大の鐙二つ指したりける、節卷の弓持ちて、舳に打渡りて出合ひたり。《『義経記』住吉大物二ヶ所合戦の事》

#### 0700-41 「巻染 (まきぞめ)」 (397:2003.03.14)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「満」部マキフスベに、「巻燠。巻本」ホンの二語を収載し、標記語「巻染」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田俊雄蔵本には訓みを加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本には、「マキソメ」と訓みを施して記

載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

纏染 マキシメ。〔黒川本・中 92ウ①〕〔巻第六・光彩 578③〕

とあって、標記語「纏染」の語をもって収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』に、標記語を「巻染」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

巻染<sup>ソメ</sup>。〔食服 140②〕

とあって、標記語「巻染」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書では易林本『節用集』に訓みを「まきそめ」として、「巻染」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、識番 397 に標記語を「巻染」とし、その語注記は「衣裳紋なり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

目結<sup>メユイ マキシメ</sup>ノ巻染<sup>ソメ</sup>ノト云ハ。クハシノコトナリ。〔下十四オ⑥〕

とあって、この標記語「巻染」とし、その語注記は「くくしのことなり」と記載する。この「くくし」とは「くくりぞめ【括染】」のことで、『日本国語大辞典』第二版に「布を部分的に、つまんで糸でくくって染め残しをつくり、いろいろの模様を染めること。また、そのように染めたもの。絞り染。くくしぞめ。くくし」と説明している。古辞書『色葉字類抄』には「貫染ククリソメ」と記載することばである。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

摺繪書<sup>すりゑかき</sup>の目結<sup>めゆひ</sup>の巻染<sup>まきそめ</sup>ノ摺繪書目結ノ巻染<sup>ソメ</sup>目結の巻染めとハかのこくくしそめ乃類なり。〔53オ⑥・⑦〕

とあって、標記語を「巻染」とし、語注記は「かのこくくしぞめの類なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲目結巻染めハ鹿子くくし染の類なるべし。〔39ウ⑤〕

▲目結巻染めハ鹿子くらし染の類なるべし。〔70ウ④〕

とあって、標記語「巻染」の語注記は、「目結巻染めは、鹿子くらし染の類なるべし」と

記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「巻染」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

まき - ぞめ [名] 【巻染】しぼりぞめの類。布帛を巻きて染めたるもの。枕草子、一、第三段「すそご、むらご、まきぞめなど、つねよもをかしう見ゆ」。夫木抄、六、藤「藤波の、よらばれぬれば、紫の、まきぞめ着たる、松かとぞ見る」。〔1871-5〕

とあって、標記語「巻染」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「まき - ぞめ【巻染】〔一〕〔名〕絞り染めの一種。絹や布を固く巻き、その上を細い糸で固く巻いて、色で染めた後、巻いた糸を解くと巻いたあとが白くなるもの」とあって、用例は『大言海』と同じくして、『庭訓往來』の語用例を未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

能登守教經「ふないくさは様ある物ぞ」とて、鑑直垂はき給はず、唐巻染ののとのかみのりつね小袖に、からあやおどし よろい唐綾威のやう鎧ものきて、いか物づくりの大太刀はき、廿四さいたるたかうすべうのおほだち矢をひ、しげやどのゆみ弓をもち給へり。《『平家物語』卷第十一、「嗣信最期」大系下 314 ②》

## 0700-42 「村紺掻（むらこうかき）」（397:2003.03.15）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「傘」部に、

ムラゴン  
村紺。〔元亀本 175 ⑨〕

ムラゴウ  
村紺。〔静嘉堂本 196 ②〕

とあって、標記語「村紺」を収載し、その読みを「むらゴン」と「むらコウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本には、訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本には、「ムラコウカキ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「村紺掻」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

ムラゴフ イシヤウ モン  
村濃 衣裳ノ紋也。〔彩色 136 ⑦〕

とあって、標記語を「村濃」の語をもって収載し、語注記に「衣裳の紋なり」と記載する。

次に広本『節用集』には、

<sup>ムラゴ</sup>村濃ソンデヨウ、一コマヤカ〔平・〇〕衣裳紋也。〔光彩門 461 ⑧〕

とあって、『下學集』と同じく標記語「村濃」の語をもって収載し、その訓みを「むらごふ」及び「むらご」とし、『下學集』の語注記を継承して「衣裳紋なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ムラゴ</sup>村濃—ゴウ 衣裳紋。〔弘・財宝 146 ④〕

<sup>ムラゴ</sup>村濃 <sup>イシヤウモン</sup> 衣裳紋。〔永・財宝 117 ⑦〕

<sup>ムラゴ</sup>村濃 衣裳ノ紋。〔堯・財宝 107 ⑥〕

<sup>ムラゴ</sup>村濃 <sup>イシヤウ</sup> 衣裳ノ紋。〔両・財宝 130 ⑦〕

とあって、標記語「村濃」の語をもって収載し、その語注記は「衣裳の紋」と記載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>ムラゴ</sup>村濃。〔食服 114 ⑤〕

とあって、標記語「村紺」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書の多くが「村濃」で示し、訓みを「むらご」「むらごう」として、語注記は「村紺」とする古写本『庭訓往来』及び下記真字本と共通する「衣裳紋也」で示している。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、識番 **397 と 398** に標記語を「村紺」と「搔」とし、その語注記は、「衣裳紋なり」「水色紋付」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ムラゴンガキアサギ</sup>村紺搔浅黄ノ小袖同ク <sup>ムラゴン</sup>村紺ハ。 <sup>テソメキヌ</sup>手染絹ナリ。〔下十四オ⑥〕

とあって、この標記語「村紺搔」とし、「村紺」の語注記は「村紺は、手染絹なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>むらこんかきあさぎ</sup>村紺搔浅黄ノ小袖同ク <sup>こそでおなじ</sup>懸帯ノ <sup>かけおび</sup>村紺搔浅黄ノ小袖同懸帯 裳の大腰につけ肩へ遣る帯を懸帯と云。又さけ帯をも云。〔53 オ⑧〕

とあって、標記語を「村紺搔」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲村紺搔ハ未<sub>レ</sub>考。〔39 ウ⑤〕

▲村紺搔ハ未<sub>レ</sub>考。〔70 ウ④〕

とあって、標記語「村紺搔」の語注記は、「村紺搔は、未<sub>レ</sub>考」と記載する。

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「村紺」または「村濃」の語を未掲載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

むらこう - がき [名] 【村紺搔】紺の叢濃。<sup>むらご</sup>庭訓往來、七月「目結、巻染、村紺搔」。  
〔1975-5〕

とあって、標記語を「村紺搔」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「むら-こうかき【村紺搔・斑紺搔・群紺搔】〔一〕〔名〕染色の名。淡い紺色の地に、ところどころを紺色でまだらに染めたもの。紺むらご」とあって、はじめてこの語の語意を示しており、『庭訓往來』の語用例を『大言海』と同じく記載する。

〔ことばの実際〕

著紺村濃直垂、加小具足、跪常胤之傍《訓み下し》<sup>コンムラゴウ</sup>紺村濃ノ直垂ヲ著シ、小具足ヲ加へ、常胤ガ傍ニ跪ク。《『吾妻鏡』治承四年九月十七日の条》

0700-43「淺黄（あさぎ）」（398:2001.02.20）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「阿」部に、

<sup>アサギ</sup>淺黄。〔元龜本 257 ⑧〕

<sup>アサギ</sup>淺黄。〔静嘉堂本 291 ②〕

とある。標記語「淺黄」の語注記は未記載にする。『下學集』には、

<sup>アサギ</sup>淺黄 <sup>モヨキ</sup> 紺也。〔彩色 136 ⑦〕

とあって、その語注記に「紺なり」という。広本『節用集』は、

<sup>アサギ</sup>淺黄 <sup>センクワウ</sup> 紺也。〔光彩門 750 ②〕

とあって、分類門の名称を「彩色」から「光彩」へと変更しているが、その語注記は共通している。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

<sup>アサキ</sup>淺黄 <sup>モヨキ</sup> 紺也。〔弘・色字 205 ①〕

<sup>アサギ</sup>淺黄 紺也。〔永・財宝 170 ①〕

<sup>アサキ</sup>淺黄 紺也。〔堯・財宝 159 ⑤〕

とあって、その分類門はそれぞれ別にし、さらに読みも「あさぎ」から「あさき」と清音で表記される資料も見えてきている。これを『庭訓往來』、『庭訓往來註』七月日の状に、

<sup>カキ</sup>搔淺黄ノ水色紋付。〔謙堂文庫藏三九左⑦〕

とあって、その語注記によれば「水色の紋付」という。

ここで実際の色を考えて見るに、『下學集』そして『節用集』類の語注記に見える「緇」の字は、慶長十五年版『倭玉篇』《下 441 ③》によれば、音「シヤウ」、和訓「モヨギ」とあって、『下學集』の読みにも合致する（白河本『字鏡集』では、この字の和訓を「ヌヒモノ、イハノハシ」《796 ③》として異なる訓である。さらに、観智院本『類聚名義抄』には「色状 又相音／桑初生色」《法中 122 ④》、「音囊。浅黄色。クハシ、ハシフ／又音霜和」《法中 135 ①》とあって、「桑の葉の初生色」であり、「浅黄色」という。この「もよぎ」だが、『運歩色葉集』に、

萌黄。青黄。〔元龜本 348 ⑩〕

とあって、「もよぎ」と読み、これを『下學集』では、

青黄 縹也。或ハ爲ス<sub>二</sub>萌黄<sub>一</sub>也。〔彩色 136 ⑦〕

として、「もえぎ」と読み、語注記に「縹なり。或は萌黄に爲すなり」という。すなわち、「青」と「黄」との中間色であり、「葱の萌え出すような色」を云うのである。鎌倉時代の語源辞書『名語記』八に、

色ニモエギ如何。答。萌黄トカケリ。萌木トモカケリ。モユキ也。萌ヲバキザストヨメリ。  
イマダ青クモナラズシテマヅ黄ニテメグミイヅレバ黄老ノ義アル歟。

というのが、この実際の色をことばで表現した最初のものということになる。ここで、『下學集』の編者そして『節用集』類が注記したように、「あさぎ」と「もえぎ」⇒「もよぎ」とが、全く同じ色を表現する「ことば」なのかということがはじめて問われてくるのである。そして、『運歩色葉集』の編者は、両語に語注記を未記載にするが、この両語の実際の色を同色として認識していないのかもしれない。これを裏付けるかのように、当代の『日葡辞書』には、

Asagui. アサギ (浅葱・浅黄) 明るい藍色, 水色. [邦訳 33 r]

Moyegui. モエギ (萌黄) 深緑. \*原文は Ver-de oscuro. ⇒V sumoyogui. [邦訳 428 r]

とあって、その色の判別は、「明るい藍色、水色」と「深緑」という具合に異なりを見せている。こうした色の看取感覚がなせ生じてきているのかも今後大いに議論して見たいところでもある。

### [ことばの実際]

女郎花の衣、浮紋に浅黄の指貫にて供奉せらる。〔『太平記』〕

右は摂津国の掃部頭能直、薄色の指貫、浅黄の織物の狩衣着て沓の役に候す。〔『太平記』〕

三陣には花一揆、命鶴を大将として、六千余騎、萌黄・火威・紫糸・卯の花の端取つたる鎧に薄紅の笠符を付け、梅の花一枝折りて冑の真向に差したれば、四方の嵐吹く度に鎧の袖や匂ふらん。〔『太平記』〕

中にも川越弾正少弼は、余りに風情を好みて、引馬三十匹、白鞍置きて引かせけるが、濃き紫・薄紅・萌黄・水色・豹文、色々に馬の毛を染めて、舍人八人に引かせたり。〔『太平記』〕

#### 0700-44「懸帯（かけおび）」(399:2003.03.16)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「賀」部に、<sup>カケコ</sup>「懸子」。<sup>カケバン</sup>「懸盤」。懸<sup>モノ</sup>物。<sup>カネ</sup>懸金。<sup>カケガウ</sup>懸香。<sup>カケエ</sup>掛繪。<sup>カケマクモ</sup>掛畏愚童記の七語を収載し、標記語「懸帯」は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本とは、訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本に「カケヲヒ」、山田俊雄蔵本に「(カケ)ヲヒ」、経覺筆本に「カケ(ヲヒ)」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「懸帯」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語を「懸帯」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には「懸帯」の語は未収載であり、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 399 に標記語を「懸帯」とし、その語注記は未記載にする。他古写本書込みとして、

※懸帯トハ此方ノムスズノ帯也。ムヲリノコト也。又云棧敷ナドニ小袖ヲ懸也。又ヲビナドヲモカルルナリ。表ノ衣トハウワギヌ也。私云ウワギトヨムベキナリ。〔国会図書館蔵左貫注頭注書込み〕

※懸帯トハ此方ノムスズノ帯也。ムヲリノコト也。又云棧敷ナドニ小袖ヲ懸也。又帯ナトヲモ懸也。表ノ衣トハウワギ也。私云ウワギトヨムヘキ也。〔天理図書館蔵『庭訓往來註』頭注書込み〕

※懸帯トハユケノモスズ。サケ帯刀表衣トハウハソイ也。〔静嘉堂文庫蔵『庭訓往來抄』頭注書込み〕

が見えている。

古版『庭訓往来註』では、

カケヲビ マキエ テバコス、リバコ カケヲビ ウチ  
懸帯時繪ノ手箱硯箱 懸帯トハ七尺ノ帯ヲカタヨリウシロヘ打カケテ有ナリ。

〔下十四オ⑦〕

とあって、この標記語「懸帯」とし、その語注記は「懸帯とは、七尺の帯をかたよりうしろへ打かけて有るなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

むらこんかきあさぎ こそでおなじ かけおび  
村紺搔淺黄の小袖 同く懸帯ノ村紺搔淺黄ノ小袖同懸帯 裳の大腰につけ肩へ  
遣る帯を懸帯と云。又さげ帯をも云。〔53オ⑧〕

とあって、標記語を「懸帯」とし、語注記は「裳の大腰につけ肩へ遣る帯を懸帯と云ふ。また、さげ帯をも云ふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲懸帯ハ裳の大腰に付て肩へ遣る物也。又さげ帯共云。〔39ウ⑤〕

▲懸帯ハ裳の大腰に付て肩へ遣る物也。又さげ帯共云。〔70ウ④・⑤〕

とあって、標記語「懸帯」の語注記は、「懸帯は、裳の大腰につけて肩へ遣る物なり。また、さげ帯共云ふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Cageuobi.** カケオビ (掛帯) 帯,あるいは, 幅広の帯 ※原文は Cingidouro (= cingidouro, cingidoiro), oucinto. “掛帯”は物詣りの折などに, 女が胸の前にかけて背中て結んだ赤絹の帯を意味するが, ここでは単に“帯”と説明している. [邦訳 95 r]

とあって、標記語「懸帯」の語を収載し、意味を「帯, あるいは, 幅広の帯」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

かけ - おび [名] 【懸帯】 貴婦人の禮装にて、裳の腰に附けたる紐。頸に掛けて、前にて結ぶ。古への、ひきおびなりとぞ。(咲花抄)。新六帖、五「折しもあれ、えやばは心を、かけおびの、おもひは胸のね隔てなるべし」。〔1975-5〕

とあって、標記語を「懸帯」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「かけ - おび【懸帯】[一][名] ①社寺参詣の女子が物忌のしるしとして用いた、赤い帯。赤色の絹をたたみ、胸の前にかけて、背後で結んだもの。赤色以外のものも、稀にあったという。②女装の盛装に用いた裳の紐。裳の大腰に付けて、肩に掛けて胸の前で結ぶもの」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。



[ことばの実際]

武藏坊是を見て、あはやと思ひけるところに三十三枚の櫛を取出して、「これは如何」と申(し)ければ、弁慶あざ笑ひて、「ゑい人、何も知り給はずや、兒の髪をば梳らぬか」と言ひければ、權守理と思ひければ、傍らに差置きて、唐の鏡取出し、「これは如何」と言へば、「兒を具したる旅なれば、化粧の具足を持つまじき謂れがあらばこそ」と言ひければ、「理」とて八尺の<sup>かけおび</sup>掛帯、五尺の鬘、紅の袴、重の衣を取出して、「これは如何に。兒の具足にもこれが要るか」と申(し)ければ、「法師が伯母にて候者、羽黒の權現の惣の巫にて候が、鬘袴色よき<sup>かけおび</sup>掛帯買ふて下せ」と申(し)候程に、「今度の下りに持ちて下り、喜ばせんが爲にて候ぞ」と言ひければ、「それはさもさうず」と申(す)。《『義経記』卷第七、大系 345 ⑪・⑬》

**0700-45 「蒔繪 (まきゑ)」 (399:2001.08.15)** は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その二 卯月五日状語注解— (駒澤短期大学研究紀要第三十号、2002年3月発行) の「蒔繪師 (マキエシ)」 (2001.08.15) 287頁～289頁を参照。

**0700-46 「手箱 (てばこ)」 (399:2003.03.17)**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「天」部に、

<sup>パコ</sup>手箱。〔元亀本 243 ⑧〕〔静嘉堂本 281 ③〕

<sup>ハコ</sup>手箱。〔天正十七年本中 69ウ②〕

とあって、標記語「手箱」を収載し、その読みを「てばこ」と「てはこ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田俊雄藏本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本には、「テハコ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

手筈 テハコ。手箱 同。

〔前田本卷下 20ウ⑤、黒川本・雜物下 17オ⑥・⑦〕

<sup>テハコ</sup>手筈。〔卷第七・雜物 234 ③〕



とあって、標記語「手筈」と「手箱」の語を収載する。前田本には、声点が未記載にあるため、この語の第三拍めの清濁の識別ができない。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年）、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』に、標記語を「手箱」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>テウツダラヒ</sup>手水盥 <sup>バコ</sup>一箱。一鉢。一戟。 <sup>ボコ</sup>一戟。 <sup>同</sup>一予。 <sup>同</sup>一筈。 <sup>ハコ</sup>一蓋。 <sup>カイ</sup>一楯。 <sup>ダテ</sup>〔器財 165 ③〕

とあって、標記語「手水盥」の語をもって収載し、冠頭字「手」の熟語群に「手箱」と「手筈」の二語を収載し、前者の読みを「てばこ」、後者を「てはこ」と記載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、『運歩色葉集』と易林本『節用集』にその訓みを「てばこ」と「てはこ」にして、「手箱」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 399 に標記語を「手箱」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、この標記語「手箱」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>まきろ</sup>蒔繪の <sup>てばこすびばこ</sup>手箱硯篋 / <sup>蒔繪</sup>手箱硯篋 定家行成其外諸流の形なり。

[53オ⑧～ウ①]

とあって、標記語を「手箱」とし、語注記は「定家・行成、其外諸流の形なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「手箱」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Tebaco.** テバコ (手筈・手箱・手匣) 手箱,あるいは, 小箱. [邦訳 640 1]

とあって、標記語「手箱」の語を収載し、意味を「手箱,あるいは, 小箱」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

て - ばこ [名] 【手箱】手廻りの小き調度など入る匣。字類抄「手筈、テハコ」女重寶記、五、女用器財「手箱、テバコ」類聚名物考、調度、七「てばこ、これは手具足を入る故いふなり、今は俗には、手道具と云ふに同じ、手筈とも云ふなり」嫁入記「一手ばこの内に、小ばこ四つあり、其内に入物、一にはおしろい、一にはたうのつち、一にはまゆずみ、

一にはわけめのいとなどのやうの、おけはひぐそくの類なり」[1362-3]

とあって、標記語を「手箱」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「て-ばこ【手箱】[一][名] 手まわりの小道具などを入れておく小型の箱」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

此外手箱二合(納紺絹、)御雙紙管以上自御所、被出之《訓み下し》此ノ外手箱<sup>テバコ</sup>二合。(紺ノ絹ヲ納ル、)御双紙管。以上ハ御所ヨリ、之ヲ出サル。《『吾妻鏡』文永三年正月十三日の条》

0700-47「硯箱(すずりばこ)」(399:2003.03.18)

室町時代の古辞書である『運步色葉集』(1548年)の「須」部に、標記語「硯箱」の語を未収載にする。そして、真字注が語注記する「硯」と「管」として、

<sup>スマリ</sup>硯。[元亀本 362 ③]      <sup>ハコ</sup>箱。<sup>同</sup>管。[元亀本 34 ⑨]  
<sup>スマリ</sup>硯。[静嘉堂本 441 ⑤]      <sup>ハコ</sup>箱。<sup>同</sup>管。[静嘉堂本 37 ④]  
<sup>ハコ</sup>箱。<sup>同</sup>管。[天正十七年本 19 オ⑥] [西來寺本]

とあって、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、至徳三年本・寶徳三年本と建部傳内本には、訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本に「スマリハコ」、山田俊雄藏本に「(スマリ)ハコ」と訓みを施して記載している。表記では、建部傳内本と経覺筆本が「硯函」に対し、至徳三年本・寶徳三年本・山田俊雄藏本・文明四年本は「硯筐」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「硯箱」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』)に、標記語を「硯箱」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には、標記語「硯箱」の語は未収載であり、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語である。これを真字注が語注記する「硯」の語だけで見ると、

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

硯シンキンスハリ 晋銀ノ五旬反。覓同。柵同。

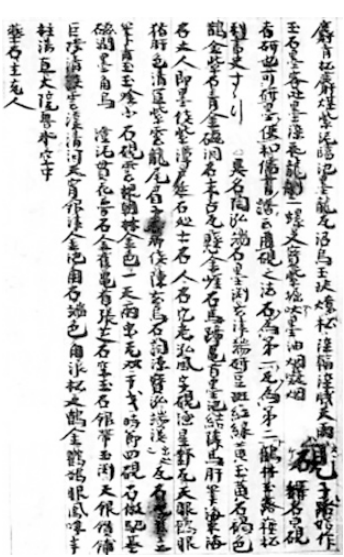
[前田家本・雑物下 116 才② 黒川本・雑物下 109 ウ④]

硯 ススリノスハリ。覓。研。六硯ノ圖書式云御。柵 已上同。[卷第十・雑物 500 ②]とあって、十卷本に、標記語「硯」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

鄴瓦ゲウガワ。陶泓タウウウ。馬蹄バテイ。龍淵リョウエン。陳玄チンゲン。鳳味ホウミ。石郷侯セキケイコウ 以上ノ七ハ者硯ノ異名ナリ也。[器財 120 ④・⑤]

とあるのみで、標記語「硯」の語は未収載にする。次に広本『節用集』には、



硯スマリケン[去]子路始作。釋名曰、硯者研也。可研墨ヲ使レ和。儒書ノ譜ニ云、用硯之法石ヲ為一第一ト。瓦ヲ為一第二ト。鶴林玉露蕪松利書史すリ。異名陶泓。端石。墨洌。玄津。端研。豆斑。紅縁。黄玉。黄石。褐色。鵲金。紫石。青金。磁洞。石末。古瓦。懸金。唾石。馬蹄。龜首。墨池。結隣。馬肝。筆海。東海。石丈人。即墨侯。紫潭。戸延。石処士。石人。石穴。老泓。風字硯。涵星。鄴瓦。天眼。鶴眼。猪肝。色清宜。紫雲。龍尾。眉子。石郷侯。陳玄。烏石。詞源。寶泓。端溪出処也。瓦石。■立。筆青玉。玉余小。石硯。雲根。朝林。金色。一天。雨虫。无双。干戈。時節。四硯。石微。馳基。磁澗。墨角烏。澄泥貫花。魯石。金崔。龜有。張芝。石空。

玉石。銀帶。玉洌。天銀。鑽鋪。巨璞。清淡。雲漢。清河。天宵。銀津。金池。角石。端色。角浪。松又。鶴金。鵲鵠。眼鳳味。半柱。清直。大院。魯水。空中。藥石。主充人。[器財門 1126 ①～⑥] ※「波」部に標記語「はこ」は未収載。

とあって、標記語「硯」の語を収載し、その語注記の始めに「子路始作」と記載し「始」の語を付加するが、この注記が真字本と共通する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ス、リ 硯 鶴林玉露作<sub>ス、リ</sub>松蘓利<sub>ス、リ</sub>。〔弘・財宝 269 ⑤〕  
 ス、リ 松蘓利 鶴林玉露在之。硯也。 ス、リ 硯 ケン。〔永・財宝 231 ②、④〕  
 ス、リ 松蘓利 鶴林玉露在之。硯也。 ス、リ 硯。〔堯・財宝 217 ①、②〕  
 ハコ 同 同 箱。匣。函。〔弘・財宝 21 ②〕〔永・財宝 19 ⑥〕  
 ハコ 同 同 箱。匣／函。〔堯・財宝 22 ⑤〕

とあって、標記語「硯」の語を収載し、その語注記は弘治二年本に『鶴林玉露』、松蘓利と作る」と記載がある。標記語「箱」の語も収載し、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

ス、リ 同 同 松蘓利。硯。研。〔器財 240 ④〕  
 ハコ 同 同 箱。筥。函。〔器財 20 ②〕  
 ハコ 同 同 匱 鑑一。斂。匱 二字同上。〔器財 20 ②〕  
 ハコ 同 同 匣。笈 書箱。〔器財 20 ③〕

とあって、標記語「松蘓利」「硯」「研」の三語、標記語「箱」「筥」「函」の三語それぞれをもって収載し、語注記は未記載にする。已上の古辞書群のなかで、広本『節用集』の語注記が「子路始作」として、本文翻刻識番 399 に示す真字本と共通する点は見逃せない。ここに継承過程があると見て良からう。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、標記語を「硯箱」とし、その語注記は、「硯」として「硯は、子路の作なり」と記載する。この「硯」については、

古版『庭訓往來註』では、

カケヲビマキエ テバコス、リバコ カケヲビ ウチ  
 懸帶時繪ノ手箱 硯箱 懸帶トハ七尺ノ帶ヲカテヨリウシロヘ打カケテ有ナリ。

〔下十四オ⑦〕

とあって、この標記語「硯箱」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

まきゑ てばこすゞりばこ  
 時繪の手箱 硯筐／時繪ノ手箱 硯筐 定家行成其外諸流の形なり。

〔53 オ⑧～ウ①〕

とあって、標記語を「硯筐」とし、語注記は「定家・行成、其外諸流の形なり」と記載する。これを頃書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「硯箱」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

**Suzuribaco.** スズリバコ(硯箱) 日本のインク壺〔硯〕を入れる小箱。〔邦訳 594〕とあって、標記語「硯箱」の語を収載し、意味を「日本のインク壺〔硯〕を入れる小箱」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すずり-ばこ〔名〕【硯箱】硯、墨、筆、等を入れ置く、小さき匣。あたりばこ。硯函。古今著聞集、五、和歌、平治元年二月廿五日「硯蓋すずりばこに、紅の薄様を敷きて、雪を盛りて出されたるに」同、三、政道忠臣、承元二年十二月九日、京官除目「左大將にて、一の管置かせ給ふとて、先の人の置違へられたる硯管ながら、北へ押し上げさせ給たりける」熟語名詞に用ゐたるは、源氏物語、九、葵 46「御硯のはこを、御帳の内に差し入て、おはしにけり」〔1050-4〕

とあって、標記語を「硯箱」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すずり-ばこ【硯箱】〔一〕〔名〕硯、墨、筆などを入れておく箱。すずりのはこ。すずり」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

#### 〔ことばの実際〕

御帳の東西には三尺の几帳を立てられ、昼の御座の上には、御剣・御硯箱を置かれたり。《『太平記』卷第四十・中殿御会の事》

#### 0700-48 「冠 (かぶり・かんむり) (400:2003.03.19)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「賀」部に、

カフリ  
冠。〔元亀本 104 ④〕〔静嘉堂本 130 ⑧〕

カンフリ  
冠。〔天正十七年本上 64 オ⑥〕〔西來寺本〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、その読みを「かぶり」と「かんむり」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本と建部傳内本・経覺筆本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「カフリ」、山田俊雄藏本に「かんむり」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

クワン  
冠 カヲフリ。帔同。幞頭同。幘同。冕同。弁同。爵同。

〔前田家本・雑物上 98 ウ③ 黒川本・雑物上 80 オ①〕

冠 カフリ。貢飾漢高祖以竹皮為冠／一官亦一貫。黃帝造之。幘頭 亦作幘／上房王反／亦曰頭巾。冕 冕／一冕。一玉。幘 側草反。弁。爵。雲冠 舞一。天冠。幘 チキリカフリ已上同。冠事本朝事始云天武天皇十一年六月丁卯男夫始結髮仍着漆紗冠。〔卷第三・雜物 208 ②～⑤〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、十卷本には、この語における詳細な注記内容がはじめて見えている。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>カフリ</sup>冠。〔器財門 110 ④〕

とあって、標記語を「冠」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

<sup>カンムリ</sup>冠 クワン〔平去〕黃帝始作。異名 金鑑。玄鬼。通天。獬豸。進賢。章甫。萬。鷓鴣。貂蟬。柳宗元詩。虎皮。李白詩。軒冕。萬。竹皮冠漢高祖。介幘大冠也。緇希惠。又、夏収。黃収。母追。大古。〔器財門 268 ④・⑤〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、その読みを「かんむり」とし、その語注記は、上記十卷本『伊呂波字類抄』と同じく「黃帝始作」とし、さらに異名語群注に「竹皮冠は漢の高祖」と記載している、当代のこの語における共通した研究視点が古辞書中に表出していることが見て取れるのである。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>カンムリ</sup>冠。同 簪。同 釵。〔弘・財宝 83 ⑧〕

<sup>カウフリ</sup>冠。〔永・財宝 80 ⑧〕〔両・財宝 87 ⑧〕

<sup>カムリ</sup>冠。〔堯・財宝 73 ⑤〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、標記語「冠」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「かんむり」「かうぶり」「かふり」として、「冠」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、識番 400 に標記語を「冠」とし、その語注記は未記載にする。他古写本の書込みとして、

※冠一官位相當ヨリ以前ハ冠ノ色ヲ以テ人ノ位ヲ知也。〔国会図書館蔵左貫注書込み〕とある。

古版『庭訓往来註』では、

冠カンムリ ハ公家ノ道具ナリ。〔下十四オ⑧〕

とあって、この標記語「冠」とし、語注記は「公家の道具なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

冠かんむり / 冠しやうとくたいし 聖徳太子冠せいと乃制度を定め玉ふ。大織大縫小縫大紫小紫大錦等錦大山小山大乙小乙大建小建等の品あり。〔53ウ①・②〕

とあって、標記語を「冠」とし、語注記は「聖徳太子、冠の制度を定めたまふ。大織・大縫・小縫・大紫・小紫・大錦等、錦、大山・小山・大乙・小乙・大建・小建等の品あり」と記載していて、上記の室町時代の古辞書中の注記内容とは異なる観点で注記する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲冠わうハ人皇第四代懿徳天皇いとく きよう はじまの御宇せいに始る。今の制ハ四十二代文武天皇もんぶ乃御宇改めらるゝ所也。厚額あつひたい・透額すきひたいの二品あり。〔40オ②〕

▲冠にんわうハ人皇第四代懿徳天皇いとく きよう はじまの御宇せいに始る。今の制ハ四十二代文武天皇もんぶ乃御宇改めらるゝ所也。厚額あつひたい・透額すきひたいの二品あり。〔70ウ⑤〕

とあって、標記語「冠」の語注記は、「冠は、人皇第四代懿徳天皇の御宇に始まる。今の制は、四十二代文武天皇の御宇改めらるゝ所なり。厚額・透額の二品あり」と記載し、ここでも別の観点により記述されている。このことは、標記語「冠」の事始説が一様ではなく、江戸時代にあっても多説が唱えられており、この『庭訓往來』の注釈からことばの基軸が示され、その意義説明が大きく開化していると言えよう。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Camuri. カフリ（冠） 冠.あるいは、頭巾などのように頭にかぶる〔官位を示す〕  
標章. →次条；Coji（巾子）.〔邦訳 86r〕

† Camuri.\*カフリ（冠） §また、日本のある種の文字〔漢字〕の上の部分。

〔邦訳 86r〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、意味を「冠.あるいは、頭巾などのように頭にかぶる〔官位を示す〕標章」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

かん・むり〔名〕【冠】〔かがふりの音便〕（一）頭に被るものの總稱。かうぶり。かうむり。かむり。冠帽革制考、「上古の冠は、いかにも考ふべき據なし、推古の御宇より、如囊冠を用ひたまひしを、天武天皇の十一年より、改めて漆紗冠を用ひ給ふ、是即、令にいふ頭巾にて、幘頭といふも、同物なり」（二）古へ、衣冠束帯の時に用ゐし、かぶ



りもの。其の形状、種類、多し、各條を見よ。(三) 漢字の頭につく、種種の字の稱。(ウ冠、艸冠、竹冠の類) [0432-1]

とあって、標記語を「冠」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「かんむり - 【冠】 [一] [名] (「かうぶり」の変化したもの) ①頭にかぶるもの。特に、束帯、衣冠などの時、頭にかぶる物。直衣でも晴の時に用いる。黒の羅で作る。その頂に当たるところを甲のうしといい、前額部を額はれという。後方の高い壺は髻うすものを入れる巾子巾子で、その後こじに長方形の纓二筋えいを重ねて垂れる。冠の緒うもんを形式化したもので古風に先端を円形にしたのを燕尾しげもんという。全体に有文の羅をはったのを「繁文の冠」と呼び、五位以上が用いる。巾子の上部と纓の裾とおもんだけに文を入れたのを「遠文」の冠といい、六位以下の用とする。天皇の神事用は黒絹むもんをはって「無文の冠」という。こうぶり。こうむり。かむり。かぶり。かんぶり。②能装束の一つ。通常ういこうぶりの冠と同じ形の初冠ういこうぶりのほかに、透冠すきかんむり、唐冠とうかんむりなどがある。かむり。③すべての上に位するすぐれたもの。④漢字の字形の構成部分のうち、上部にかぶせるもの。「宇」「花」「箱」などの「宀」「艸」「竹」の部分をいうとあって、古辞書十卷本『伊呂波字類抄』や広本『節用集』の注記内容や『庭訓往來』の語用例及び江戸時代の注釈書における「冠」注記説明について全く説明がないことは、この「冠」を束帯し用いる日本文化が失われつつある今日の知的度合いとしてこの内の意義を止めていることを指摘しておくこととする。因みに、古辞書としては『温故知新書』を引用している。

### [ことばの実際]

江判官能範〈布衣、冠、革緒細尻鞆太刀郎等三人、雑色四人、調度懸、一人放免四人〉  
《訓み下し》江ノ判官能範〈布衣、冠カンフリ、革ノ緒。細尻鞆ノ太刀。郎等三人、雑色四人、調度懸、一人。放免四人。〉《『吾妻鏡』建保六年六月二十七日の条》

### 0700-49 「表衣 (うはぎ・うへのきぬ)」 (400:2003.03.20)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「宇」部に、「表書。表巻。表刺袋。表包。表裏。表指」の六語を収載し、標記語「表衣」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、訓みを一切加えていないのに対し、山田俊雄藏本に「ウヘノ(キヌ)」、経覺筆本に「ウヘノキヌ」、文明四年本に「ウエノキヌ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

袍 去戸俗／ウヘノキヌ／薄裳反。衫<sup>サン</sup> 同。締<sup>テイ</sup> 同。表衣 同／俗用之。

[黒川本・雑物中 50ウ③]

袍 ウヘノキヌ／宣聲之時出之参議定主始夏時着／位一。新一。彭袍裳反。夏袍事 滋相公傳云 弘仁十四年夏穀袍參冷泉院太上皇聞之甚賜美諱明年夏御熱盛發不得着厚衣試着穀袍極合御意天下自此悉着之是穀衣始自 貞主貞主身長六尺二寸。梯。衫。表衣 已上同／俗用之。〔卷第五・雑物 177 ③～⑥〕

とあって、訓みを「うへのきぬ」で標記語「表衣」の語を収載する。この語に対して、十卷本『伊呂波字類抄』には、典拠に『滋相公傳』を引用し、実に詳細な注記内容が記載されている。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』に、標記語を「表衣」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

八德<sup>ハツトク</sup> ャツ、サイワイ[入・入]日本ノ俗<sup>ウワギヌ</sup>表衣也。〔絹布門 59 ①〕

とあって、標記語「八德」の語注記に「日本の俗、表衣なり」と記載する。訓みは「うわぎぬ」とする。この「八德」については、『日本国語大辞典』第二版の②に「俳諧の宗匠や画工などが着た胴着。胴服。十德に似て、やや品のさがるところからとも、また、これを着ると八つの徳があるからともいう」と記述する。また、易林本『節用集』には、

表<sup>ウハ</sup>一著<sup>ギ</sup>。一裏<sup>ツミ</sup>。一刺<sup>ザシ</sup>。一衣<sup>キヌ</sup>。一袴<sup>ハカマ</sup>。〔食服 117 ⑦〕

とあって、標記語「表」の語をもって熟語群に収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書では、辛うじて広本『節用集』で確認され、そして易林本『節用集』をもって「表衣」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、識番 400 に標記語を「表衣」とし、その語注記は、「常住の衣裳にあらず、天下早るの時祈りを為す、此の服を着なり」と他注釈に見ない独自の内容を記載する。この語注記が広本『節用集』「水干」の語に引用があつて合致する。この注記内容は、「表衣」の語までは及ばないのかもしれない。

古版『庭訓往来註』では、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

ウヘキヌ クロ シヤウソク  
表衣 ノ事黒シ。装束也。〔下十四オ⑧〕

とあって、この標記語「表衣」とし、語注記は「黒し。装束なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

うへ きぬ / 表ノ衣 公家の上うへに着る衣なり。〔53ウ②・③〕

とあって、標記語を「表衣」とし、語注記は「公家の上に着る衣なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲表ノ衣ハ即ち袍ほうなり。闕腋けつてき・縫腋ほうえきの二様あり。共に染色そめいろと地紋たがひとの差わかを以て  
尊卑そんびを分つ。〔40オ③〕

▲表衣ハ即ち袍ほうなり。闕腋けつてき・縫腋ほうえき乃二様あり。共に染色そめいろと地紋ちもんとの差たがひを以て尊卑そんび  
を分つ。〔71オ⑥〕

とあって、標記語「表衣」の語注記は、「表衣は、即ち袍なり。闕腋・縫腋の二様あり。共に染色と地紋との差を以て尊卑を分つ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Vuaguinu. ウワギヌ（上衣・表衣） 上に重ねて着る軽い着物。〔邦訳 737r〕

とあって、標記語「表衣」の語を収載し、意味を「上に重ねて着る軽い着物」と単簡に説明記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うは - ぎ [名] 【上着】 衣の、最も上に着るものの稱。表衣。金葉集、四、冬「なかなかに、霜のうはぎを、重ねても、鶯鶯の毛衣、さえまさるらむ」堀河百首、秋「標の内に、八重咲く菊の、朝ごとに、露こそ花の、うはぎなりけれ」〔0249-5〕

うへ - の - きぬ [名] 【表衣】 はう（袍）に同じ。倭名抄、十二 18「袍、宇倍乃岐沼、一云、朝服、着襪之袷衣也」名目抄、「位袍、又號みほう表衣うへのきぬ」源氏物語、八、花宴 12「皆人は、うへのきぬなるに、あざれたる大君姿の、なまめきたるに」〔0253-3〕

とあって、標記語を「表衣」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うわ - ぎ 【表衣】 [一] [名] ④近世以後の服装で、一番上に重ねて着る小袖。⇔下着したぎ」と標記語「うえ - の - 衣衣冠きぬ、束帯の正装の時に着る上着。位階によって色彩を異にするが、文官のものを縫腋袍ほうえきのほう、武官のものを闕腋袍けつてきのほうという。袍ほう。うえのころも」とあって、『庭訓往来』及び『庭訓往来註』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

心ざしはいたしけれど、さるいやしきわざも習はざりければ、うへのきぬの肩を張り破り

てけり。《『伊勢物語』第四十一段》女師馳之晦尔うへのきぬをあらひてみつからはりけり袍乎洗而自張計利〔真字本第四十二段上 21 ウー〕

0700-50「水干（スイカン）」（400:2003.03.21）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』

（1548年）の「須」部に、

水干ガン。〔元亀本 359 ④〕

水干カン。〔静嘉堂本 437 ③〕

とあって、標記語「水干」の語を収載し、その読みを「(スイ) ガン」と「(スイ) カン」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「スイカン」、経覚筆本に「(スイ)カン」の訓みを施して記載している。「スイカン」の表記については「水旱」とするのが大半だが、宝徳三年本と建部傳内本は、「水干」と表記する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

水干スイカン。〔前田家本・雑物下 116 オ⑥ 黒川本・雑物下 110 オ①〕

水旱不損。〔前田家本・疊字下 116 オ③ 黒川本・疊字下 113 ウ⑤〕

水干スイカン。〔卷第十・雑物 501 ⑥〕

水天 〃陸。〃驛。〃燧。〃土。〃檻。〃泉。〃區。〃府。〃石。〃精。〃風。  
〃窓。〃蓼。〃波。〃手。〃干。〃銀。〃牛。〃雲。〃楊。〃閣。

〔卷第十・重點 528 二〕

とあって、標記語「水干」の語を収載する。そして、「水旱」は別の意味と見ている。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「水干」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、



慕婦絵詞 藤原隆章・隆昌・久信筆 十卷のうち巻五 重文 南北朝時代（観応2年／1351）京都・西本願寺

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

<sup>スイカン</sup>水干ミヅ, モトム・ホス[上・平] 上衣也。非<sub>レ</sub>常住ノ衣裳ニ<sub>一</sub>。天下旱時為<sub>レ</sub>祈<sub>レ</sub>雨著<sub>レ</sub>此服<sub>一</sub>。〔絹布門 1147 ⑦・⑧〕

<sup>ザル</sup>不トキハ<sup>ハウ</sup>法トセ<sup>ハフ</sup>レ<sup>スイカンハツ</sup>一則水旱發<sup>ハツ</sup>ス<sup>トキ</sup>々々發ス<sup>ハツ</sup>ル<sup>パンミンヤマイ</sup>則ハ万民病ス六韜。〔態藝門 65 ①〕

とあって、標記語「水干」の語を収載し、その読みを「スイカン」とし、その語注記は、「上衣なり。常住の衣裳にあらず。天下旱時に雨の祈りをなすに此の服を着す」と記載する。この語注記は、下記に記す真字本の注記に等しい。ここに広本『節用集』と真字本註の連関性が認められるのである。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>カン</sup>水干 舞衣。〔弘・衣服 270 ②〕

<sup>スイカン</sup>水干。〔永・財宝 231 ⑤〕〔堯・財宝 217 ③〕

とあって、標記語「水干」の語を収載し、語注記は、弘治二年本に「舞衣」と記載する。また、易林本『節用集』には、標記語「水干」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「スイカン」として、「水干」の語が収載され、なかでも広本『節用集』の語注記は下記真字本に最も近い内容であることからして、その連関性をここに認めておきたい。ただし、標記語を「水旱」から「水干」と「日」を省画して改めていることは広本『節用集』編者の高い見識に基づくものと考えている。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 400 に標記語を「水旱」とし、その語注記は、「常住の衣裳にあらず、天下旱るの時祈りを為す、此の服を着なり」と記載する。また古写本書込みとしては、

※水旱一東坡句云遠人ヲ罹<sub>レ</sub>水旱王命解浮囚。〔国会図書館蔵左貫注書込み〕

とある。ここで、元来「スイカン」が旱りの祈祷の際に着用される特殊な衣類であることからと云ったその由来が記載されていることに留意しておきたい。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>スイカン</sup>水干 <sup>ウチカケ</sup>ハ <sup>キ</sup>打懸テ著ル衣也。〔下十四オ⑧〕

とあって、この標記語「水干」とし、語注記は「打懸けて著る衣なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>スイカン</sup>水旱 / <sup>ウチカケ</sup>水旱 <sup>ウチカケ</sup>うちかけて上<sup>ころも</sup>に着る衣なり。〔53 ウ③〕

とあって、標記語を「水干」とし、語注記は「うちかけて上に着る衣なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲水干ハ紗平絹等にて制す。絹直垂の如くにして胸紐露紐あり。〔40オ③・④〕

▲水干ハ紗平絹等にて制す。絹直垂の如くにして胸紐露紐あり。〔71オ⑥～ウ①〕

とあって、標記語「水干」の語注記は、「水干は、紗平絹等にて制す。絹直垂の如くにして胸紐・露紐あり」と記載することから、室町時代と江戸時代とでは同じ衣類でも別用となつて着用されてきたことを知る。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Suican.** スイカン（水干） 演劇〔能〕で用いる或る薄い着物。→次条。〔邦訳 585〕

†**Suican.\*** スイカン（水干） §また、公家（Cungues）の着用するある種の服。〔邦訳 585〕

**Suican.** スイカン（水旱） 洪水による損失と、旱魃によって起こる損失と。〔邦訳 585〕とあって、標記語「水干」の語を収載し、意味を「また、公家（Cungues）の着用するある種の服」とするに留める。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すい - かん〔名〕【水干】〔かがふりの音便〕（一）頭に被るものの總稱。かうぶり。かうむり。かむり。水干帽革制考、「上古の水干は、いかにとも考ふべき據なし、推古の御宇より、如囊水干を用ひたまひしを、天武天皇の十一年より、改めて漆紗水干を用ひ給ふ、是即、令にいふ頭巾にて、幘頭といふも、同物なり」（二）古へ、衣水干束帯の時に用ゐし、かぶりもの。其の形状、種類、多し、各條を見よ。（三）漢字の頭につく、種類の字の稱。（ウ水干、艸水干、竹水干の類）〔0432-1〕

とあって、標記語を「水干」を収載し、特質すべき専門書を引用していることに注目しておきたい。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すいかん - 【水干】〔名〕①水張りにして干した布。②①で作った狩衣の一種。盤領の懸け合わせを結紐と呼んで紐で結び合わせるのを特色とし、縫い合わせたところがほころびないように組紐で結んで菊綴とし、裾を袴に着こめるのを例とした。地質は布製を本来のものとするが、風流として登や鱗袖に絹の織物を裁ち入れたり、全体に絹を用いたりした。③水のほとり。水涯」とし、標記語「すいかん - 【水旱】〔名〕洪水と日照り。洪水と旱魃。また、洪水や旱魃による被害」と表記漢字による意味区分が見られるのであるが、古写本『庭訓往来』や真字注にあってはその区分がなかったものとみたい。そして、『大言海』及び『日本国語大辞典』にも『庭訓往来』の語用例は意味内容を知る上で好例であるが未記載にする。

〔ことばの実際〕

武衛装水干、先奉遥拜男山方、謹令披閱之給《訓み下し》武衛水干ヲ\*装ヒ（\*装束）、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

先ヅ遙カニ男山ノ方ヲ拝ミ奉リ\* (\*ノ後)、謹ンデ之ヲ披閱セシメ給フ。《『吾妻鏡』治承四年四月二十七日の条》

爲祈風雨水旱災難、於諸國々分寺、可轉讀最勝王經之旨、宣旨状、去夜到著《訓み下し》風雨水旱ノ災難ヲ祈ランガ爲ニ、諸國ノ国分寺ニ於テ、最勝王經ヲ転読スベキノ旨、宣旨ノ状、去ヌル夜到著ス。《『吾妻鏡』寛喜三年四月十九日の条》※『吾妻鏡』は日国のように表記による使分けがなされている。

スイカン シヤヘイケン モチユ ナイ キル  
水干 紗平絹ヲ用。大納言マテ内々ニテ着し之也。《『堂上伊呂波寄』服器》

**0700-51 「狩衣 (かりぎぬ)」 (401:2000.09.06)** →今後の八月十三日状に示す。ことばの溜池「狩衣 (かりぎぬ)」(2000.09.06) ▲狩衣ハ紋有<sup>さだめ</sup>定<sup>かたち</sup>なし。形<sup>ほい</sup>布衣<sup>に</sup>に似たり。  
くきやうたかがり ちやくよう  
公卿鷹狩などに必着用す〔<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』40才四・五〕

**0700-52 「烏帽子 (えぼし)」 (401:2001.08.27)** →ことばの溜池「烏帽子 (えぼし)」(2001.08.27)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』の「衛」部に、

エボシ  
烏帽子。〔元龜本 337 ④〕

エボシ  
烏帽子。〔静嘉堂本 403 ⑥〕

とあって、標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。『庭訓往來』（至徳三年本・文明本・天文本＝山田俊雄家蔵本など）には、卯月五日の状に「烏帽子」と見え、基は「織」の字を欠く（経覚筆本は「烏帽子折」とある）。『下學集』には、

エボシ  
烏帽子。〔器財門 110 ⑤〕

とあって、標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。次に広本『節用集』では、

エボシ  
烏帽子 ウカウー、クロシ・カラス、ヲ、ウ、コ。〔器財門 701 ⑧〕

とあって、『庭訓往來』⇒『下學集』と同じく標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。そして、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』は、

エボウシ  
烏帽子 日本ノ惣冠。〔弘・財宝 194 ⑤〕

エボシ  
烏帽子。〔永・財宝 160 ⑥〕

エホシ  
烏帽子。〔堯・財宝 149 ⑧〕

とあって、訓み方を含め語注記でも、弘治二年本だけが「日本の惣冠」としている。さら

に易林本『節用集』や増刊『節用集』においても、

<sup>エ</sup> <sup>ボシ</sup>  
鳥帽子。〔易・食服 162 ⑤〕

<sup>エ</sup> <sup>ボシ</sup>  
鳥帽子。〔増・器財上 68 オ⑥〕

とあって、標記語を「鳥帽子」として、語注記は未記載にする。

また、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』、十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「鳥帽子」の語は、未収載にする。

これを『庭訓往来註』卯月五日の状に、

200 櫛引・鳥帽子織 公家ニハ不<sub>レ</sub>用也。摩利支。又ハ基イヲ爲<sub>レ</sub>ルルカ<sub>レ</sub>見也。  
〔謙堂文庫藏二一左②〕

<sup>クシ</sup> <sup>キ</sup> <sup>エ</sup> <sup>ボシ</sup> <sup>ヲ</sup> <sup>リ</sup>  
櫛引・鳥帽子織 公家ニハ不<sub>レ</sub>用也。摩利支天。又ハ基イヲ爲<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>見也。

〔静嘉堂本『庭訓往来抄』古寫〕

とあって、標記語を初めて「鳥帽子織」として「織」の字を付加していることに気づく。語注記は「公家には用いざるなり。摩利支天。又は基いをみるべからざるためなり」という。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>クシ</sup> <sup>ヒ</sup> <sup>キ</sup> <sup>エ</sup> <sup>ボシ</sup> <sup>ヲ</sup> <sup>リ</sup> <sup>ア</sup> <sup>キ</sup> <sup>ント</sup> <sup>カ</sup> <sup>ラ</sup> <sup>ス</sup> <sup>マ</sup> <sup>ル</sup> <sup>ハ</sup> <sup>ナ</sup> <sup>シ</sup> <sup>ム</sup> <sup>カ</sup>  
櫛引鳥帽子織商人 モ京都鳥丸ヨリヲコレリ。惣シテ人。モト<sup>ニ</sup>ヲ放<sup>テ</sup>。天<sup>ニ</sup>向  
フ事ヲソレアリ。大<sup>タイ</sup>唐<sup>ウ</sup>ヨリ。鳥瑟<sup>ウ</sup>ト云人來テ作始<sup>ユク</sup>テ。自カカフリ行<sup>フ</sup>人見<sup>テ</sup>作也。久  
ク京<sup>ワ</sup>ニ居<sup>タ</sup>リ。童<sup>ワ</sup>ヘ丸<sup>ヲ</sup>ツ名<sup>ヲ</sup>付<sup>フ</sup>呼<sup>ビ</sup>シ故<sup>ヨ</sup>鳥丸<sup>ニ</sup>云也。其ガ去<sup>テ</sup>後<sup>モ</sup>住<sup>シ</sup>在所<sup>ヲ</sup>  
鳥丸<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>習<sup>ハ</sup>ス也。今<sup>ノ</sup>世<sup>ニ</sup>ハ。何<sup>ク</sup>ニテモ折<sup>ル</sup>也。〔廿四ウ②～④〕

とあって、「鳥帽子織」の語注記にはその名の由来を説明する。この内容は、天理図書館蔵『庭訓私記』には、

鳥帽子商人<sup>ウ</sup>ハ鳥瑟<sup>ウ</sup>ト云人<sup>ト</sup>大唐<sup>ヨ</sup>リ來<sup>テ</sup>カフリ行<sup>ク</sup>見<sup>テ</sup>人<sup>ヲ</sup>作り始<sup>リ</sup>。此者<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>鳥丸<sup>ト</sup>云<sup>ハ</sup>。夫<sup>カ</sup>居<sup>ル</sup>処<sup>ヲ</sup>今<sup>ニ</sup>鳥丸<sup>ト</sup>云也。〔21ウ④〕

とあって、この由来説明が共通内容であることが知られる。また、『庭訓往来』の後半卯月十一日の状に見えている。「鳥丸の鳥帽子」は、上記事柄と共通する内容となっている。ここでの古版『庭訓往来註』の注記は「前二注ス」という。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>え</sup> <sup>ぼ</sup> <sup>う</sup> <sup>し</sup> <sup>お</sup> <sup>り</sup>  
鳥帽子織▲鳥帽子織。〔廿四オ①〕

とし、これを<sup>順</sup>書<sup>訓</sup>読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』に、あつては注記を未記載にする。

<sup>え</sup> <sup>ぼ</sup> <sup>し</sup> <sup>を</sup> <sup>り</sup>  
鳥帽子折〔十九ウ①〕〔三四オ④〕



とあって、読みは「えぼしをり」とし、標記語の「をり」の字は「折」とし、語注記は未記載にしている。

当代の『日葡辞書』には、

**Yeboxi.** エボシ（烏帽子）昔の人がかぶったもので、今は演劇〔能〕の際に用いられる、ある種のつばなしの帽子。※原文は *barretinho*。これは *barrete* に指小辞のついた形。*barrete* は、つばのない帽子、頭巾の類で、烏帽子や頭巾にあてて用いている。〔邦訳 815 1〕

† **Yeboxivori.** エボシヨリ（烏帽子折）演劇〔能〕で使う烏帽子を作る職人。※原文は *barrete*。〔**Yeboxi** の注〕〔邦訳 176 1〕

とあって、室町時代の後期には「烏帽子」そのものが実際の用途として武家・庶民を含め被らなくなり、もっぱら能役者が用いるものとなっていたことが分かり服装の変遷を教えてくれているのである。また、『庭訓往來』をはじめとする室町時代の古辞書群は、専ら被り物として収載をしているのだが、これを『庭訓往來註』は、その「烏帽子」を作る職人である「えぼしをり【烏帽子織】」として初めて改めたものと言える。経覚筆本『庭訓往來』も「烏帽子折」と改めた点では共通する意識が見え隠れしているのではなからうか。また、この両語を『日葡辞書』が、採録していることは注目に値するものである。

### [ことばの実際]

平家<sup>へい</sup>ニ春日ノ明神ヤラノ。市<sup>ヨ</sup>カ<sup>シ</sup>箭<sup>ウ</sup>ナタレテ。物ヲキカシマシタ。云コトアリ。巾<sup>コ</sup>箭<sup>ト</sup>云ハ。エホシノコト。エホシハ。ヨホウナヤウナツ。エホシモ。家ノ様々ガカワルソ。土岐様。京極折<sup>エホシ</sup>リ。御所様ナド、云ソ。烏帽子ヨリノ。マイニモマウソ。

《叡山文庫藏『玉塵抄』卷第一・12左③～⑤》

藤六「物と言ふてはや囉あそどのそう、信濃の国の住人、麻生殿の御内に 藤六と下六と 烏帽子折えぼしおりに参りて 主しうの宿やどを忘れて 囉はやし子わす事いをして行く」《狂言記『烏帽子折』卷一・新大系 8 六》

▲烏帽子ハ人皇四十代天武天皇の御宇に始るとかや。其制数品あり。皆紙にて張る。くろうるし黒漆を以て塗る〔頭書訓読『庭訓往來精注鈔』40才五〕。を参照。

## 0700-53「直垂（ひたたれ）」（401：2003.03.22）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「飛」部に、標記語「直垂」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、

蒔畫手箱硯篋冠表衣水旱狩衣烏帽子直垂大口帷大刀長刀箆胡籙大星  
行騰房鞞牛胸懸等雖非上品任注文無相違之様可申入候也恐々謹言

〔至徳三年本〕

蒔畫手箱硯篋冠表衣水干狩衣烏帽子直垂大口大帷○〔子〕太刀腰刀箆  
胡籙大星行騰○〔小〕房鞞牛胸懸等雖非上品任注文無相違之様可被申  
下也恐々謹言〔宝徳三年本〕

蒔繪手箱硯函冠表衣水干狩衣烏帽子直垂大口大帷太刀長刀腰刀箆  
胡籙大星行騰房鞞牛胸懸等雖非上品任注文無相違之様可被申下也  
恐々謹言〔建部傳内本〕

マキ 繪ノ手箱。硯<sup>ハコ</sup>。篋<sup>カンムリ</sup>。冠<sup>ウヘ</sup>。表ノ衣直<sup>ナヲシ</sup>。衣水<sup>カリ</sup>。旱<sup>ヒタレ</sup>。狩<sup>エヒラ</sup>。衣<sup>ヤナグイ</sup>。烏<sup>ムカバキ</sup>。帽<sup>フサシリガイ</sup>。子<sup>ムナカケ</sup>。直<sup>ムカバキ</sup>。垂<sup>フサ</sup>。大<sup>シリカヒ</sup>。口<sup>ムナカイ</sup>。大<sup>ムナカイ</sup>。帷<sup>ムナカイ</sup>。太<sup>ムナカイ</sup>。刀<sup>ムナカイ</sup>。長<sup>ムナカイ</sup>。刀<sup>ムナカイ</sup>。腰<sup>ムナカイ</sup>。刀<sup>ムナカイ</sup>。箆<sup>ムナカイ</sup>。胡<sup>ムナカイ</sup>。籙<sup>ムナカイ</sup>。大<sup>ムナカイ</sup>。星<sup>ムナカイ</sup>。行<sup>ムナカイ</sup>。騰<sup>ムナカイ</sup>。房<sup>ムナカイ</sup>。鞞<sup>ムナカイ</sup>。牛<sup>ムナカイ</sup>。胸<sup>ムナカイ</sup>。懸<sup>ムナカイ</sup>。等<sup>ムナカイ</sup>。雖<sup>ムナカイ</sup>。非<sup>ムナカイ</sup>。上<sup>ムナカイ</sup>。品<sup>ムナカイ</sup>。任<sup>ムナカイ</sup>。注<sup>ムナカイ</sup>。文<sup>ムナカイ</sup>。無<sup>ムナカイ</sup>。相<sup>ムナカイ</sup>。違<sup>ムナカイ</sup>。之<sup>ムナカイ</sup>。様<sup>ムナカイ</sup>。可<sup>ムナカイ</sup>。被<sup>ムナカイ</sup>。申<sup>ムナカイ</sup>。下<sup>ムナカイ</sup>。也<sup>ムナカイ</sup>。恐<sup>ムナカイ</sup>。々<sup>ムナカイ</sup>。謹<sup>ムナカイ</sup>。言<sup>ムナカイ</sup>。〔山田俊雄藏本〕

マキ 繪ノ手箱。硯函。冠。表ノ衣水旱。直衣狩衣。烏帽子。直垂。大口。  
大帷。大刀。長刀。腰刀。箆。胡籙。大星。行騰。房鞞牛胸懸。  
等雖非上品。任注文無相違之様可被申下也。恐々謹言。

〔経覺筆本〕

マキエ 繪ノ手箱。硯<sup>ス、リハコ</sup>。篋<sup>カフリ</sup>。冠<sup>ウエ</sup>。表ノ衣水<sup>キヌスイカン</sup>。旱<sup>カリキヌ</sup>。狩<sup>エ</sup>。衣<sup>ホ</sup>。烏<sup>シ</sup>。帽<sup>シ</sup>。子<sup>シ</sup>。直<sup>ヒタタレ</sup>。垂<sup>ヒタタレ</sup>。大<sup>カタヒラ</sup>。口<sup>カタヒラ</sup>。大<sup>カタヒラ</sup>。帷<sup>カタヒラ</sup>。太<sup>カタヒラ</sup>。刀<sup>カタヒラ</sup>。長<sup>カタヒラ</sup>。刀<sup>カタヒラ</sup>。腰<sup>カタヒラ</sup>。刀<sup>カタヒラ</sup>。箆<sup>カタヒラ</sup>。胡<sup>カタヒラ</sup>。籙<sup>カタヒラ</sup>。大<sup>ムカハキ</sup>。星<sup>フサ</sup>。行<sup>シリカヒ</sup>。騰<sup>シリカヒ</sup>。房<sup>フサ</sup>。鞞<sup>フサ</sup>。牛<sup>シリカヒ</sup>。胸<sup>ムナカイ</sup>。懸<sup>ムナカイ</sup>。等<sup>ムナカイ</sup>。雖<sup>ムナカイ</sup>。非<sup>ムナカイ</sup>。上<sup>ムナカイ</sup>。品<sup>ムナカイ</sup>。任<sup>ムナカイ</sup>。注<sup>ムナカイ</sup>。文<sup>ムナカイ</sup>。無<sup>ムナカイ</sup>。相<sup>ムナカイ</sup>。違<sup>ムナカイ</sup>。之<sup>ムナカイ</sup>。様<sup>ムナカイ</sup>。可<sup>ムナカイ</sup>。被<sup>ムナカイ</sup>。申<sup>ムナカイ</sup>。下<sup>ムナカイ</sup>。也<sup>ムナカイ</sup>。恐<sup>ムナカイ</sup>。々<sup>ムナカイ</sup>。謹<sup>ムナカイ</sup>。言<sup>ムナカイ</sup>。〔文明本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・経覺筆本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本・山田俊雄藏本に「ヒタタレ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

直垂ヒタレ。〔前田家本・雑物下95オ① 黒川本・雑物下90ウ⑦〕

直垂ヒタレ。〔卷第十・雑物345②〕

とあって、標記語「直垂」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、  
<sup>ヒタハレ</sup>直垂。〔絹布 97 ②〕

とあって、標記語「直垂」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

<sup>ヒタハレ</sup>直垂 チヨクスイ、ナヲシ〔入・〇〕或作單垂。<sup>ヒタハレ</sup>〔絹布門 1034 ⑦〕

とあって、標記語「直垂」の語を収載し、その読みを「ヒタハレ」とし、その語注記は、「或作〇〇」形式で「單垂」といった別表記字を記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ヒタハレ</sup>直垂。<sup>同</sup>單垂。〔弘・衣服 254 ③〕

<sup>ヒタハレ</sup>直垂 <sup>ヒタハレ</sup>單垂。〔永・財宝 217 ⑥〕

<sup>ヒタハレ</sup>直垂 又單垂。〔堯・財宝 203 ②〕

とあって、標記語「直垂」と「單垂」の二語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

<sup>ヒタハレ</sup>直垂。〔食服 224 ⑥〕

とあって、標記語「直垂」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「ひたたれ」として、「直垂」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語である。また、下記に記載する真字注の語注記の引用はどの古辞書にも未記載にある。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、

401 狩衣烏帽子直垂 <sup>ウカヤ</sup> 鵲草不葺合尊ノ尾箆之義ヲ爲レ本也。

〔謙堂文庫藏三九左⑨〕

※直垂一王ノ常住ノメシモノナリ。〔天理図書館藏『庭訓往来註』書込み〕、※<sup>ウカヤ</sup>鵲草不葺合尊。〔国会図書館藏左貫注の注記〕

☆この訓みは、『塵添壘囊鈔』に依れば、「ウカヤフキアハセスノミコト」という。『壘囊鈔』第四の六十一・尾籠事に、「是ハ本朝ニ云始ル詞ト申セリ。槌ナル記録ヲ見侍ネ共或説ニ應神天皇海神ノ御末ナル故ニ龍尾御座シテ是ヲ隱サン為装束<sup>キヨ</sup>裾ト云者ヲ作り始テ是ヲ引彼ノ尾ヲ令レ隱給ケル也。然ヲ出御時内侍未タ裾ノ内ニ有ヲ不レ知障子ニ立テ籠奉テケリ。其時尾籠也ト仰セナルヨリ始レル詞也トナン予是ヲ思ヒニ其義ハ然共装束ノ裾是ヨリ始マリ龍尾此君ノミマシマス事難信用侍ヘリ。其故ハ此御世ニ唐通<sup>シトウ</sup>シテ經書ヲ渡シ装束ノ裾モ唐朝ヨリ侍リ」を参照。

とあって、標記語を「直垂」とし、その語注記は、「鵲草不葺合尊の尾箆の義を本とすなり」

と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

エ ホ シ ヒ タ タ レ カ タ ヒ ラ タ チ ナ キ ナ タ コ シ ガ タ ナ エ ビ ラ ヤ ナ グ イ イ シ ヤ ウ  
 烏帽子直垂大口大帷子太刀長刀腰刀 箆胡籙 皆公家ノ衣裳ナリ。

[下十四ウ⑤・⑥]

とあって、この標記語「直垂」とし、語注記は「皆公家の衣裳なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ゑ ぼ し ひ た た れ お ほ く ち  
 烏帽子直垂大口／烏帽子直垂大口 はかまに似たる物なり。[53ウ④・⑤]

とあって、標記語を「直垂」とし、語注記は「はかまに似たる物なり」と記載する。これを

頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲直垂ハ形長絹に似て菊綴なし。練絹を以て作る。胸緒ハ打紐也。又布直垂  
 は大なる紋を付る。依て俗に大紋といふ。諸大夫これを着す。[40オ⑥]

▲直垂ハ形長絹に似て菊綴なし。練絹を以て作る。胸緒ハ打紐也。又布直垂  
 は大なる紋を付る。依て俗に大紋といふ。諸大夫これを着す。[70ウ⑤]

とあって、標記語「直垂」の語注記は、「直垂は、其形長絹に似て菊綴なし。練絹を以て作る。胸緒は、打紐なり。また、布直垂は、大なる紋を付る。依って俗に大紋といふ。諸大夫これを着す」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Fitatare.** ヒタハレ（直垂） 公家（Cugues）が着用したり、武士が鎧の上に着たりする或る着物。※原文には por cima das armas とあるが、“鎧の下に”の誤りであろう。  
 → Nauoxi. [邦訳 245]

とあって、標記語「直垂」の語を収載し、意味を「公家（Cugues）が着用したり、武士が鎧の上に着たりする或る着物」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひた - たれ [名] 【直垂】 [もと、宿直の時、直衣とのみぎぬの上に着たるものと云ふ。上に  
 ひた  
 直と垂るる意の名なるべし。身の前後共に短く、帯なく、袴に着込み、武士の専用  
 となれるも、宿衛に必ず着たるに起これるなるべし] (一) 古へ、庶人の服。後に  
 禮服となる。紗、生絹、精好、等にて作り、方領にて、紋無し。袖括りあり、胸紐、  
 菊綴、皆、組緒なり。裾は袴の内に入り、袴はくるぶし 踝くるぶしに至る。後世は、長袴をも用ゐる。  
 地、色、文は、衣、袴、共に同じ。又、鎧直垂、布直垂あり。各條に註す。四  
 上ろひひたたれ ぬの

## 『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

季草、秋草（伊勢貞丈）「古は官位なき侍も、式正の時は、素襖を脱ぎて直垂を着しけるなり、云云、御當家（徳川氏）に至りて、武家の禮服の階級を改めたまひて、四位の侍従已上は、精好の直垂、四品は狩衣、諸大夫は布直垂（大紋）、重き役人は布衣、其外は素襖と、御制法を立てられ、云云」和泉式部集「紫のおりものの直垂をきたりける」忠見集「ある人の直垂えさせんとあるが、うらをなん失ひたると申す」古今著聞集、五、和歌「おとど感じ給ひて、萩織りたる御ひたたれ、押し出して給はせけり」平治物語、二、信賴降參事「齡七十計なる入道の、柿の直垂に、文書袋くびに掛けたるが」源平盛衰記、三十四、知康藝能事「先づ鼓を取て、始には居ながら打けるが、後には跪き、直垂を肩脱ぎて、云云」太平記、四十、中殿御會事「佐佐木佐渡郎左衛門尉時秀、地白の直垂、云云、小串次郎左衛門尉詮行、地黒の直垂に銀箔にて二雁を押し、云云、大内修理亮、地香の直垂、云云、本間左衛門太郎義景、地白紫の片身がはりの直垂、云云、征夷大將軍正二位大納言源朝臣義詮卿、薄色の立紋の織物の指貫に、紅の打衣を出し、常の直垂也」（二）次條の語の略。台記、別記「賜比多禮、仰云、路頭定有寒氣、以之禦寒」兵範記、保元三年二月五日「男女相伴被入帳中、下官覆衾、（原注、直垂也）」今昔物語集、廿六、第十七語「入て寝んとするに、そこに綿四五寸ばかりあるひたたれあり、云云、練色の衣三が上に、此ひたたれ引着て臥したりける」玉海、文治六年正月十一日「御入内、北方臥御、其上先着紅御直垂、其上奉御衾」〔1668-5～1669-1〕

とあって、標記語を「直垂」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ひた-たれ【直垂】〔名〕①方領・闕腋の肩衣に袖をつけた衣服。袴と合わせて着用する。元来は庶民の労働着であったものが、平安末期から武士の日常着となり、水干にならって鱈袖。袖括・菊綴が加えられ、鎌倉時代には幕府出仕の公服となり、室町時代には公家も私服とした。また、江戸時代には風折烏帽子をかぶり、袴を長袴として礼服となり、式日の所用とされた。②「ひたたれぶすま（直垂衾）」の略。③鎧直垂のこと」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### 【ことばの実際】

爰只今夢想、著梶葉文直垂、駕茸毛馬之勇士、一騎、西揚鞭畢《訓み下し》爰ニ只今夢想ニ、梶ノ葉ノ文ノ直垂ヲ著シ、茸毛ノ馬ニ駕シタル勇士、一騎、\*西ノカタニ鞭ヲ揚ゲ畢ンヌ（\*源氏ノ方人ヲ称シ西ヲ指シ鞭ヲ揚ゲ畢ンヌ）。《『吾妻鏡』治承四年九月十日の条》

## 0700-54「大口・大帷（おほくち・おほかたびら）」（402：2003.03.23）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遠」部と「賀」部に、

大口。<sup>クチ</sup>〔元龜本 78②〕帷子<sup>カタヒラ</sup> 左傳九 — 堂 而哭／同十七以<sup>カタヒラハツテ</sup>レ一傳フ<sup>ミ</sup>其ノ妻ニ<sup>ミ</sup>。

〔元龜本 349⑥〕

大口。<sup>ヲウクチ</sup>〔静嘉堂本 95⑤〕帷子<sup>カタヒラ</sup> 左傳九 — 堂 而哭同十七以<sup>カタヒラハウテ</sup>レ一／傳其書。

〔静嘉堂本 420⑦〕

大口。<sup>ヲウクチ</sup>〔天正十七年本上 47ウ②〕〔西來寺本〕

とあって、標記語「大口」と「帷子」の二語に分けて収載し、その読みを「（オホ）クチ {オウクチ}」と「カタヒラ」とし、語注記は「帷子」の語に「『春秋左傳』九、帷子<sup>カタヒラハウ</sup>堂て哭し、同じく十七帷子以って其の妻 {書} を傳ふ」と記載する。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、訓みを加えていないのに対し、山田俊雄藏本に「（オホクチオホ）カタ（ヒラ）」、経覺筆本・文明四年本に「（オホクチオホ）カタヒラ」と訓みを施し記載している。また、至徳三年本には、「大口帷」として一語扱いにしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

大口袴<sup>ヲホクチノハカマ</sup>。表袴 同。裾 同。〔黒川本・雑物中 66ウ①〕

大口袴<sup>ヲホクチノハカマ</sup>。表裾 已上同。裾<sup>ヲホクチ</sup>／衣前襟也。結 同。

〔卷第六・雑物 316⑤・⑥〕

帷<sup>キ</sup> カタヒラ。幃 同。明衣 同。

〔前田家本・雑物上 98ウ⑤⑥ 黒川本・雑物上 80オ④〕

帷 カタヒラ。幃。襦 見由部／殿上侍臣不着——。吧 已上同。

〔卷第三・雑物 209⑥～210①〕

とあって、標記語「大口袴」「帷」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

帷<sup>カタヒラ</sup>。〔絹布門 98⑤〕

とあって、標記語を「帷」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

大口<sup>ヲホクチ</sup>タイコウ〔去・上〕袴類。大帷<sup>ヲホカタヒラ</sup>タイイ〔去・平〕。〔絹布門 214②〕

帷子<sup>カタヒラ</sup>イシ・タレヌノ、コ〔平・上〕。〔絹布門 267⑤〕

とあって、標記語「大口」と「大帷」の二語を併記収載し、その読みを「をほくち」「をほかたひら」とし、その語注記は、「大口」の語に「袴類」と記載する。また、「帷子」の語も収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

フウクチ  
大口 袴ノ類。〔弘・財宝 64 ⑥〕  
フウクチ  
大口。〔永・財宝 65 ⑦〕〔堯・財宝 60 ②〕〔両・財寶 70 ⑤〕  
カタヒラ  
帷子。〔弘・衣服 83 ⑦〕  
カタヒラ  
帷子 タレヌノ。〔永・財宝 80 ⑦〕  
カタヒラ  
帷 ヌレヌノ。〔堯・財宝 73 ④〕  
カタヒラ  
帷子。〔両・財宝 87 ⑦〕

とあって、標記語「大口」「帷子」の語を収載し、その語注記は、弘治二年本の「大口」語に「袴の類」と記載する。また、易林本『節用集』には、

カタヒラ 同  
締。給。〔食服 75 ④〕

とあって、標記語「締」「給」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「おおくち」と「かたひら」として収載する傾向が見られるなか、広本『節用集』には「大口」「大帷」の語が収載され、それは古写本『庭訓往来』及び下記真字本にも見えている語の表記形態であることに注目したい。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、識番 402 に標記語を「大口」「大帷」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

エ ホ シ ヒタタレ カタヒラ タ チ ナキナタロシガタナエビラヤナグイ イシヤウ  
烏帽子直垂大口大帷子太刀長刀腰刀 箆胡籙 皆公家ノ衣裳ナリ。

[下十四ウ⑤・⑥]

とあって、この標記語「大口」「大帷子」とし、語注記は「皆公家の衣裳なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

おほくち  
大口／大口 はかまに似たる物なり。〔53ウ⑤〕

おほかたひら  
大帷子／大帷子 大口の上に着る物也。〔53ウ⑤〕

とあって、標記語を「大口」と「大帷子」とにし、語注記は「はかまに似たる物なり」と「大口の上に着る物なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

▲大口ハ唐土魏の文帝より始るとぞ。白張にて作る。今能の袴に用るもの是也。

▲大帷子くわんげハ官家したきいはゆるあせの下着所謂汗あせとり也。〔40 オ⑥・⑦〕

▲大口もろこしぎハ唐土魏ぶんていの文帝しらはりより始るとぞ。白張うのにて作る。今能の袴はかまに用るもの是也。

▲大帷子くわんげハ官家したきいはゆるあせの下着所謂汗あせとり也。〔71 ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「大口」と「大帷子」の二語にし、語注記は、「大口は、唐土魏の文帝より始るとぞ。白張にて作る。今能の袴に用るもの是なり」と「大帷子は、官家の下着、所謂汗とりなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Vôcuchi.** ヲクチ（大口） 演劇〔能〕に用いる袴で、口が広くて引きずるように長いもの。※原文は Calcoes. [Facama の注] → Saxifasami,u. [邦訳 701 1]

**Catabira.** カタピラ（帷子） 夏着るひとえの着物で、中央部が開いているもの。→ Catamayedare; Couari ~ Fada ~ ; Minogoi; Tacamiya; Yu ~ . [邦訳 105 r]

とあって、標記語「大口」「帷子」の二語を収載し、意味を「演劇〔能〕に用いる袴で、口が広くて引きずるように長いもの」と「夏着るひとえの着物で、中央部が開いているもの」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

おほ - くち〔名〕【大口】（一）大いに口を開くこと。宇治拾遺物語、二、第三條「此いは磐を見るに、まことに、龍の大口をあきたるに似たり」（二）{ 次次條の語の略。〔0312-4〕

おほ - かたびら〔名〕【大帷子】布にて製し、装束の下に着る、短き服。古へは汗取りとして、夏のみ用ゐしが、後世は夏冬とも用ゐる。色は夏秋は紅、冬春は白、老人は香染を用ゐたり。〔0311-5〕

とあって、標記語を「大口」と「大帷子」との二語にして収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おおくち - 【大口帷】〔名〕〔二〕（「おおくちばかま（大口袴）」の略）裾の口が広い袴を云。大口の袴。①下袴の一種。束帯の時に表袴の下のはきものとして用いる。平絹・精好へいけん せいこうの類で仕立てて、赤染めを普通とするが、老人は白のままとした。赤大口。赤袴。②下袴の一種。指貫さしぬきや直垂ひたたれの袴の下にはく。前面を精好、後面を大精好おおせいこうで仕立てて、後腰うしろごしを張らせて着用する。込大口こみおおくち。後張うしろはりの大口。風流ふりゅうの時は上の袴を省略して用い、能装束の着用はんじりにその様式を伝えている。③童形装束はんじりで半尻用の時にはく袴。前面を大精好、後面を精好で仕立てる。前張さいばりの大口。前張。④能装束の一つ。後部を左右に強く張った袴。生絹でつくる。生地の色で、白大口、緋大口、緋以外の色を地とする色大口、模様大口などに分けられ、大臣・僧・武将・女など、それ



『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ぞれの役柄によって使い分けをする。⑤歌舞伎の衣裳の一つ。能装束からとった袴。能の形式を模した松羽目物まつばめものに多く用いられる」と標記語「おお-かたびら【大帷子】〔名〕①装束の下に着る布製の衣。単衣ひとえより小さく短い。もと汗取りとして夏だけ用いたが、後世は春冬は白、夏秋は紅、老人は香染を用いた。また、単衣・下襲ねりの襟をつけ、袖に単衣の袖だけつけて用いることがある。②武家で糊をこわくつけた白布で仕立て、単衣ひとたれの直垂の下に重ねて着たもの」とあって、いずれも『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

御衣白御單二重、織物御奴袴、濃下袴、御直垂十具、〈織物村濃布五具〉御小袖十具、御大口一、唐織物御衣一領、御明衣一、今木一《訓み下し》御衣白キ御單二重、織物ノ御奴袴、濃ノ下袴、御直垂十具、〈織物ノ村濃ノ布五具〉御小袖十具、御大口一ツ、唐織物ノ御衣一領、御明衣一ツ、今木一ツ。《『吾妻鏡』建長四年四月一日の条》

其所、立衣枷被懸御服半尻狩御衣浮泉綾御水干袴、〈地白青格子、〉色々御小袖十具、御帷子等也《訓み下し》其ノ所二、\*衣枷ヲ立テ、御服半（\*衣架）尻狩ノ御衣〈浮泉綾、〉御水干袴、〈地白ノ青格子、〉色々ノ御小袖十具、御帷子カタヒラ等ヲ懸ケラルルナリ。《『吾妻鏡』建長八年八月二十三日の条》

**0700-55 「太刀（たち）」（402-2002.11.17）**は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その七 六月十一日状、語注解—（駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊Ⅰ、2007年3月発行）の**0611-92 「太刀（たち）」（372：2002.11.17）** 237頁～240頁を参照。

**0700-55 「長刀（なぎなた）」（402：2002.11.26）**は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その七 六月十一日状、語注解—（駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊Ⅰ、2007年3月発行）の**0611-101 「長刀（なぎなた）」（372：2002.11.26）** 255頁～257頁を参照。

**0700-57 「腰刀（こしかたな）」（402：2003.03.24）**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「古」部に、

腰刀ガタナ。〔元龜本 232 ⑩〕

コシカタナ  
腰刀。〔静嘉堂本 267 ⑦〕

カタナ  
腰刀。〔天正十七年本中 62 ウ⑥〕

とあって、標記語「腰刀」の語を収載し、その読みを「こしかたな」と「(こし)がたな」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月五日の状に、宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「コシカタナ」と訓みを施し記載している。ここで、至徳三年本はこの語を欠いている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「腰刀」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「腰刀」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

コシガタナ  
腰刀 ヨフタウ [平・平]。〔態藝門 663 ⑥〕

とあって、標記語「腰刀」の語を収載し、その読みを「こしがたな」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「腰刀」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

コシアテ モノ カタナ バサミ ツバミ  
腰當 一物。一刀。一挟。一鼓。〔器財 157 ⑥〕

とあって、標記語「腰當」の語の冠頭字「腰」の熟語群に「腰刀」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書中、『運歩色葉集』広本『節用集』易林本『節用集』に「腰刀」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、402に標記語を「腰刀」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

エ ホ シ ヒタタレ カタヒラ タ チ ナキナタコシガタナエヒヤナグイ イシヤウ  
烏帽子直垂大口大帷子太刀長刀腰刀 箆胡籙 皆公家ノ衣裳ナリ。

〔下十四ウ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「腰刀」とし、語注記は「皆公家の衣裳なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

たち なぎなたこしかたな しやうぞく  
太刀長刀腰刀 / 太刀長刀腰刀 装束の上になさす刀也。又九寸五分のよろひ返しとも云。〔53ウ⑤・⑥〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、標記語を「腰刀」とし、語注記は「装束の上にさす刀なり。また、九寸五分のよろひ返しとも云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲腰刀<sup>たんとう</sup>ハ短刀<sup>よろひどほし</sup>也。刺刀<sup>さし</sup>などをいふ。〔40 オ⑦〕

▲腰刀<sup>たんとう</sup>ハ短刀<sup>よろひどほし</sup>也。刺刀<sup>さし</sup>などをいふ。〔71 ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「腰刀」の語とし、語注記は、「腰刀は、短刀なり。刺刀などをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Coxigatana. コシカタナ（腰刀） 腰にさして携える刀（Catana）. [邦訳 156 r]

とあって、標記語「腰刀」の語を収載し、意味を「腰にさして携える刀」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

こし - がたな [名]【腰刀】〔自ら腰に刺し居る稱、太刀は、供人に持たす〕短刀の名。又腰指<sup>こしざし</sup>。鞘卷に同じ。刀劍問答「腰刀、云云、鞘卷の事なり、常に腰を離さぬ刀なる故、腰刀と云ふ」古事談、四、勇士「九寸ばかりなる腰刀」源平盛衰記、一、五節夜闇討事「殿上人たる者、腰刀を差しあらはす條、傍若無人の振舞也」（前後に、黒鞘卷とあり）長門本平家物語、八、宮被討御事「腰刀を抜き、云云、腹掻くき切り」〔0679-2〕

とあって、標記語「腰刀」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「こし - がたな【腰刀】〔名〕腰にさす、つばのない短い刀。栗形に折金をつけ、副子<sup>そえご</sup>として<sup>こうがい</sup>筭<sup>さやまき</sup>や小柄<sup>こがら</sup>をつけることが多い。赤木柄、鞘卷など各種ある」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

心中祈念誦方將神、取腰刀<sup>コシ カタナ</sup>切甲之上帶小具足、良久僅浮出淺瀬《訓み下し》心中ニ誦方ノ將神ニ祈念シテ、腰ノ刀ヲ取りテ甲ノ上帶小具足ヲ切り、良久シウシテ僅ニ淺瀬ニ浮カミ出ヅ。《『吾妻鏡』承久三年六月十四日の条》

**0700-58「箆（えびら）」（402-2002.10.30）**は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その七 六月十一日状、語注解—（駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I、2007年3月発行）の**0611-73「箆<sup>えびら</sup>」（345 {訂正 363}：2002.10.30）**194頁～197頁を参照。

**0700-59**「胡籙（やなぐひ）」（402-2002.10.31）は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について一その七 六月十一日状、語注解一（駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊Ⅰ、2007年3月発行）の**0611-74**「胡籙（やなぐひ）」（345〔訂正363〕：2002.10.31）197頁～199頁を参照。

**0700-60**「大星行藤（おほほしのむかばき）」（402-2000.12.02）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「遠」部に、

ヲ、ボシノムカバキ  
大星行藤 鹿之春皮也。〔元亀本 82 ⑩〕

ヲ、ボシノムカバキ  
大星行藤 鹿ノ春皮也。〔静嘉堂本 102 ②〕

ヲホシノムカハキ  
大星行藤 鹿之春皮也。〔天正十七年本上 50 ウ①〕

ヲ、ボシノムカハキ  
大星行藤 鹿之春皮也。〔西来寺本 148 ②〕

とあって、標記語「大星行藤」の語注記は「鹿の春皮なり」という。『庭訓往來』古写本類に見え、『下學集』はこの語を未収載にする。真字註である『庭訓往來註』七月日の状に、「大星ノ行藤ムカバキ 鹿ノ春ノ皮也」とあって、『運歩色葉集』の語注記に合致する。広本『節用集』及び印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には未収載にある。この語も『庭訓往來註』から『運歩色葉集』が引用して継承した語である。

江戸時代の注釈類には、以下の通りである。

ホシノムカバキ シカ ナツゲ カワ 大星行藤ハ鹿ノ夏毛ナンドノ皮也。又秋ノ皮ニモ有ナリ。ヲヨソムカバキ ハジ タイラ 凡行藤ノ始マル事天竺太羅  
ハシノク マシマ アル ウルハ ヨ バウ ヨソ キタ チカツキ 國ト云國ニ波斯匿王ト申王御座ス。或時麗シク吉キ女房餘所ヨリ來レリ。帝王近付給テ。  
キサキ タイ ヤカ ギヨサン ヒボ 久ク后ノ思ヒヲ成シ給フ。彼后懷胎シ給ヒテ。頓テ御産ノ紐ヲキ玉フ取り上ゲ見奉レハ。  
ウルハ ミカド ナコリ ヲシ イトマ キサキ 艶シキ王子ニテ渡ラセ玉フ。御門名残ヲ惜ミ玉ヒテ暇ヲ出シ給ハザリシカバ。后ノ玉ハク。  
カハラ コクロクセン 我ハ此國ノ傍ニ黒鹿山ト云山アリ。其主鹿ノ王ナリ。吾レ人間ニタヨリ。佛性ヲ得ンガ爲  
チギリ ホンマウ ニ大王ニ契ヲコメ奉ルナリ。我本望ニマデナリ。一人ノ王子出來サセ玉ヘハ。身ノ幸ヒ是  
スギ ハンベ イト カキクス ウセ フトナシ ナラ シタガツ ゲイ ニ過ジト思ヒ侍レバ。暇マ申トテ搔痒様ニ失ニケリ。此王子長ク成セ玉フニ隨テ諸藝  
スダ コト アシ マダラ 勝レ玉フ。弓馬ノ道殊ニ達シ玉ヘリ。此王子ノ左ノ足。ヒタスラ斑ナリ。單カラ鹿ノ毛ヲ見  
シカ ハラ ヤド シルシ ハンソク ミクル ル如シ。是併テ鹿ノ腹ニ宿ラセタマフ御驗也。サテコソ斑足トハ。名付ケレ。此足見苦  
ハカマ ノリ ムカバキ メ シトテ。袴ト云事始マル。又馬ナンドニ駕給ニハ彼行藤ト云事ヲ仕出シ召ス也。此時ヨリ  
ヲコレリ〔古版『庭訓往來註』下 14 ウ⑥～下 15 オ④〕

おほほし むかばき よりとも しか  
大星の行藤ノ大星ノ行藤。大星ハ毛の紋なり。行藤ハ頼朝の時よりはしまる。鹿の皮を以

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

てつくり馬<sup>ばしやうやげう</sup>上夜行にはした露<sup>ゆうれう</sup>を通さぬ為なり。今遊<sup>しゆすどんす</sup>獵の皮とす。うらハ縺子緞子染物などに  
てする也。緒<sup>を</sup>ハ菖蒲<sup>せふぶかわ</sup>革黒革等にて作る。〔訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版) 53ウ⑦⑧〕

▲大星行<sup>ばしやうゆうれうやきやう</sup>膝<sup>ひさ</sup>是ハ馬上遊<sup>おほ</sup>獵<sup>あめつゆ</sup>夜行<sup>ふせ</sup>に膝<sup>ぐ</sup>を蔽<sup>こ</sup>ふて雨露<sup>こ</sup>を防ぐの具。爰に大星とあるハ鹿<sup>かひ</sup>の皮<sup>を</sup>にて作りたるを指<sup>つけ</sup>して毛色<sup>きしほし</sup>の白<sup>しろ</sup>をいへる也。裏<sup>うら</sup>ハ縺子緞子<sup>しゆすどんすあや</sup>綾<sup>を</sup>染物等。緒<sup>しやうふがハ</sup>は菖蒲皮<sup>を</sup>を用ゆ。  
黒革<sup>くろかひ</sup>ハ略<sup>りやく</sup>様とぞ。〔頭書訓読『庭訓往來精注鈔』 40オ⑦～ウ①〕を参照。

現代の国語辞書である小学館『日本国語大辞典』第二版には、標記語「おおほしのむかばき【大星行膝】」の語は未収載にある。

0700-61「房鞞（ふさしりがい）」（402：2003.03.25）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「婦」部に、

<sup>フサシリガイ</sup>  
総鞞。〔元龜本 224 ⑤〕〔静嘉堂本 257 ②〕  
<sup>フサノシリカイ</sup>  
総鞞。〔天正十七年本中 58 オ①〕

とあって、標記語「総鞞」の語を収載し、その読みを「ふさしりがい」と「ふさのしりかい」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「フサノシリカイ」、経覺筆本に「フサシリガイ」、山田俊雄藏本に「(フサ) シリカイ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「房鞞」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「房鞞」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>フサシリガイ</sup>  
房鞞 バウシユウ・ネヤ〔平・平〕鞍具。〔器財門 622 ⑧〕

とあって、標記語「房鞞」の語を収載し、訓みを「ふさしりがい」とし、その語注記は、「鞍具」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>フサシリカイ</sup>  
房鞞 馬具。〔弘・財宝 180 ⑥〕〔永・財宝 148 ⑤〕〔堯・財宝 138 ⑥〕

とあって、標記語「房鞞」の語を収載し、訓みを「ふさしりかい」とし、その語注記は「馬具」と記載する。また、易林本『節用集』には、標記語「房鞞」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書として、広本『節用集』及び印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』に訓みを「ふさしりがい」として、「房鞞」の

語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語となっている。ここで、『運歩色葉集』は、なぜか標記語を「総鞆」としていて共通しないのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 403 に標記語を「房鞆」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

房<sup>フサシリカヒ</sup>鞆<sup>ムナカヒ</sup>牛ノ胸懸等雖<sup>トモシ</sup>非<sup>ト</sup>上品ニ任<sup>セ</sup>注<sup>文</sup>ニ無<sup>キ</sup>相違<sup>イ</sup>ノ様ニ  
可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>シ</sup>下<sup>也</sup>房<sup>フサシリカヒ</sup>鞆<sup>ノ</sup>胸懸ハ天性詞ニ出テ云ナリ。一切ノ事ヲ其縁ヲ以テ  
便トス。其謂ノ類ヲ以テ如此車牛ノ用歟。〔下十五オ④～⑥〕

とあって、この標記語「房鞆」とし、語注記は「房鞆牛の胸懸は、天性詞に出でて云ふなり。一切の事を其縁を以て便とす。其れを謂ふの類を以て此の如き車牛の用いるか」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

房<sup>ふさ</sup>の鞆<sup>しりがい</sup>ノ房<sup>ふさ</sup>鞆<sup>しりがい</sup> 大ふさをさげかざりたる鞆也。鞆の注前にあり。〔54 オ①〕

とあって、標記語を「房鞆」とし、語注記は「大ふさをさげかざりたる鞆なり」と記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲房<sup>ふさ</sup>鞆<sup>しりがい</sup>ハ大総を下げ飾りたる也。鞆ハ六月の返状に注す。〔40 ウ①〕

▲房<sup>おほふさ</sup>鞆<sup>しりがい</sup>ハ大総を下げ飾りたる也。鞆ハ六月の返状に注す。〔71 ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「房鞆」の語とし、語注記は、「房鞆は、大総を下げ飾りたるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fusa xirigai. フサシリガイ（房鞆）馬<sup>しりがい</sup>の鞆<sup>ふさ</sup>の総。ただし、この二語が連ねて用いられることはあまりなくて、その各語がそれぞれ単独に用いられる。〔邦訳 285 1〕

とあって、標記語「房鞆」の語を収載し、意味を「馬の鞆の総」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ふさ - しりがい〔名〕【房鞆】古くは連着の鞆。それに絲の總を着けたるもの。其總の厚く大きく長きを厚總、又は、大總と云ひ、紫なるを最上とし、(小總もあり)、馬の三頭の上(辻と云ふ)につくるを辻總と云ふ。天皇の御料は、悉皆紫染、其他は緋染(五位以上)、又、紫裾濃等、種種の色あり。相國寺供養記「次衛府長、騎馬總鞆」禮服記「鞆鞆有連着」注「俗云六總」源平盛衰記、廿一、小坪合戦事「泥茸毛の馬に、云云、燃立ばかりの厚總の鞆かけ」小右記、長和三年五月十六日「親王公

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

脚走馬、云云、或懸連着鞞（大納言齋信）、或小總、辻總 太平記、十、長崎次郎高重  
最後合戰事「板東一の名馬に、金具の鞍に、小總の鞞かけてぞ乗りたりける」吉布秘訓抄、  
仁安四年三月十三日、高野御幸、左衛門權佐經房「沃懸地鞍、辻總鞞」馬寮式「御鞞、  
云云、紫絲、云云」玉葉、治承二年十月三十日「春日祭使、良通、紫末濃鞞」〔1743-5〕  
とあって、標記語を「房鞞」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
標記語「ふさしりがい - 【総鞞】〔名〕鞞の一種。大総、厚総を下げて飾りとした鞞」とあって、  
『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

行列先陣隨兵十二騎、懸総鞞《訓み下し》行列先陣ノ隨兵十二騎、<sup>フサシリガヒ</sup>総鞞ヲ懸ク。《『吾妻鏡』正嘉二年三月一日の条》

0700-62「牛胸懸（うしのむなかひ）」（403：2003.03.26）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「無」部に、

<sup>ムナガケ</sup>  
胸懸。〔元龜本 175 ⑨〕  
<sup>ムナカイ</sup>  
胸懸。〔静嘉堂本 196 ②〕〔天正十七年本中 27 ウ⑥〕

とあって、標記語「胸懸」のを収載し、その訓みを「むながけ」と「むなかい」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本と山田俊雄藏本に「(ウシ) ノムナカイ」と経覺筆本には、「(ウシ) ノムナカケ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>タウクキョウ</sup>  
當芻 ムナカイ。馬一ノ現斑拳三字各用上字。鞞 同ノ牛一。鞞 同。芻鞞 同。  
〔黒川本・雑物中 44 才⑤・⑥〕

當芻 ムナカイ。後漢書云拔佩刀截ノ馬一。馬——是也。現芻。斑芻 已上同。

鞞 ムナカキノ牛一ノ車具也。〔卷第五・雑物 119 ①〕

とあって、標記語「胸懸」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語を「胸懸」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>ムナガケ</sup>  
胸懸 ケウケン〔○・平〕鞍具也。或云、鞅。〔態藝門 461 ⑦〕

とあって、標記語「胸懸」の語を収載し、その読みを「むながけ」とし、その語注記は、「鞍具なり。或は鞅と云ふ」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ムナガケ</sup>  
胸懸 鞍具。鞅 同。〔永・財宝 117 ⑥〕〔両・財宝 130 ⑥〕  
<sup>ムナカゲ</sup>  
胸懸 鞍具。鞅 同。〔堯・財宝 107 ⑤〕

とあって、標記語「胸懸」の語を収載し、その語注記は「鞍具」と記載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>ムナガヒ</sup> <sup>アテ</sup> <sup>イタ</sup> <sup>ムナカヒ</sup>  
智懸 一當。一板。鞅 頸靽。〔器財 114 ⑥〕

とあって、標記語「智懸」と「鞅」の語をもって収載し、語注記は「頸靽」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みは「むながけ」「むながい」として、「胸懸」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 403 に標記語を「胸懸」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>フサシリカヒ</sup> <sup>ムナカヒ</sup>  
房鞅牛ノ胸懸等雖トモレ非ト上品ニ任セ注文ニ無キ相違(イ)ニ様ニ  
<sup>フサシリカヒ</sup>  
可レ被申シ下也 房鞅牛ノ胸懸ハ天性詞ニ出テ云ナリ。一切ノ事ヲ其縁ヲ以テ  
便トス。其謂ノ類ヲ以テ如此車牛ノ用歟。〔下十五オ④～⑥〕

とあって、この標記語「胸懸」とし、語注記は「房鞅牛の胸懸は、天性詞に出でて云ふなり。一切の事を其縁を以て便とす。其れを謂ふの類を以て此の如き車牛の用いるか」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>うし</sup> <sup>むなかけとう</sup> <sup>ミくるま</sup> <sup>いくはん</sup>  
牛の胸懸等ノ牛ノ胸懸等 御車を引する牛のむねに懸るかざりなり。右の衣冠其  
外の品々皆圖説にくわしけれハこゝに畧す。〔54オ①〕

とあって、標記語を「胸懸」とし、語注記は「御車を引する牛のむねに懸るかざりなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲牛ノ胸懸ハ御車を曳する牛の胸に懸る飾也。〔40ウ①〕

▲牛ノ胸懸ハ御車を曳する牛の胸に懸る飾也。〔72オ②・③〕

とあって、標記語「胸懸」の語とし、語注記は、「牛の胸懸は、御車を曳する牛の胸に懸る飾りなり」と記載する。



当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Munagai.** ムナガイ（胸繫・鞅） 馬の胸繫<sup>むながい</sup>。〔邦訳 432 r〕

とあって、標記語「胸懸」の語を収載し、意味を「馬の胸繫」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

むな - がい〔名〕【鞅・胸繫】むながき（鞅）の音便。其條を見よ。字類抄「當胸、ムナカイ、鞅、ムナカイ」易林本節用集（慶長）上、器財門「胸懸、ムナカヒ」平家物語一、殿上乗合事「御牛の胸懸、鞅切りはなち」〔1972-2〕

むな - がき〔名〕【鞅】〔胸絡き、の義〕今、むながい。馬具の一。（乗車の牛にも云ふ）おしかけ（押掛）の條を見よ。斬。倭名抄、十一 4 車具「鞅、無奈加岐、<sup>くびき</sup> 軛<sup>マトフ</sup>下絆、<sup>ムナガイ</sup> 頸<sup>シリガヒ</sup>ヲ繩也」（牛に云ふ）同、十五 1 鞍馬具「當胸、無奈加岐」（馬に云ふ）。字類抄「當胸、ムナカイ、斑胸、同、鞅、ムナカイ」天治字鏡、十二 29「鞅、靱、斑胸、牟奈加支」同、五 7「靱、繫<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>馬胸<sup>ニ</sup>者也、牟奈加支」〔1972-2〕

とあって、標記語を「胸懸」と「鞅」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「むな - がい【鞅・胸懸】〔名〕（「むなかき（鞅）の変化した語）」<sup>しりがい</sup> 鞅<sup>くらぼね</sup>の一種。鞍橋を固定するために馬の胸から鞍橋の前輪の四緒手にかけて取り回す緒。鞅は胸懸と面懸とを合わせた総称。むながけ、「むな - かき【鞅・胸懸】〔名〕「むながい（鞅）」に同じ、「むな - がけ【鞅・胸懸】〔名〕「むながい（鞅）」に同じ」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

御車を疾く懸け破りてつかまつれ」と下知せられけれども、牛の胸懸切られて、首木も折れ、牛子どもも散り散りに成り行き、供奉の卿相雲客も、皆打ち落されて、御車に当たる矢をだに防ぎ参らす人も無し。《『太平記』卷第二十三・土岐頼遠御幸に参り合ひ狼藉致す事》

**0700-63**「上品（シヤウボン）」（403：2000.01.27）は、拙論『『庭訓往来註』にみる室町時代の古辞書—『下學集』『節用集』『運歩色葉集』—（駒澤短期大学研究紀要・第二十九号（二）・平成十三年三月発行）四月十一日の状「美濃上品」613頁を参照。

**0700-64**「註文（チウモン）」（403：2005.07.21）は、未稿「ことばの溜池」十一月十二日の状（[http://www.komazawa-u.ac.jp/~hagi/ko\\_tame94.html](http://www.komazawa-u.ac.jp/~hagi/ko_tame94.html)）を参照。

**0700-65 「相違 (サウ井)」 (403 : 2002.08.19)** は、拙論『『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その六 六月七日状、語注解』(駒澤短期大学研究紀要・第三十五号・2007年3月発行)の0607-94「相違」(332:2002.8.19) 425頁～428頁参照。

**0700-66 「七月七日 (しちぐわつなのか)」 (404 : 2003.03.27)**

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「之」部に、

七月 文月、七夕。晒文。書献。三星<sup>放</sup>之。親月、此月諸親墳墓故之夷則。孟秋。初秋。〔元龜本 328 ②〕

七月 文月。七夕。晒文。書献。二星故云。親月、此月諸人詣墳墓故云夷則。孟秋。初秋。〔静嘉堂本 389 ④〕

とあって、標記語「七月」を収載し、語注記には「文月。七夕。晒文。書献。二星故云。親月。此月諸人詣墳墓。故云夷則。孟秋。初秋」と記載し、『**下學集**』の「文月此の月七夕、諸人詩歌の文を以て二星に献ず。或は書篇を晒て以て星に供す。故に文月と云ふなり」と「親月此の月諸人親の墳墓に詣す。故に親月と云ふ。」の注記を継承するものである。

古写本『**庭訓往來**』七月五日の状に、

七月五日 〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕〔山田俊雄藏本〕  
〔経覺筆本〕〔文明本〕

と見え、古写本全てが七月五日状としているが、下記真字本註だけが七月七日の「七夕」行事に結びつけてこの書状を「七月日」と改めてこの「七夕」の注記を記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『**色葉字類抄**』(1177-81年)と十卷本『**伊呂波字類抄**』には、

七月 フツキ。〔黒川本・天象中 101 オ③〕

七月 フツキノ律中夷則。〔卷第七・天象 38 ⑤〕

とあって、十卷本に、標記語「七月」の語を収載し、訓みは「ふつき」とする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「七月七日」の語を未収載にする。が、「文月此月七夕諸人詩歌ノ之ヲ以テ献ズ<sup>フミツキ</sup>星<sup>フミツキ</sup>。或ハ晒<sup>サラシ</sup>テ書篇以供ス星<sup>フミツキ</sup>故<sup>フミツキ</sup>文月ト之也、と注記する。〔時節門 29 ⑥〕次に広本『**節用集**』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

シヤウセイ ツカサドル セイハウ コエ イソク タ シチゲツ リツ シヤウシヤウナリモノスデ ヲイ  
 商聲ハ主ニ西方ノ之音ヲ夷則ハ為リニ七月ノ之律ニ商傷也物既ニ老テ  
 ヒシヤウ イ リク モノスギ サカン マサニ サツ  
 ハ而悲傷ス夷ハ戮ナリ物過テハ盛ナルニ而當ベシ殺ス 秋聲賦。

〔態藝門 968 ⑧～ 969 ②〕

とあって、『秋聲賦』の句を引用しそのなかに「七月」の語を収載し、その訓みを「シチゲツ」とする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「七月七日」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

シチ ソシウ イソク シヨシヤウ サウ フミツキ  
 七月 初秋。孟秋。夷則。初商。早秋。文月。〔數量 211 ②・③〕

とあって、標記語「七月」の語をもって収載し、語注記には月の異名語を記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「シチグワツ」として、「七月」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本が示すところの月の名である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、

404 七月七日 尚書曆曰七月七日禺中洗浴除罪禺中者巳時也。玄女五姓圖云、七月七日午時沐浴除<sub>レ</sub>四千罪<sub>ニ</sub>大吉。仲尼、遊方問録云、昔高辛氏有<sub>レ</sub>子。七歳性嗜<sub>レ</sub>湯餅<sub>ニ</sub>。以<sub>レ</sub>七月七日<sub>ニ</sub>死故、其日作湯餅<sub>ニ</sub>祀<sub>レ</sub>之。因<sub>レ</sub>此后人郊爲<sub>レ</sub>節也。金谷園記云、七月七日夜洒<sub>ニ</sub>掃於庭露<sub>ニ</sub>。施<sub>レ</sub>机筵<sub>ニ</sub>、甘菓酒醢<sub>ニ</sub>、兼散<sub>レ</sub>香粉於庭上<sub>ニ</sub>。以清河鼓織女言、奕々白氣歳石反美兒也。光耀五色以爲<sub>レ</sub>徵。応見者便拜而願<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>壽。子若有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>乞。唯得<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>一、兼求<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>三及<sub>ニ</sub>。得自<sub>ニ</sub>古來<sub>ニ</sub>往々皆有<sub>レ</sub>其驗<sub>ニ</sub>。尺素<sub>ニ</sub>曰、穀<sub>カチ</sub>ノ葉ノ上ノ索餅ハセタノ風 { 流也 }。〔謙堂文庫藏四〇右④〕  
 ※七月七日一異名相 夷則孟秋。〔国会図書館蔵左貫注書込み〕

とあって、注釈書のなかで唯一意識的に標記語を「七月七日」と改編し、語注記をもってその記載関連資料をここに収載するものである。

このなかで、『遊方問録』の引用文言については、静嘉堂文庫蔵『庭訓往來註』古写頭注書込みに、「古説ニ 古<sup>イニシヘ</sup>高辛氏ノ少女七月七日ニ死す。其靈常ニ麥餅ヲ食故其死日ニ當<sub>ニ</sub>索麵ヲ用テ其靈ヲ祭。後人此日索麵ヲ食スレハ年中瘧病ナシト也。七夕祭ヲ乞巧奠トイフ」と記載する。※「高辛氏」一五帝ナリ。※「醢」一ホノサケ。ここには、「湯餅」を「麥餅」とし、「湯餅」でなく「索麵」を食すことで瘧病を避けようという慣習を記述している。

次に、『金谷園記』については、『河海抄』巻十五 28 に「金谷園記云、七月七日夜、洒<sub>ニ</sub>掃於庭<sub>ニ</sub>。露<sub>ニ</sub>施机筵<sub>ニ</sub>、甘菓酒醢<sub>ニ</sub>、兼散<sub>レ</sub>香粉於庭上<sub>ニ</sub>、以謂<sub>ニ</sub>河鼓織女<sub>ニ</sub>、言、此二星歡會夜也、俗人候<sub>レ</sub>之、或見<sub>ニ</sub>天漢中<sub>ニ</sub>、見<sub>ニ</sub>奕々白氣<sub>ニ</sub>歳石反<sup>イニシヘ</sup>美<sub>ニ</sub>容也<sub>ニ</sub>、光耀五色以爲<sub>レ</sub>徵

應一、見者便拜、而願乞<sub>レ</sub>富、乞<sub>レ</sub>壽、乞<sub>レ</sub>子」〔528 下十五「ほしあひみる人もなし」〕とあって、同じき内容をここに引用していることを確認する。ただし、下線部の箇所についてはこの書には見えない。

次の一條禅閣兼良作『尺素徃来』〔寛文八年刊〕については、「穀ノ葉之上ノ索餅者七<sup>カチ</sup>夕之風流」〔下 47 オ二・三〕とするものである。

静嘉堂文庫蔵『庭訓徃来註』古写頭注書込みには、他に「七夕ニ織女嫁ル<sub>ニ</sub>牽牛ニ<sub>ニ</sub>事、續年借記ニミヘタリ。又曰、牽牛娶リ<sub>ニ</sub>織女ヲ<sub>ニ</sub>天帝借ス<sub>ニ</sub>二万錢ヲ<sub>ニ</sub>。下シテ礼ヲ久ク不<sub>レ</sub>還ヘサ。被テ驅<sub>レ</sub>在リ<sub>ニ</sub>宮室ノ中ニ<sub>ニ</sub>ト云云」△朗詠江ノ注ニ云、日本ニハ清涼殿升壺ニテ、六人シテ立<sub>ニ</sub>机圖脚ヲ众供ヲ備テ、灯九本ヲ立。鏡ヲ置テ七孔ノ錦五色ノ絲ヲ付テ亥ノ刻ヨリ寅ノ時迄祭<sub>ル</sub>也。針一本ニ七孔アリ」といった頭注書込みを記載している。

古版『庭訓徃来註』では、

七月五日。〔下十五⑦〕

とあって、この標記語を「七月五日」とし、「七月七日」としていないことに留意したい。時代は降って、江戸時代の訂<sub>誤</sub>『庭訓徃来捷注』（寛政十二年版）にも、

七月五日／七月五日。〔54 オ⑤〕

とあって、標記語を「七月五日」としする。これを頭<sub>書</sub>訂<sub>誤</sub>『庭訓徃来精注鈔』『庭訓徃来講積』にも、

しちぐわついつか  
七月五日／七月五日。〔40 ウ④〕

しちぐわついつか  
七月五日。〔72 オ⑥〕

とあって、標記語を「七月五日」とする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Xichiguat. シチグワツ（七月）〔陰暦の〕七月 . → Futeuqi. 〔邦訳 761 〕

とあって、標記語「七月七日」の語を収載し、意味を「〔陰暦の〕七月」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しちぐわつ - 〔名〕【七月】年の、第七に當る月。文月。ふづき。〔0901-5〕

なぬ - か 〔名〕【七日】〔七日の轉か、七日の略轉か〕（一）な<sub>な</sub>のか（七日）に同じ。

萬葉集、十七 46 長歌「近くあらば、今二日だみ、遠くあらば、奈奴可の内は、過ぎめやも、來なむ、わがせこ、ねもごろに」（二）月の第七日目の稱。又特に正月、及、七月の七日をも云ふ。な<sub>な</sub>なか。榮花物語、廿四、若枝「ついたちな<sub>な</sub>ぬかも過ぎぬれば」蜻蛉日

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

記、上、上 23 「時は七月五日、云云、天の川、なぬかを契る、心あらば、<sup>ほしあひ</sup>星會ばかりの、影を見よとや」〔1464-3〕

とあって、標記語を「七月」と「七日」の二語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「しち-がつ【七月】〔名〕①一年の第七番目の月。陰暦では秋。<sup>ふみづき</sup>文月。ふづき。しちがち。《季・夏（陰暦では秋）》②（陰暦七月十五日が盂蘭盆にあたるところから）盆の節供。③強盗をすること、また、強盗犯をいう、盗人仲間の隠語。④馬鹿者をいう、盗人・てきや仲間の隠語」と「なぬ-か【七日】〔名〕①日の数七つ。また、七日間。一週間。なのか。②暦の月の初めから七番目の日。また特に、正月七日、京の祇園祭の六月七日、七夕の七月七日など、特定の月の七番目の日のことを月を明示せずいう。なのか。《季・新年》③ある事があった日から数えて七番目の日。七日目。④小児が誕生して七日目。また、この日に行なわれた<sup>うぶやしな</sup>産養の祝い。しちや。⑤近世、一二月二日から同二八日までの御講の期間。また、その期間の天候状態。御講日和。<sup>びより</sup>⑥女子の月経の期間。〔補注〕→「なのか（七日）」の補注」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

節日 正月一日。七日。十五日。三月三日。七月七日。九月九日。《冷泉家時雨亭叢書『簾中抄』129オ⑦》

**0700-68 「進上（シンジャウ）」（405：2001.07.03）**は、拙論『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その二 卯月五日の状語注解」（駒澤短期大学研究紀要・第三十号・2002年3月発行）の0405-1「<sup>シンジャウ</sup>進上」（2001.07.03）211頁～213頁を参照。

**0700-69 「宮内少輔（クナイセウフ）」（405：2003.03.28）**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「久」部に、

<sup>クナイキヤウ</sup>宮内卿 唐名／尚書。〔元龜本 349 ⑥〕

宮内卿 唐名司農／尚書。〔静嘉堂本 222 ⑤〕〔天正十七年本中 40ウ⑥〕

とあって、標記語「宮内卿」と収載し、標記語「少輔」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、

進上宮内少輔殿 [至徳三年本] [宝徳三年本] [建部傳内本] [山田俊雄藏本]  
[経覺筆本] [文明本]

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「宮内少輔」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「宮内少輔」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

<sup>クナイセイ</sup>宮内省 キウタイ、ミヤ、ウチ、カヘリミル[平・去・去]。當唐工部卿相當正四位下唐名工部尚書大輔權相當正五位下唐名工部侍郎少輔權相當從五位下唐名同負外郎敷。丞少唐名工部郎中録少唐名工部主事。[官位門 501 ⑦・⑧]

とあって、標記語「宮内省」の語を収載し、その読みを「クナイセイ」とし、その語注記には、それぞれの役名と唐名を記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>クナイ</sup>宮内——大輔。——卿。——少輔以上唐名工部／一本云司農尚書也。

[弘・官名 157 ⑧]

<sup>クナイ</sup>宮内——大輔。——卿／——少輔以上唐名司農尚書。

[永・官名 129 ④] [堯・官名 118 ⑥] [兩・官位 143 ⑦]

とあって、標記語「宮内」の語を収載し、その語注記に「宮内少輔」の語を唐名と共に記載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>クナイキヤウ</sup>宮内卿尚書。司農／大輔。少輔。[官位 128 ⑥]

とあって、標記語「宮内卿」の語をもって収載し、語注記に「少輔」を記載する。

このように、上記当代の古辞書に「宮内」または「宮内省」「宮内卿」とし、語注記に「少輔」の語が収載され、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、405 に標記語を「宮内少輔」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

左衛門尉<sup>ヲホナカトミ</sup>大中臣大中臣／進上<sup>クナイ</sup>宮内<sup>セウ</sup>少輔。[下十五⑦]

とあって、この標記語を「宮内少輔」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸

時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

進上 <sup>くない</sup> 宮内の <sup>しやうゆうとの</sup> 少輔殿 / 進上 宮内少輔殿。〔54 オ⑥〕

とあって、標記語を「宮内少輔」とし、語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』

『庭訓往来講釈』には、

<sup>くない</sup> 宮内の <sup>せういふどの</sup> 少輔殿 / 宮内ノ <sup>しう</sup> 少輔殿 ▲ 宮内ノ <sup>せう</sup> 小輔ハ <sup>さうたう</sup> 従五位下 <sup>かな</sup> に相當す。唐名ハ <sup>こうほうじらう</sup> 工部侍郎 <sup>といふ</sup> といふ。〔40 ウ⑤・⑥〕

<sup>くない</sup> 宮内の <sup>せういふどの</sup> 少輔殿 ▲ 宮内ノ <sup>じゆう</sup> 小輔ハ <sup>さうたう</sup> 従五位ノ下 <sup>かな</sup> に相當す。唐名ハ <sup>こうほうじらう</sup> 工部侍郎 <sup>といふ</sup> といふ。

〔72 オ⑥〕

とあって、標記語を「宮内少輔」とし、語注記は、「宮内の小輔は、従五位の下に相當す。唐名は、工部侍郎といふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、標記語「宮内少輔」の語を未収載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

くない - しょう [名] 【宮内省】 みやのうちのつかさ。古へ、八省の一、宮中、大小の事務、及、調度、調物、等の事を掌る。今の省も、略、同じ。〔0536-4〕

せう - いう [名] 【少輔】 [大輔より、混訛す] せう（少輔）に同じ。〔1091-5〕

とあって、標記語を「宮内省」と「少輔」の語で収載する。これを現代の『日本国語大

辞典』第二版にも、標記語「く - ない【宮内】[名] ①皇居のうち。きゆうちゆう。みやのうち。②「くないしょう（宮内省）の略」とあって、小見出し「くないの <sup>すけ</sup> 輔令制で宮内省の二等官。大輔と少輔があった」と記載し、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

宮内少輔 陸奥太郎・遠江三郎・足利五郎・長井左衛門大夫 《『吾妻鏡』嘉禎三年四月二十二日の条》

宮内省 卿。大輔正／権。少輔同。丞大／小。録同／省掌。《冷泉家時雨亭文庫蔵『簾中抄』99ウ⑥》

## 0700-70「左衛門尉（サエモン）のジヨウ」（405：2003.03.29）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548 年）の「左」と「勢」部に、

左衛門 唐名 / 左金吾。〔元龜本 274 ⑦〕 尉 <sup>セウ</sup> 允 <sup>同</sup>。〔元龜本 358 ⑦〕

左衛門 唐名 / 左金吾。〔静嘉堂本 313 ⑧〕 尉 <sup>ゼウ</sup> 允 <sup>同</sup>。〔静嘉堂本 436 ②〕

とあって、標記語「左衛門」と「尉」の二語に分けて収載し、その読みを「さえもん」と「ぜウ」とし、「左衛門」の語注記には、「唐名、左金吾」を記載する。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、

左衛門尉大中臣〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕〔山田俊雄藏本〕  
〔経覺筆本〕〔文明本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「左衛門尉」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』に、標記語を「左衛門尉」の語を未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>サエモン</sup>左衛門 ——大夫。——尉。——佐。〔弘・官名 210 ⑦〕〔堯・官名 164 ⑦〕  
<sup>サヘモン</sup>左衛門 ——大夫。——尉。——佐。〔永・官名 175 ⑥〕

とあって、標記語「左衛門」とし、語注記群に「左衛門尉」を記載する。また、易林本『節用集』には、

<sup>エモンノスケ</sup>左衛門佐 金吾右<sup>ゼウ</sup>尉。——<sup>カミ</sup>督。——大夫。〔官位 176 ④〕

とあって、標記語「左衛門佐」の語をもって収載し、語注記に「左衛門尉」を記載する。

このように、上記当代の古辞書には「左衛門」と「尉」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 405 に標記語を「兵衛尉」とし、その語注記は未記載にする。「兵衛尉」とするのはこの書のみであり、この官職名改編をどうみるのか今後の検討課題としておく。

古版『庭訓往來註』では、

左衛門尉<sup>ヲホナカトミ</sup>大中臣ノ進上 宮内<sup>クナイ</sup>ノ少輔<sup>セウ</sup>殿。〔下十五⑦〕

とあって、この標記語を「左衛門尉」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

<sup>さへもん</sup>左衛門<sup>ぜうおほなかとみ</sup>の尉大中臣ノ左衛門尉大中臣。〔54才⑤〕

とあって、標記語を「左衛門尉」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書訓読</sup>『庭訓往來精注鈔』



『庭訓往來講釈』には、

さゑもん せうおほなかとみ  
左衛門の尉大中臣／左衛門ノ尉大中臣▲左衛門ノ尉ハ正月の返状に見ゆ。

[40ウ④・⑥]

くない せういふどの  
宮内ノ少輔殿▲左衛門ノ尉ハ正月の返状に見ゆ。[72オ⑥]

とあって、標記語を「左衛門尉」とし、語注記は、「左衛門の尉は、正月の返状に見ゆ」と記載する。この正月返状とは、正月六日状で「源左衛門尉」をいう。ただし、「左衛門尉」についての注記は未記載にある。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「左衛門尉」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

さ - 系もん [名] 【左衛門】 系もんふ（衛門府）の條を見よ。

さゑもん - だいふ [名] 【左衛門大夫】 [大夫は、五位の稱なり] 五位の左衛門ノ尉の稱。相當は、六位なるが、特に、五位に叙せられたるに、規模として、稱するなり。職原抄、下、左右衛門府「大尉、相當、従六位上」枕草子、八、九十一段「大夫は、左衛門の大夫」「福島左衛門大夫正則」[0869-5]

とあって、標記語を「左衛門」「左衛門大夫」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「さえもん【左衛門】[名]」の小見出しに「さえもんの尉 左衛門府の第三等の官。大尉・少尉各々二人あり、従六位下、正七位上相当」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

去十五日、本三位中將前左衛門尉、於四國、告勅定旨於前内府《訓み下し》去ヌル十五日ニ、本三位ノ中將\*前ノ左衛門ノ尉（前ノ左衛門ノ尉重國ヲ遣ハシテ）、四國ニ於テ、勅定ノ旨ヲ前ノ内府ニ告グ。《『吾妻鏡』の寿永三年二月二十日条》

## 0700-71「大中臣（おほなかとみ）」（405：2003.03.30）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遠」部に、標記語「大中臣」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月五日の状に、

左衛門尉大中臣 [至徳三年本] [宝徳三年本] [建部傳内本] [山田俊雄藏本]  
[経覺筆本] [文明本]

と記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>ヲホナカトミ</sup>  
大中臣。〔黒川本・姓氏中 70ウ⑦〕

大中臣。〔卷六・姓氏 376③〕

とあって、標記語「大中臣」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語「大中臣」の語を未収載にする。

このように、上記の古辞書のなかで三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』に「大中臣」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月日の状には、識番 405 に標記語を「大中臣」とし、その語注記も未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>ヲホナカトミ</sup> 左衛門尉大中臣 / <sup>クナイ セウ</sup> 進上 宮内ノ少輔殿。〔下十五⑦〕

とあって、この標記語を「大中臣」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

<sup>さへもん</sup> <sup>せうおほなかとみ</sup> 左衛門の尉大中臣 / <sup>さへもん</sup> 左衛門尉大中臣。〔54オ⑤〕

とあって、標記語を「大中臣」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

<sup>さへもん</sup> <sup>せうおほなかとみ</sup> 左衛門の尉大中臣 / <sup>あまつこやねのみこと</sup> <sup>そん</sup> 左衛門ノ尉大中臣 ▲ 大中臣ハ天兒屋根命廿五代乃孫  
<sup>なかとみきよまろうだいじん</sup> <sup>にん</sup> 中臣清麻呂右大臣 <sup>はじめ</sup> に任ずるとき <sup>くハ</sup> 初て大の字を加へらると云々。清麻呂ハ人皇五十  
<sup>くはんむ</sup> <sup>えんりやく</sup> 代桓武天皇延暦七年に薨ず。〔40ウ⑦～⑧〕

<sup>さへもん</sup> <sup>せうおほなかとみ</sup> <sup>あまつこやねのみこと</sup> 左衛門ノ尉大中臣 ▲ 天兒屋根命廿五代乃孫中臣清麻呂右大臣 <sup>はじめ</sup> に任ずるとき <sup>くハ</sup> 初  
て大の字を加へらると云々。清麻呂ハ人皇五十代桓武天皇延暦七年に薨ず。

〔72ウ②～③〕

とあって、標記語を「大中臣」とし、語注記は、「大中臣は、天兒屋根命廿五代の孫、中臣清麻呂右大臣に任ずるとき初めて大の字を加へらると云々。清麻呂は、人皇五十代桓

## 『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

武天皇、延暦七年に薨ず」とこの語に注記記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「おほ・なかとみ〔名〕【大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おおなかとみ【大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>】〔名〕 姓氏。本姓は中臣で、神護景雲三年（七六九）、中臣清麻呂は信任厚く、その功勞によって、称徳天皇より大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>（朝臣）を賜ったことにはじまる。清麻呂は、正二位右大臣にまでのぼっている。「大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>」は、清麻呂およびその子孫のみが称することを許されたもので、以後、清麻呂の一流（二門）は、中臣氏の中で嫡流ともいうべき地位を得た。職掌としては、神祇の官人で、代々伊勢祭主を世襲した。江戸時代になって、藤波を家名とした」と詳細に記述され、上記の江戸注釈書の内容が反映されている。であるが、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

又永江藏人大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>頼隆、同初參是太神宮祠官後胤也《訓み下し》又永江ノ藏人大<sub>ナ</sub>中<sub>ナ</sub>臣<sub>ナ</sub>頼隆、同ク初參ス。是レ太神宮祠官ノ後胤ナリ。《『吾妻鏡』の寿永三年二月二十日条》